

令和 8 年第 2 回（3 月）定例会一般質問議事録目次

【 1 日 目 】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	5	古村 幹夫	1. 生活道路の 30 km/h 規制（2026 年 9 月施行）に対する対応について 2. 改正地方自治法と地域コミュニティの維持 3. 災害時における避難所のごみ処理対策について 4. 林野火災の予防に向けて	4
2	1 0	本田 光陽	1. 町長の辰野町の人口減少への考えは 2. 豊南短期大学との連携について 3. コンパクトシティーについて	18
3	8	高木 智香	1. 高齢者等タクシー・バス利用料金助成事業について 2. 投票所のあり方について 3. 町営霊園につながる道での危険回避について 4. 児童発達支援事業所設置に向けた計画について 5. 被爆体験講話の聴講機会について	32
4	1 1	向山 光	1. 行政への住民参加とパブリックコメントについて 2. より一層の職員倫理の確立とハラスメント対策などについて 3. 辰野町の付加価値について、公民連携の具体化について 4. 辰野病院のあり方と地域医療体制について 5. 文化財保護行政について	45
5	7	栗林 俊彦	1. 少子化の現状と対策・施策について 2. 行政情報誌のデジタルブック化について 3. 辰野病院の住民サービス向上について	60
6	2	林 政美	1. 地方創生・地域の活性化の促進（町長公約）について 2. 財政の改善について 3. 人口減少対策について 4. 農産物の町内自給体制の確立と持続可能な農業・農地の維持施策について 5. 人の創生・人材育成について	73
7	9	小澤 睦美	1. 辰野高校存続について 2. 辰野町の教育環境について 3. 人口減少対策について	88

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	1 2	小林テル子	1. 町長公約である「道の駅構想」、「スマートインターチェンジ構想」の実現に向けた調査チームの発足「天然温泉掘削プロジェクト」については具体的にどのように進めるのか 2. 令和8年度から施行実施される「こども計画」の項目「こどもの権利」の取り扱いについて 3. 令和5年9月議会で老人福祉センターの移転を検討実施すると答弁され、その後2年半が経過したが 4. 松くい虫被害について、4月から松枯れ被害指定市町村の指定を受けるが、昨年度の松枯れ状況と令和8年度の対策と木材移動について	99
9	1 3	津谷 彰	1. 高齢者等のリスクリング（学び直し）支援の推進について 2. 町民のウェルビーイング向上に向けたeスポーツの導入と活用について 3. サイバー攻撃への情報セキュリティ体制と住民サービス防護について 4. 小学校統合を見据え2学期制検討の可能性について	114
10	1	樋口 博美	1. 町の事業について 2. 有害鳥獣対策、熊対策について 3. 辰野町の森づくりは 4. 辰野病院経営状況は	125
11	3	牛丸 圭也	1. 町政70周年記念事業辰野町PR動画制作について 2. 地域レジリエンスソーラーシステム事業について 3. 災害時の井戸利用について 4. 小野宿他町内文化財のデジタルアーカイブ化について	139
12	4	吉澤 光雄	1. 町営入浴・宿泊施設の運営改善とあり方検討について 2. 除雪、融雪剤散布路線の拡大について 3. マッサージ助成券の普及・改善について 4. 夜間・土曜窓口の改善について	154
13	6	松澤千代子	1. 男女共同参画プランの進捗状況について 2. 多文化共生社会の教育について 3. 山林の中にある町所有の施設について 4. 平出側ほたる童謡公園の公衆トイレについて	168

令和8年第2回辰野町議会定例会会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 令和8年3月9日 午前9時30分
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 14名

1番	樋口博美	2番	林政美
3番	牛丸圭也	4番	吉澤光雄
5番	古村幹夫	6番	栗林俊彦
7番	松澤千代子	8番	高木智香
9番	小澤睦美	10番	本田光陽
11番	向山光	12番	小林テル子
13番	津谷彰	14番	舟橋秀仁

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武居保男	副町長	中谷俊禎
教育長	宮澤和徳	総務課長	三浦秀治
まちづくり政策課長	高津稔	DX・地方創生担当課長	赤羽謙一
住民税務課長	桑原高広	保健福祉課長	矢島秀教
子育て応援課長	高倉健一郎	産業振興課長	丸山貴之
商工観光担当課長	菅沼隆之	建設水道課長	熊谷健司
会計管理者	上島淑恵	学校支援課長	竹村智博
学びの支援課長	福島永	辰野病院事務長	桑原さゆり

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	菅沼由紀
議会事務局庶務係長	原梢

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席	第2番	林政美
議席	第3番	牛丸圭也

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんにおかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、第 2 回定例会、第 8 日目の会議は成立いたしました。欠席の届け出ですが、中村代表監査委員より欠席届が提出されておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。26 日正午までに通告がありました、一般質問通告者 13 人全員に対して質問を許可いたします。質問答弁を含めて一人 50 分以内として、進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますので、ご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1 番	議席	5 番	古 村 幹 夫 議員
質問順位	2 番	議席	10 番	本 田 光 陽 議員
質問順位	3 番	議席	8 番	高 木 智 香 議員
質問順位	4 番	議席	11 番	向 山 光 議員
質問順位	5 番	議席	7 番	栗 林 俊 彦 議員
質問順位	6 番	議席	2 番	林 政 美 議員
質問順位	7 番	議席	9 番	小 澤 睦 美 議員
質問順位	8 番	議席	12 番	小 林 テル子 議員
質問順位	9 番	議席	13 番	津 谷 彰 議員
質問順位	10 番	議席	1 番	樋 口 博 美 議員
質問順位	11 番	議席	3 番	牛 丸 圭 也 議員
質問順位	12 番	議席	4 番	吉 澤 光 雄 議員
質問順位	13 番	議席	6 番	松 澤 千代子 議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位 1 番、議席 5 番、古村幹夫議員。

【質問順位 1 番 議席 5 番 古村 幹夫 議員】

○古 村 (5 番)

本日 3 月 9 日、いよいよ今年度も年度末を迎えております。月が替われば新しい年度を迎え、小・中学校、高校、各種学校では新しい児童生徒を迎え、新しい気持ちでいろいろなスタートしていく、そんな季節でございます。4 月、特に小学校新入生にとっては、やはり今までとは違った環境の中で、通学というような状況になって

まいます。安全な道路環境、こういったものは築いていくのは我々大人たちの役割なのかなというふうに考えております。こうした中、令和 8 年度道路交通法がいくつかわり、4 月 1 日からは自転車の違反に対しては、青切符が切られるようになる。また、9 月からは今まで指定がなかったところ、道路標識で制限速度が指定されていなかった道路も全て 30 キロメートル/アワーということで制限がされるようになってまいります。この対象となる道路、辰野町内狭い道路がたくさんあるかと思っています。幅員 5.5 メートル未満、またセンターラインがない道路というようなことが 30 キロメートルの指定になってくるわけですが、辰野町内においては、どのようなところが対象になってくるのか、またその周知方法に関してはどのようにお考えになるのか、教えていただければと思います。

○町 長

皆さんおはようございます。2 日間の一般質問よろしくお願いいいたします。それは古村議員のご質問にお答えさせていただきます。生活道路は主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線や車両通行帯などが無い道路のことを言いますが、標識がなくても、5.5 メートル未満の幅の狭い生活道路では、現在の 60 キロメートル毎時から 30 キロメートル毎時に引き下げられる予定の本改正は、施行が 2026 年 9 月から全国一律で実施されるため、施行までに広範囲な周知が必要であることから、警察組織が重点的に行うと考えております。狭い生活道路での事故が全国的に課題となっており、特に朝夕の通学、帰宅時間帯に事故が多発していると言われております。規制速度超過による事故が多く、特に死傷者の割合が高い狭い道路の規制を警察は強化しています。町としましても地元の警察組織や交通安全協会と協力し、年間で行っている交通安全運動や広報またホームページなどで周知してまいりたいと考えております。

○古 村 (5 番)

多くの人にこの 30 キロメートルアワー毎時ということで知っていただくこと、これは大事だというふうに思います。私たちもついつい見通しの良いところ、速度出したくなってしまうところではありますが、やはり交通弱者と呼ばれる子どもであったり高齢者であったり、こういった方々の安全を守っていくためには、ただ注意を呼びかけるだけではなくて、物理的な交通安全対策っていうのも必要になってくるのかなというふうに考えております。こうした中で昨年行われた中学生議会にお

いても、生徒からも質問が出されたところではありましたが、看板設置だけではなくて、例えば、その速度を抑制するためのハンプと呼ばれるような、段差あるいはシケインといって速度もわざとゆっくりさせるような蛇行路、こういった物理的な速度抑制対策、こういったものを検討するお考えはございますでしょうか。

○建設水道課長

お答えします。速度超過を防ぐため、ハンプなどを設置することは有効な手段と考えております。しかしハンプ、段差でございますけどにつきましては、振動やまた除雪作業に影響があります。また、シケイン、先ほど議員さんおっしゃいましたが蛇行路の設置につきましては、やはり車両の通行性等の問題があることから、設置するには必ず地元の皆様の合意形成が必要となっておりまして、そのほかの対策として、ペイントによる路面標示やポール設置等がありますが、これも大変有効な手段と考えておりますので、今後はこれらの対策を実施していきたいというふうに考えております。また議員ご質問の「ゾーン 30」は、生活道路における歩行者や自転車の安全確保のため、車両の速度抑制や抜け道利用の抑制を目的としており、その一定のエリア・ゾーンを決める必要があります。設置には、住民の皆様の意見をお聞きし、公安委員会に申請する必要がありますので、まずは地元の合意形成をとってまいりたいと思っております。また、議員ご質問の現在設置済みのゾーン 30 と合わせて物理的デバイス、カラー舗装のようなものですが、こういったものもプラスして取り組むことを全国的に進められておりますので、町としても、こういった対策については設置について前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。

○古 村 (5 番)

ただいま建設水道課長からご答弁をいただきましたとおり、確かにハンプ、有効なものではあるかもしれませんが、普段道路を使ってる者にとしてみると、除雪、これの非常に支障になるということは、やはり除雪を試みる者としては痛いほどよくわかると思いますので、あの最後のところにもお話がございましたペイント、要はイメージハンプっていうのでしょうかね、その視覚的に訴えるようなことってのは、結構有効なのかなんていうふうに思います。また物理的に段差をつける、また視点をつけることよりも、予算も抑制されるのかなというふうに思っておりますので、その部分に関してはぜひ安全のために今後検討をいただければなというふ

うに思っております。続いてですが、その町内における通学路、この取り締まりの強化、要は本当に子どもたちを守るといった意味においては、その子どもたちが普段通るところってというのが、通行量が少ないところになりますので、ドライバーはそれを抜け道として使いたがる傾向がある。先ほどの答弁にもあったとおりでございます。ただ、そういったところにおける取り締まりの強化であるとか、そういった安全の確保については冒頭話がございましたとおり、警察署、地元伊那警察署のいろいろな役割が大きくなっていくのかなというふうに思っております。そうした部分におきまして、町と警察署において、今後、協議等を行う計画があるかどうかお知らせいただきたいと思います。

○総務課長

現在、各小学校の登校等の安全の見守りは、地域の皆様やボランティアの皆様によりまして、できる範囲で行っていただいております。皆様のご協力をいただく中で行っているところでございます。辰野交通安全協会により、交通安全の一斉街頭活動は年9回、朝7時からですね、各支部の管内の主要交差点また通学路において実施をしております。また広報車により見守りもですね、実施をしているという状況でございます。令和8年度にはこの法が施行されることによりまして、伊那警察署または辰野警部交番とのですね、何らかの情報交換、また申し合わせということになっていくと思いますので、各取り組み等を伺っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上であります。

○古 村（5番）

はい。町としても様々な関係団体と協力しながらということでもございました。我々は一人ひとりがハンドルを握るものとして、一人ひとりが安全の気持ちを持ち続けること、これが大切なのかなというふうに思っております。行政の動きに頼るだけではなくて、私たち一人ひとりの心構えをしっかりと変えていく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。次の質問に入らせていただきます。改正地方自治法と地域コミュニティの維持についてということでもございます。私が住む沢底におきましては、先月末福寿草まつりが行われました。町長、議長また議員の仲間の皆さんにも大勢お越しいただいて、町内外、県外からも大勢のお客様に来ていただきました。議員の中にも遠く離れた小野からも来ていただけた議員さんいらっしゃいましたが、楽しんでいただけたのかなというふうに思っております。

この福寿草まつりでございますが、私地域の何て言うんでしょうね、比較的年齢の高い皆さんが中心となって、もう 20 年以上このお祭りを繋げてきていただいた、素晴らしい取り組みだったのかなというふうに思っております。これによって沢底区の地域コミュニティがしっかり支えられてきているのかなというふうにも感じております。また昨日は私たちの住む地区の役員総出で、町道の補修作業ということで、町から資材提供をいただく中で、町道の改修を行ったところであります。比較的沢底区、町内においてもわりかし地域の住民同士の支え合いが、しっかりできている地域であるのかなというふうに、私自身は感じているところではあります、しかし全国的な流れと同様、少子高齢化、住む方々はどんどんどんどん減ってってしまう。それによって、地区の役員のなり手、これも少なくなってしまう。先ほどの福寿草まつりも、いつまで続けられるのかな非常に心配なところではございます。こうした地区の取り組み、これは各地区の多くの役員さんだったりとかボランティア、こういった方々の支えによって、今行われているところでございますが、さすがにもう辰野町のいろいろなところで限界が見えてきているのかなというふうに感じています。一つには、先ほど言ったように少子高齢化の波によって、人自体が少なくなってしまうということ、さらには財政的に非常に厳しい状況が続いている。人が少なくなってくれば当然それを賄っていく区の財政、厳しくなっていくのは当然だというふうに考えているところでございますが、こういったところにおいて行政として地域の維持に対する事務的あるいは財政的な支援、これが必要だというふうに考えますが、町としてはどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

各区で役員のなり手不足は課題として挙げられていることは区長会においても、やはりあの課題としてですね、挙げられているところでございます。まず事務的な支援といたしましては、区長会の事務局から区長会の各種資料、また区長宛にメール送信しているところでございまして、各区内の役員等に情報共有しやすくなったというお声をいただいております。これ今まですべてペーパーで送っていたんですけども、電子媒体にすることによって各区の中でのですね、他の役員さんと共有がしやすくなったということになります。令和 8 年度からは、ほかの他課においてもですね、他の課においても、各区のメールアドレスというのを公開し、これ区の代

表アドレスになりますけれども、そうすることによって各区とですね効率的にお知らせ、また書類等の提出をお願いするというような取り組みも進めてまいりたいというふうに思っております。各種書類をデータ保存することによりまして、各区における事務の引き継ぎというの、合わせしやすくなるというメリットも考えられまして、より良い事務的な支援には繋がってるのかなというふうに思っております。こうした小さなことでもですね、各区に負担とならないような取り組みを引き続き進めてまいりたいと思っております。毎年区長会におきまして、各区の抱える課題や要望をですね挙げていただきまして、課長がですねそうした課題に対しては回答するということがありますし、また合わせてですね 17 区の区長がそれぞれ横断的に各区で行っている取り組みというのを、共有しているところであります。共有することによって各区ではこんなふうな取り組みをしているのかということがわかってまいります。そうすると、これは自分のところでも取り入れられることができるんじゃないかというようなことがですね、区長会の行なわれる様々な会議の中で共有することができて、ある意味、共有することで効率化というの、図られておりますので、横断的にですね各区長とのそういった連携、情報交換というのをですね引き続き区長会を通じて行っていきたいなというふうに思ってます。財政的支援につきましては、現在運用しております補助金制度を基本に、防災関係につきましてはゼロカーボンの関係の整備をしております。また、協働のまちづくり支援金等様々な事業がありますけれども、そうしたですね情報を区長会の方にまた区に情報提供しつつ、支援に努めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○古 村（5 番）

ちょっと一点、再質問という形でちょっとお願いできればというふうに思っております。その人の支援だとか、財政的な支援というの、十分にやっていたいところではあります。十分とは言えないかもしれませんが、そうした中、集落支援員だとか地域おこし協力隊という方たちの活用についてなんですけどね、もうちょっと区のためにいろいろな人的な支援の方法っていうの、あるのかなというふうに思うんですけども、なかなかそういったものが具体的にこの区ではこういった成功例があるよというのが見えてきていないところがあるんですよ。何かそういったものに関して今、具体的にこういう取り組みがあるとかねそういったものがあれば、ちょっと教えていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○総務課長

現在ですね、集落支援員という形ではですね、上島区で集落支援員を 1 名配置しております。これは区ですね、上島区の中で実際に行われている活動だとか、また事務員さんの的なですね、役割を担っている方であります。例えばですね区の中で起きたその月々の行事だとかってというのはありますけれども、それをですね、区の広報として作成をして区の方に周知をしているという取り組みを担っていただいております。また区の事務の中でですね、集落支援員さんが担ってその役割を担っているということもあります。こうした活動についてですね他の 17 区の中で共有をしているところでもありますけれども、必ずしもその役割が全部の区にマッチするかどうかっていうところですね、なかなか難しいところがありまして、例えば区によっては事務員さんをそれぞれ個別に雇ってらっしゃったりということもあります。一つの方策として上島区さんの取り組みってというのは、非常に模範になる参考になる取り組みだというふうに思っておりますけれども、こうしたですね取り組みについて区長会を通じて行っておりますけれども、1 年経つとやはり区長さん変わってしまいうということもあるので、再度ですね 4 月の区長会のときにお話をしてみて、活用の方法をですね啓発してみたいというふうに考えております。以上であります。

○古 村 (5 番)

非常に今の上島区の取り組みというのは参考になりましたし、これ地区を活性化するためにはかなり有効な手段なのかなというふうに思っています。一方でマッチングという話も出ました。各区で抱えている状況とうまくそれが合わさっていくような、先ほど区長会とも連携をとりながらということがありましたが、なかなかじゃあそういう制度を使えるのかなっていうふうに疑問に思われる方もいらっしゃる。ぜひどんどんどんどん広報していただいて、より活性化していくような手段を講じていただければというふうに思います。大変参考になりました。関連してなんですが、地方自治法が改正されまして、2024 年に指定地域共同活動団体という制度ができたということでもあります。どんな制度か、簡単に言うと地域のお助け連合隊を作りたいというものらしいです。各市町村が各地区における例えば区であるとか、NPO であるとか、ボランティア団体、こういったところを公式に認めているいろいろな例えば、区の環境整備であるとか高齢者あるいは子どもたちの見守りであるとか、その地区が抱えているものに対して、その団体を自治体が認めていくことによって、

例えば公的な施設が使いやすくなるとか、あるいは先ほど私の話にありましたけど、町道の補修作業にただのボランティアではなくて、一つの仕事として担わせようという形で本来であれば公共事業でありますので、入札という制度で行わなければならないものを、随意契約でもお願いするようなことができるようになったということであります。その団体になるためには結構ハードルも高いのかなというふうには思うわけではありますが、ばらばらに活動していた地域の有志の皆さん、これを自治体が公式なパートナーとして認めていくことによって、人であるとかお金であるとかこれどうもを国の交付税措置ということで財政支援も受けられるものだというふうに伺っております。こういった制度を辰野町として導入するお考えがないかどうか、お聞かせいただければと思います。

○総務課長

「指定地域共同活動団体」につきましては、令和6年のですね9月施行のですね地方自治法の一部改正によりまして、創設された制度ということでございます。人口減少等により様々な制限がされる中で住民の快適で安心な暮らし、また地域課題を解決するために、地域社会の多様な主体が参画する枠組みというのをですね、市町村が構築しまして、その活動を下支えする制度として理解しているというところでございます。制度内容は議員おっしゃられたようにですね、指定地域共同活動への支援また活動間の調整、そして随意契約による町の事務の委託というようなことと、また行政財産の貸し付けという4つのことがですね柱になってくるのかなというふうに思っております。この制度につきましては創設後、実際に条例化して運用し始めてるっていう自治体が、今のところまだ少数なところがありまして、具体的ないわゆる形というかですね、なかなかちょっと我々職員の方へも見えてきづらい、イメージしづらいところがまだ今のところある状況でございます。そうした中で、この指定地域共同活動団体っていう活動自体にとっても興味があるんですけども、その情報収集を今しているという状況でございます。同じ制度が辰野町の抱える各課題に対しまして、解決策となり得るかどうかともふまえてですね、引き続き研究を続けていきたいというふうに考えております。また情報収集するなかでですね、どんな形で辰野町に合うのかというところも研究してまいりたいと考えております。以上であります。

○古 村（5番）

はい。私もいろいろ調べてみているんですが、本当にまだ全国で導入しているところっていうのは数少ないのかなというふうに思っております。また総務省が考えているよりももっと各地区が抱えている悩みっていうのは、根っこが深いのかなというふうに思っておりますので、これを導入すればもうバラ色に全てが変わっていくというものではないっていうのは容易に想像ができるわけではありますが、ぜひ地域のその現状等をしっかりヒアリングしていただいて、もしかしたらこんなこともできるのかなというところから、掘り起こしてっていただいて、うまくいけば国の制度を使いながら有効に、なんですかね財政的な部分も賄われるのかなというふうに期待しておりますので、ぜひ今後の研究も続けていただきたいなというふうに思っております。次の質問に移らせていただきます。災害時における避難所のごみ処理対策についてということでございます。私、毎年この3月定例会登壇するたびに話に挙げる中で、今日が3月9日、明日が10日、明後日11日ということで、東日本の大震災からもう15年、もしかしたらその東北に住まわれる方にしてみれば、まだ15年なのかもしれませんが、あっという間の15年でございました。あの日のことを思うと本当に何とも言えない思いになるわけではありますが、その経験を私たちも糧にしながら、いろいろな改善を目指していかなければいけないのかなというふうに思っております。あの東日本のときに、1週間後に医療活動の支援として私もお手伝いをさせていただいて現地に入ったときに、やはり感じたのが、テレビからは伝わってこない匂いですね、たまたま沿岸部ということもありましたので、海水の入り混じった下水道の匂いであるとか、それから避難所は、大勢の人が押し込まれている中で、体臭であったりとかそれからトイレの匂いだとか、こういったものが非常に強烈に印象に残っているところであります。避難所の環境というものは、その避難している人たちの心理的な部分においても、非常にこれからの生活を再建していこうと思ったときに、大きな影響を及ぼすのかなというふうに感じております。今年の5月からは、気象情報が大きく変わるという話でございました。これまでは大雨注意報だとか大雨警報だとか、言われていたものがなんかイメージ的にどの段階で私たちは行動を起こさなければいけないのかというものが、わかりにくかったものが、レベル1からレベル2、レベル3というようにレベル5段階でのレベルが表示されるようになってくということでございます。レベル3の大雨注意報などが発表されたときには、もうこれはもう避難の準備を始めなければいけないというよう

なことのようでございます。さらには洪水注意報といわれるのがなくなるということでありました。どうも今までわかりにくかった私たちの行動に直接関係するように、もっともっと注意力を高めようというもののようでありますが、じゃあその避難を促したときに、その避難をする人たちを受け入れる避難所、ここをきちんと整備していくことというのはとても大事なのかなというふうに感じているわけではありますが、どうしても避難所というと私たち衣食住食べるものの心配、寝るものの心配などがまずくるわけでありますけども、やはり私たち生きている以上は、自分たちの体から出されるものもある、食べたもののごみも出される。そういったことの中で避難所のごみの処理というのは、今後大きな課題になってくるのかなというふうに思っております。衛生環境の維持、あるいは感染症の予防など幅広い範囲の中で、そのごみの処理というのは非常に大事なものになってきますが、そのごみとなったときに、私たちの住む辰野町においては上伊那広域連合の指定した、指定のごみ袋を使いなさいということがルールで定められているわけでありましたが、このごみの処理については明確なルールが定められているのか、またその上伊那広域連合が指定するごみ袋などを避難所に備蓄する考えがないかお聞かせいただきたいというふうに思います。

○住民税務課長

災害時における避難所のごみ処理対策については、辰野町災害廃棄物処理計画に定めておりますが、避難所ごとの分別基準は、現時点では明文化されておられません。避難所ごみの分別につきましては、同計画の避難所ごみの分別及び保管方法に基づき、燃やせるごみ、資源プラスチック、燃やせないごみ、紙類、布類、びん・缶、ペットボトル、携帯トイレ・オムツ、有害物・危険物、感染性廃棄物の10区分を定めており、避難所内に分別収集場所を設けることを基本としております。次に、収集体制についてであります。被災しなかった家庭からも通常の生活ごみが発生するため、収集箇所は原則として、平常時と変更いたしません。ただし、収集運搬道路の被災や大量ごみの発生時には、住民の生活環境への影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じます。具体的には、通常のステーション収集を一時停止または縮小し、役場周辺や公共施設など複数の拠点に臨時の集積場所（仮置き場）を設け、住民が直接ごみを持ち込める拠点収集方式に切り替えるなど、柔軟に対応してまいります。なお、住民の皆様には、日頃からごみの分別基準を意識していただ

くことが災害時における正確な分別や円滑な収集に繋がりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

○総務課長

それでは、私の方から避難所のごみ袋を備蓄するかというご質問でございますけれども、災害時は上伊那の指定袋でなくても、各避難所のごみを回収いたしますので、様々な用途に使えるような袋これをですね、備蓄を今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○古 村（5 番）

住民税務課長がおっしゃるとおり、日頃から私たちもごみの分別のルールというのは意識して生活していく必要があるのかなというふうに思っております。ただ総務課長からもお話がありましたが、いざ災害が起きたときには必ずしもその指定の袋を使う必要はないということでございますので、そういったことも周知していく必要はあるのかなというふうに思っております。ただ、このごみといっても、いろいろなものがあります。先ほど私、匂いのことについてお話をしたところでありますけれども、ごみからの悪臭であったりとか、それから私たちが今日、私も花粉症ひどいもんですからマスクをしているんですけども、そのマスクをであるとか、要は感染の危険が高いもの、これに関しては一般ごみと一緒に扱うことができるのかなというふうに、ちょっと心配をしているところであります。できれば備蓄品としてねそういった匂いを出さない袋であるとか、あるいはそれを専門のコンテナだとか感染予防あるいは匂いを防止するためのものに分別して回収する、こういったことが必要になるのかなというふうに思っております。その防臭袋であるとかボックスの設置、これについてご予定があるかお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長

現在、防臭袋の備蓄というのは行っていないところでございます。災害時における感染症の蔓延防止、また臭い対策は同じ問題として考えなければいけないというふうに思っているところでございます。排泄物や嘔吐物からの感染リスクや臭いの問題は、避難所生活で大きなストレスの要因となり得ますので、町では今年度、国の交付金を利用いたしまして、排泄物などを熱圧着で処理する簡易トイレを導入いたしました。排泄物などを包む素材には、特殊防臭フィルムを採用したものでございまして、凝固剤を併用することで臭気漏れに加えて、細菌・ウイルスの遮断効果

も期待されるというものであります。訓練で組み立て方などを行う中で、袋などはですね消耗していきますので、消耗品の備蓄もですね今後進めてまいりたいと考えております。また、災害現場や避難所で血液が付着したような、感染症リスクのある感染性廃棄物につきましては、やはり蓋のできる専用の保管ボックスというのが必要であります。感染症廃棄物の管理や回収は、DMAT などの医療関係機関と連携調整が必要となってきますが、保管ボックスが不足する場合は専門業者に依頼する必要がありますので、状況により連携協力の中で対応することと考えているところでございます。以上であります。

○住民税務課長

一時保管用コンテナの配備につきましては、避難所ごとに配備することは、スペースの確保や管理上の課題などから場所的にも難しい状況であります。なお、町が保有するパッカー車につきましては、感染リスクのある廃棄物を収集・運搬するための感染対策専用車として運用することも可能であり、関係課と連携しながら取り組んでまいります。

○古 村（5 番）

先ほどこっちと 1 点ねまたお聞かせいただきたいんですが、今年度、国の予算の中で、においが漏れないような 1 つずつを梱包するトイレが配備されたわけですが、ちょっと触れられたんですけども数が少ないですね。1 つに対して 50 セットしかセットされていないということで、先ほどの備品の整備というような話がありましたけども、その 1 つの便器に対して 50 セットだけのその臭気が漏れないそのパックでは全然足りないんだと思うんですね。1 人 1 日に 3 回ぐらいトイレを使ったとしても、あっという間にそれは終わってしまう。これ令和 8 年度中には国等のいろいろまたそういったものを財政支援をしながら、しっかり整備されていく予定がありますでしょうか。またはさらにはそのトイレの使い方もわからない人多い、非常にね始めて見る人は使いにくいものでもありますので、どうでしょうねそのごみの分別だとか、そのトイレの使用だとかそういったことも含めた、その 9 月の防災訓練の中において、取り入れてく必要があるというふうに思うんですが、町としてはそのようなところではお考えはいかがでしょうか。

○総務課長

まず議員おっしゃるとおりですね、今、臭気を押さえ込みます防臭フィルムとい

うのが 50 セットということでございまして、一応有事の際の在庫という視点からしますと、非常に足りないという状況かなというふうに考えております。令和 8 年度です。予算の中でその確保というのはですね、現在のところ用意をしてないところでもありますけれども、ご意見をいただく中でですね、総務課の中で再度研究してまいりたいかなというふうに思っているところでございます。それからもう 1 つ使い方というところでもあります。11 月にありました子育て応援フェスの中でですね、議員も出席していただく中で、辰野高校との取り組みの中でですね、備品の活用を行う中でテントも使って、またトイレもついているようなこと、またそれから 8 月に行われた避難訓練という訓練のときもですね、そうしたものの出動というのがあります。実際に使ってみるっていうのが非常に利用の仕方というのがわかりやすいんですけども、なかなかそれは難しいところもありますので、各訓練がですね行われるところで、またそういった防災に関するイベント等がある中で、できるだけ出動させるようにしてですね、活用の仕方また使用の方法だとかっていうのを広く住民の皆さんに周知してまいりたいというふうに考えます。以上であります。

○古 村 (5 番)

先ほど子育てフェスタにおける辰野高校の取り組みということもお話をいただきました。先月、辰野高校とも包括連携協定が結ばれて、いよいよその出来上がった箱の中にいろいろなものを詰め込んでいく時期になってくる。ぜひその辰野高校の皆さんにもご協力をいただきながら、この地域を守るっていうことをぜひ取り組みとしてできたらなんていうふうに考えているところでございます。ありがとうございました。次の質問に移らせていただきます。林野火災の予防に向けてということでございます。1 年前の 2 月になるわけですが、2 月の後半に岩手県の大船渡市において大規模な林野火災が発生いたしました。鎮火までに 1 箇月以上要したという非常に大規模な林野火災でありました。それをきっかけに林野火災注意報・警報などのルールができているわけではあります。今、全国各地で林野火災発生しておりまして、近いところでは山梨県の大月市、こちらの方でも 1 月か大きな火災が発生して、私も仕事柄、国道・中央道などを走っていると山の至るところから煙が上がっているというところでもあります。これも気候変動の影響なのかもしれません。私たちの住む辰野町においても、山が完全に乾ききっている状態であって、いつ大きな林野火災等が発生してもおかしくないのかなというふうに思っています。先ほ

ど触れた林野火災注意報・警報これ上伊那広域消防本部では、今年の1月1日から運用が始まっておりまして、皆さんも本当に毎朝のように防災無線などでお聞きになつてるように、林野火災注意報が発表されているなどの情報が発せられているわけではありますが、だんだんだんだんあの広報が1つの生活の音になってしまつてるといふ、ちょっと危機感はあるかなつていふうに感じているところではあります。でも一生懸命呼びかけてその林野火災を起こさない、それを住民の皆さんにわかっていただくことも重要かとは思いますが、もう1つは物理的に林野火災を発生させないような環境にしていくことも大切なのかなといふうに感じているところでもあります。辰野町においては、未来に繋ぐ辰野町の森ビジョンというものが策定されております。この森ビジョンの中における林野火災などの防火対策の位置づけといふものがなされているのか、お聞かせいただければといふふうに思います。

○産業振興課長

はい。森ビジョンでは防災減災の森林整備を重点項目の1つと位置づけております。防火対策につきましては、具体的に明記されているものではありませんが、現在進めている森林整備そのものが防火機能の向上に繋がる取り組みであると考えております。具体的に申し上げますと、適切な間伐により森林の過密状態を解消するとともに、松くい虫等の被害木を早期に除去することで、林内の可燃物を減少させ、延焼拡大の防止に図ってまいります。あわせて迅速な初期消火や延焼防止活動を可能とするため、林道の適正な維持管理や補修に努め、森林整備の基盤であると同時に、防災インフラとしての機能強化を図ってまいりたいと考えております。また、獣害対策として実施しております緩衝帯整備につきましても、集落等の近接する山林を中心に計画的に実施することで、下草刈りや不要木の整理に繋がっております。これにより可燃物の低減に繋がり、防火対策としても有効であると考えております。今後もハード面の森林整備を着実に推進し、防災・減災機能の高い森林づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○古 村 (5 番)

今、お話をいただきましたとおり下草だとか間伐だとか除伐だとか、そういったものによって燃え広がることを防ぐということっていうのは、とても大事なのかなといふふうに思っております。ただ、辰野町においてはなかなかそれが進んでいかない現状がある、何しろ87%が林野だということを考えれば非常に難しい。じゃあ

誰がやるのかということも多分問題になってくるのかなというふうに考えます。それを担う業者というものも限られているのかなというふうに考えますので、先ほどちょっと触れました地域コミュニティということの中で、指定地域共同活動団体という制度を用いながら、例えば地区の生産森林組合の皆さん、その生産森林組合が持っている山だけではなくて、町有林であるとかそれから民間の個人の所有のところとか、そういったところを林業の知識がある皆さん、技術がある皆さんとして指定していくことによって、さらにお互いにお金的な部分でも補助貰えるかもしれない、そういったちょっと幅の広い考え方を持ちながら、取り組んでいくことによってその地区が抱えている問題も、もしかしたら解決の糸口になるのかもしれないな、なんていうふうに考えているところでございます。ぜひいろいろなこと今日はちょっと地域コミュニティから防災のところまで幅広くお話をさせていただきましたが、やはり共通して言えること、これだけいろいろなものがデジタル化して便利にはなっているけれども、人を助けることができるのは人間でしかないというふうに考えたときに、その人間の育成、人間に対する支援、こういったものをさらに手厚くしていただければなというふうに考えております。私の質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位 2 番、議席 10 番、本田光陽議員。

【質問順位 2 番 議席 10 番 本田 光陽 議員】

○本 田（10 番）

通告に従い質問を始めます。まずはじめに町長の辰野町の人口減少の考えはという質問から始めさせていただきます。今回で私の一般質問 11 回目になります。過去の一般質問ではなるべく具体的な質問ができるように心がけてきましたが、今回このような人口減少は問題と捉え対処していくのか、もしくはそれを前提としたまちづくりを目指すのかという抽象的な質問をしようと思った理由は、改めて町長のまちづくりへの方針をここでお伺いしたいと思ったからです。こういった質問には、どちらかにイエスとかノーとかで答えられるようなものではないというのは、私も承知をしておりますが、しかし現実には右も左もとるといった、その全方位型でいくのは人口規模が縮小に向かっている現在では難しく、結果的に目指すべき方向性が曖昧になってしまうのではないかと思います。大きく分けて 2 つあると思うんです

が、縮小フェーズに入った自治体だとか組織だとか、そういうものがたどる方向性は以下のようなものかと思います。1つは以前ほどの潤沢なリソースがないため、リーダーがこの価値は重視するその代わりこちら側には泣いてもらおうと、そういったネガティブなことも含めて語っていく、その代わり何かに特化した形で維持拡大を目指していく。もう1つは、今までの状態が維持できないということを受け入れつつ、大きな軌道修正を行わずソフトランディングを目指すような形だと思います。私個人としては現状、武居町長の目指す方向性や、現在の辰野町の向かっている方向はどちらかといえば後者の道をたどっているように感じています。しかし、対局的にはどちらがいいと言えないというふうにも思っています。数十年後には辰野町も1万人前後まで人口が減少すると予測されている中で、挑戦していく良さもありますし、質を保ちながら縮小を受け入れていくという考え方も両方あると思っていますからです。そこで辰野町の人口減少の形に目を移します。1つは、町に新たに引っ越してくる人より町外に引っ越す人の方が多社会減、もう1つは生まれてくる人よりもお亡くなりになる方の方が多い自然減であります。辰野町では主に後者の自然減による人口減少が顕著です。自然減の主な要因である出生数の低下は、雇用不安、出会いの減少、育児負担、教育費への負担、女性の役割や負担など様々な要因が複雑に絡むとされています。出世数に関する施策ですが、子育て世代を経済的に支援するということはある程度実際数字の効果がないということも、あらゆる研究機関の結果としてわかってきています。そしてまた人口減少、少子化は発展した社会には必然的に現れる現象で、それ自体では悪ではありません。問題は人口増加を前提とした社会モデルから人口減少に強い社会に切り替えられるか、人口減少に強いまちをつくれるかどうかの方だと思います。日本は人口減少の最前線国家と言われており、その中でも辰野町のような地方自治体は、ある意味、人類の人口構成に伴う社会の変化の最前線にあると思っています。長くなりましたがそこで町長にお伺いします。難しい質問にはなるかもしれませんが、人口減少は問題と捉えて対処していくべきものなのか、もしくはそれを前提としたまちづくりを目指していくのかお考えをお聞かせください。

○町 長

はい。本定例会の招集挨拶でも触れさせていただきましたけれど、令和7年の辰野町の人口移動は、自然減が210人、社会減が114人となり合計で324人の減少とな

りました。特に社会減については、県内の市町村の中で、飯田市、岡谷市に次いで多い減少数でありました。全国的にも人口は 2008 年をピークに減少傾向にあり、出生数は 10 年連続で最少となったことが報じられております。人口減少は私たちの町にとって大きな課題であると認識しております。地域経済の縮小、担い手不足、公共施設やインフラの維持など、住民生活の多くの分野に影響を及ぼすことは避けられません。しかしながら国全体が本格的な人口減少局面に入らる中で、従来のように人口増加を目的とした施策を展開することは、現実的に難しい状況となっております。それでも、施策をまったく講じないというわけではなく、限られた資源の中で実効性のある政策を進める必要があると考えております。このような状況をふまえ、人口減少を前提に、地域の将来像を設計し、持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。最終的には、住民の暮らしの豊かさや安心して住み続けられる環境の向上が、これからの自治体運営において最も重要な課題であると認識しております。

○本 田（10 番）

人口減少に、なるべく歯止めをかけつつ、実際数字は数字でしかありませんので、本当に大切なのはこの町で暮らしてる方の生活の実感だと、その質なんだと、そういったメッセージなのかなというふうに受け取りました。続いて次の質問に二つ目の質問に移ります。先ほど社会減についてのご答弁もありましたが、人口減少の要因として転出による社会減についてもう一度考えてみたいと思います。辰野町では近年、社会減の数字は近年トータルしてみると改善してきているのかなと思っておりまして、以前に比べて人が外から町に入ってくるようになりました。しかし、若い世代を中心とした町外への転出も一定数存在しています。一般的な転出理由としては進学や就職、それに結婚・子育てそういった理由、様々な要因が考えられますが、実際辰野町から町外へ提出される方がどのような理由で提出されているのかについて、町としてどの程度把握・分析をされているのかお伺いいたします。

○まちづくり政策課長

町外への転出者の理由につきましては、転出後の方々に直接その理由を伺うことは難しいため、一般的には転出者の傾向や状況から推測を行っております。全転出者 623 人の年代別の傾向を見ますと、20 代が 30%を超え、最も多く転出しております。続いて多いのは 30 代、40 代、50 代で、その後 10 歳未満と 10 代が続きます。男

女比に大きな差はありませんが、20代では女性が多くなっております。県内の主な転出先は箕輪町が最も多く85人で、全体の23%を占めております。次いで、塩尻市43人、伊那市42人、岡谷市32人となっております。特に塩尻市への転出は近年増加傾向にあります。一方、県外への転出は関東圏が多く進学や就職、転勤が主な理由と考えられます。今回、町では10歳未満の転出者と10代の転出者について詳しく調査をいたしました。10歳未満の転出者はすべて7歳未満であり、10代の転出者の9割以上は18歳または19歳であることがわかりました。ここから推測されることとして、すべての方にあてはまるわけではありませんが、以下の点が考えられます。18歳や19歳の転出は、進学や就職などの理由によるものである可能性が高いと考えられます。また、7歳未満での転出は、小学校入学に合わせて新しい住まいを探すためであるケースが多いと推測されます。さらに、10代の転出者の多くが小・中・高生でないことから、仮に小学校入学時に辰野町に住んでいれば、その後の転出は少ないと推定されます。これらの推測をふまえ、まちの魅力を小学校入学前により積極的にPRすることが重要であると考えております。また、転出状況を分析した結果、特に住宅政策に関する検討が重要であると感じておるところであります。若年層や家庭を持つ世帯が転出する背景には、住宅環境や住みやすさが大きく影響していると考えられます。この点についても引き続き調査を行い、必要に応じた政策を検討していく必要があると考えております。以上です。

○本 田（10 番）

10歳を境にそれ以下それ以上で見ていくと小学校に入った後、中・高とこの間の数年間は人口の移動が起きにくいという分析結果だと思いますので、それを逆手に取れば小学校に入ってしまったら、ある程度定着すると、そのための魅力のある小学校づくりっていうのも、こういう住み続けたいまちづくりに寄与するものかと思いますので、引き続き研究を要望し次の質問に移りたいと思います。3つ目の質問です。ここまで人口減少社会の大きな方向性と、社会減の実態把握について2つお伺いをしてきましたが、その上で次にお聞きしたいのは、移住政策の考え方についてです。人口減少が続く中で、移住促進を多くの自治体が行っている施策の一つですが、どのような価値を重視し、何を優先するのかによってそのとれる方策の方向性は大きく変わってくると思います。例えば子育て世帯の移住を重点的にしていくのであれば、家族で住みやすい住宅の支援や魅力のある学校づくりがそれになり

ます。関係人口や二地域居住などを目指していくのであれば、多様な関わり方ができる柔軟性のある地域コミュニティの再編、あるいは人口規模よりも現状の地域コミュニティの維持や、暮らしやすさを重視するのであれば、そもそも積極的に移住者を呼び込まないというのも一つの考え方なのかなと思います。最近では海外から日本に移住してくる人も増えていますが、同じ日本の国内でも東京、大阪、名古屋とかその大都市圏からこの辰野町に人を呼ぼうとする場合と、同じ伊那エリアとか諏訪のエリアから人を呼ぼうとするのでは、またとれる対応も違ってきます。東京とか例えばそういった遠くから移住されてくる方は仕事もセットで必要になりますが、既にこの地域に暮らしている方にとってはそういう必要はないわけです。以上のように移住施策について自治体ごとの状況や考え方は様々であると思いますが、辰野町の移住施策について、町として何を最も重視し、どの価値を優先して取り組んでいるのかお聞かせください。

○DX・地方創生担当課長

はい。お答えします。現在、本町の移住施策において取り組んでいる主なものは、空き家バンクを中心に、空き家改修費、家財道具処分費、仲介手数料の3つの補助金の効果的な運用であります。これらについては、町内の不動産業者の皆様と連携を図る中で、着実に成果に繋がっているものと認識しております。こうした取り組みを継続しながらも、先ほどまちづくり政策課長の答弁でもありましたが、転出者の移動の傾向からの推測結果をふまえて、学生時代を町外で過ごした方々Uターンを含む移住促進と、若者世代の転出抑制を重点に取り組んでまいりたいと考えております。Uターン促進につきましては、町外で学ぶ学生に対し、学生エール便による特産品の送付や、デジタルギフトの配布を通じ、町への愛着と結びつきを維持する取り組みを行っております。さらに、昨年度からは、奨学金償還支援補助金による経済的支援もメニューに加え、辰野町へ帰ってくる思いを後押ししているところでもあります。転出抑制の観点では、子育て世帯が町外へ流出する傾向に、雇用、生活環境、将来への不安等があることを認識しております。特に、住宅用地については、お子さんが小学校に上がる前に定住先を決めたいというニーズが多いことから、その際に案内できる住宅施策について研究が必要と捉えております。今年度は、上伊那地域を中心とする月刊の広報誌への町の分譲地の掲載や、11月に開催した子育てフェスでの子育て世帯向けの住宅相談の受付なども新たに取り組みを始めている

ところであります。また、辰野町は、塩尻・松本方面、岡谷・諏訪方面、伊那方面の3方向に向けられる立地を強みであり1つの価値と捉えております。いずれも車で30分から1時間圏内にあり、通勤、買い物など町内・町外にそれぞれを選択できる立地条件を、しっかりと活かした転出の抑制の施策についても研究してまいります。以上です。

○本 田（10 番）

辰野出身で町外で仕事とか、進学の原因に出られている方がたくさんいらっしゃると思うんですけども、そういったものを止めていくというのは非常に難しいかなあと思います。私自身も地元かなり田舎の方ですけど出ていますし、多くの同級生、地元を離れています。それは仕事の機会や進学の手機でいうと、圧倒的に都市圏の方がいい面ありますんで、仕方ないのかなと思うんですけども、地元に帰ってきたいという思いを持っている若い世代もそれなりにいると思いますので、そう思ってもらえるような地域づくりの研究を要望したいと思います。最後の質問に移ります。人口減少についての対策ですが、これもちょっと抽象的な質問になってしまうかもしれないませんが、町は国や県と連携して行っているものですので、もちろんそれらの事業は必要ですし、行政としてそれら個別の事業の積み重ねが大切であることは承知をしていますが、これまでの成長を前提として設計されてきたものを変えていかなければいけないという意味で、同時に痛みを伴うものでもあると思います。そして私も議員の立場から見ていて本当に難しいなと思っているのは、実際は実現可能性が低いことであっても、町は行政はある程度全方位型で語っていかなければいけないことだと思っています。それが実際、最も安全な方法に見えるということです。そうしないと、ある属性の人たちからは、部分最適化だけ求められてしまって、全体を見たときには現実的ではない批判の声に向けられてしまうこと、これが非常に難しいところなんじゃないかというふうに思ってます。例えば、舟が嵐に見舞われたときは、積み荷の一部を諦めて海に投げ入れていかなければ、舟全体が沈没をしてしまいます。そういった全体最適化を目指して、住民に理解を求めていくということが、人口のピークを越えた先の社会では痛みを伴いますが、今まで以上に必要になってくるかと思っています。成長も目指します、縮小にも対応します、移住も進めます、でも今は形も守りますとか、そういったすべてを少しずつ肯定するということは、結局何を優先して何を諦めてどこを目指していくのかっていうのが曖昧にな

りやすいと思っています。そこでお伺いします。辰野町は今後、成長を目指していく町なのか縮小を受け入れつつ質を高めていく町なのか、その方向性について町長のお考えをお聞かせください。そして、もしその 2 つを単純に分けることができないというのであれば、お聞きしたいのが、その 2 つを両立していく上で、辰野町が何を優先し、何を手放していくことが現実的に必要なのか、そこをお聞きできればと思います。

○町 長

はい。本定例会に上程させていただいている辰野町第 6 次総合計画後期基本計画では、令和 12 年の目標人口を 1 万 6,004 人と設定しております。これは国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計に準じて推計を行うと、1 万 5,600 人となるところを、若い世代の社会減少を抑制し、合計特殊出生率の向上などに資する施策を講じることで、人口減少のペースを緩やかにするとともに、人口が減少していくことを前提に、人口減少に関わらず、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていくことも併せて目指しております。また、移住定住施策の強化や効果的な事業の実施など、様々な施策を通じて町の質を高めることに繋げていきたいと考えております。基本的な考え方としましては「縮小を受け入れつつ、質を高め、持続可能な形で成長を目指す」というものであります。ここで申し上げる成長とは、単に人口や規模の拡大を意味するものではなく、町民一人ひとりの満足度や幸福度、新たな価値や付加価値など、質の成長を重視するものであります。人口規模は変化しても、暮らしの質はむしろ向上している。そのような町を実現することが、これからの時代にふさわしい発展のあり方ではないかと考えております。したがって、縮小か成長かという二者択一ではなく、現実を直視しながら、その上で質の向上と持続可能な成長を同時に追求するまちづくりを進めてまいります。今後とも町民の皆様と課題を共有しながら、将来に希望の持てる町の実現に全力で取り組んでまいります。

○本 田 (10 番)

はい。ただいま町長からある程度明確なお答えをいただけたと思っています。そして成長という言葉の定義も、その住民の満足度、幸福度という意味で理解できました。今後、今回の質問かなり抽象的でしたけど、より具体的な質問を 6 月の一般質問以降やっていけたらいいかなと思っています。次に移ります。豊南短期大学

との連携についてです。まず豊南短期大学と連携した食料支援の仕組みづくりについての質問ですが、今回茅野市でのフードドライブ事業について、私の方で少しリサーチを行いましたので、最初に簡単に紹介をさせていただきます。茅野市にはちょっとややこしいんですけど、諏訪理科大のキャンパスがあります。その諏訪理科大の職員が長野県立大学のフードドライブの取り組みを上田市で行っているという新聞記事を目にし、その茅野市の社協に声をかける形でフードドライブの取り組みをスタートさせました。今年度は初の取り組みで食料は米のみに限定をされています。その米は約2箇月間ほど社協の声かけのもと、地域の農家を回って募集し212キロを集めたそうです。その後、諏訪理科大の学生を対象にウェブで先着100名の募集をかけたところ、1箇月間の期間を想定していたそうなんです、それが1分で100名分定員に達したそうです。この取り組みを来年度も継続して行うかどうかというのは未定だそうですが、米の量の確保が課題であるということです。その他の取り組みとして、いくつか紹介させてもらいますが、大学の食育の取り組みの中から、リンゴ農家との繋がりが生まれ、地域のリンゴ農家ですね。農家側からの提案で、大学の食堂で市場では商品にならないリンゴを食堂で1個5円で販売するという取り組み、その売上金は社協を通じて赤い羽根募金に募金するってということで、リンゴを食べて社会貢献といううたい文句にしているようです。また別の取り組みでは高齢で管理の難しくなったイチゴ農園が大学の近くにあるそうなんです、そこが半野生化していたため、これは農家さん側からの提案だったそうなんです、学生がいつでも自由に農園に入ってイチゴを摘んでいいよというような関係性がこの事業の中からできていたそうです。これを大学側も食料支援の取り組みとしてサポートするという立場に回っているそうです。最後に採れ過ぎた野菜の食堂での販売ということで、これも地域の農家が生産した採れ過ぎた形状の野菜、また市場に乗らない野菜などを大学の食堂などで低価格で学生向けに販売、もしくはその個人で消費しきれない量の場合は食堂に低価格で買い取ってもらい、それを食堂で学生に提供するとそういった形で学生に還元をしている。こういった取り組みを知ることができました。その大学と地域とその学生の繋がりということで、そこに社協がサポートで入ると、この町の一般質問にするには、ちょっとこの町が介入する余地が少ないということは、私の方でも承知をしておりますが、町長の公約にも豊南短期大学との連携強化という記載がありますし、このインフレに伴う物価上昇の中で学

生の食料支援を、社協との連携を町が取り持ってもらいながら進めるということをし、検討していただけないでしょうか。お願いします。

○総務課長

他市町村における学生支援の方法について仕組みがですね、学校と関係団体との関係性が大きく影響しているのかなというふうに、今議員のお話を聞いてて思いました。学校が独自で持っているネットワークというものが、農家さんとそれから学校の関係性が大きく影響しているというふうに思っております。当町において同様の枠組みを導入ができるかということは、学校のみならず様々な関係団体と話し合いによるところだと思っております。町としましては食料支援という取り組みを具体的には行ってはいないということでもあります。特に豊南の短期大学の学生さんを対象とした食料支援となりますと、町内に住まわれている食料支援を必要としている方々への取り組みを、様々な団体等で行っておりますが、横並びでですねやはり考えていかなければならないということで、オーナーさんだけじゃということにはならないということになります。オーナーさんの方でどんなリソースといいますかですね、関係性を持つてなのかということが、重要になってくるという面もあると思いますので、そうした部分をですね掘り下げながら、考えていく必要があるかなというふうに考えてるところであります。以上です。

○本 田（10 番）

食料支援、必要とされている方はもちろん学生だけではないですので、そこは横並びでやっていかないといけないということで、一定理解はしたんですが、この茅野市のように学生と地域との繋がりが自発的にできた場合、それは町がサポートできるような余地があれば、積極的にまたよろしくお願ひしたいと思います。次に移ります。外国人留学生を含む学生の住まいの確保についてです。今年から豊南短期大学には外国籍の学生を含め、およそ 200 人前後の学生が新たに入学される予定と聞いております。これは実は同じ質問を 12 月の定例会でしようと思ったんですが、その段階では 100 人程度というふうに私の方でも伺っておりました。それがこの 3 箇月ほどの間に大きく人数が増えた倍の 200 人ということで、現在その学生の住まいの確保がかなり厳しい状況にあると聞いております。豊南短期大学の担当者の方も、町内の空き物件を探すなど住まいの確保に向けて懸命に動いておられるとのことですが、現状でもかなりギリギリの状況であるということです。さらに、来年度につ

いても、同程度 200 人前後の入学者が見込まれているというお話もあり、学生の住まいの確保はより今後大きな問題となってくるのではないかと思います。また住まいの問題とあわせて外国人留学生が地域で生活していく上では、例えばその地域のごみ出しのルールや生活習慣など、日本で生活に関する一定のルールを守って生活していかなければ、地域住民との軋轢を生みかねません。そういった生活に関するルールの共有や地域との関係づくりも今後さらに重要になってくると思われます。また町長は公約の中で豊南短期大学の連携強化を挙げておられますが、町内に大学があることはこの人口減少が進む中であって、若い世代が町に来てくれという点では、辰野町にとっても非常に大きな価値で、町としてもこの大学は大切にしていけるかなんだろうと私は考えています。その上でお伺いいたします。現在、豊南短期大学の学生の住まいの確保について、町として現状をどのように把握されているのか、町営住宅など町の持っている施設を学生の寮として活用する可能性はあるか、また住まいの確保や地域での生活ルールの共有などについて、今後どのように大学と連携して対応していくお考えなのか、町のお考えをお聞かせください。

○建設水道課長

先ほどの町営住宅のご質問ございましたので、私の方からご説明をさせていただきますと思います。町営住宅は住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で賃貸することにより、町民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的となっております。現在、入居募集を行っている町営団地につきましては、5 団地 103 戸ございますけど、現在のところ空き部屋に余裕がない状況でございます。そのため町営住宅につきましては、学生の住まいの確保については非常に難しい状況と考えております。以上です。

○本 田（10 番）

町営住宅の部分については答弁いただきましたが、この住まいの確保に合わせて地域での生活ルールの共有などについて、この部分についてちょっと追加で追加というかもう一度質問をさせていただきたいと思います。

○総務課長

地域の住まいということでありましても、豊南短期大学の方から町の方へですね、学生の住まいというアパートの確保についてのお話というのはお伺いしているところであります。学校の方でも独自のですねアパートの確保をですね、進めてい

るという情報は伺いしてるところでありますけれども、ここら辺について町がどんなような形で関与できるのかということもあります。学校の方とですね情報共有をする中で、対応していくかということと考えてるところであります。以上であります。

○本 田（10 番）

はい。次の質問に移ります。3 番の学生のアルバイト支援とその先の進路支援についてです。先ほど豊南短期大学の住まいの確保について伺いましたが、学生が地域で生活していく上では、住まいだけでなく生活の基盤としてのアルバイト先やその先の進路についても重要な要素になると思います。しかし学生の本分は学業であるため昼間のアルバイトをするのは難しく、例えば都市部では夜間でも働けるコンビニであるとか、物流の倉庫であるとか飲食店であるとか、そういったものがアルバイトの対象先ですが、製造業中心の辰野町ではなかなか数百名分の昼間アルバイトできる先を見つけること、なかなか困難なのではないかというふうに考えています。実際、大学がこの短期間にこれだけの量を受け入れ決定したということで、受け入れる地域側の準備期間などを考えているというふうに私は思えないんですが、一企業として経営上の判断ですのでそれは仕方ない面もありますし、それだけの人数が来ると決まったからには、町としても何かしらの対応を進めるしか仕方ないとも思います。一方、辰野町では仕事はあるのに人手が足りず事業が回らない、いわゆる黒字倒産のリスクを抱えている企業もあるというふうに伺っております。はい。そのような状況を考えると、町内に短期大学があり若い人材が町に来ているということは、地域にとっても大きな可能性を持っているのではないかと思います。学生のアルバイトや就職のマッチングは、基本的には大学が主体となって取り組まれるものと思いますが、町としても、町内企業との関係性を持っている立場であり、地域の産業や人材不足の現状を把握してる立場でもあります。そうしたことから大学と地域企業そして町が連携することで、学生のアルバイトの機会を広げたりその先の就職に繋がるような仕組みづくりを進めていくことは、学生にとっても地域企業にとっても、そして人口減少対策という観点からも意味のある取り組みになるのではないかと考えます。そこで質問です。豊南短期大学の学生のアルバイト機会の確保やその先の地域企業への就職などについて、町として現状どのように把握されているのか、また、大学や地域企業と連携しながら、そのアルバイト先や就職のマッ

チングを行っていく考えはあるのかについてお考えをお聞かせください。

○商工観光担当課長

今年の4月に入学する外国人留学生については、豊南短大から依頼がありまして、短大と一緒にアルバイト先を探しているところでもあります。まずは、企業訪問などで得た情報を参考に、外国人留学生を受け入れてもらえそうな企業や事業所に依頼をしているところでもあります。日本人の学生については、短大からの依頼が特にありませんので、町としてはアルバイト先を探してはおりません。次に進路支援についてでありますけれども、短大において、町主催による企業ガイダンスを現在行っているところでもあります。7年度は8月6日に開催をしました。言語コミュニケーション学科の1年生を対象に、辰野町内の企業を知ってもらい、そして就職に繋がってもらいたいと一昨年から開催しております。7年度は6つの町内企業に協力をいただき、何名かの外国人留学生を含む37名の学生がガイダンスを受けました。これとは別に、短大が主催する企業説明会も行われています。その中には、町も協力して開催される企業説明会もあり、こちらには町内外の事業者の皆さんが参加し、相談に応じております。日本人や外国人の区別なく、これからも学生の皆さんの就職支援になるよう有意義な場を創ってまいりたいと思います。以上です。

○本 田（10 番）

そうですね。うちはまだ今年度だけではなくて、来年度も同じぐらいの人数の入学を予定されてるということですので、また継続してこの問題については質問をしていきたいと思います。今回はこの質問はここまでで、次の質問に移りたいと思います。最後にちょっと時間が短くなってしまったので、すべてできるかどうかわかりませんがコンパクトシティについてです。コンパクトシティにおける居住地誘導の考え方についてですが、人口減少社会においてインフラや行政サービスを持続可能な形で維持していくために、居住地や生活機能のある程度集約していく、いわゆるコンパクトシティへの取り組みの考え方が全国的に議論されています。辰野町でもこれから3年間かけて立地適正化計画が策定されていく予定です。医療機関や学校、商業施設、公共交通などそういった利便性を考えると、町の中心部にある程度居住地を誘導していくっていう考え方になるかと思いますが、例えば高齢者の方にとっては病院や買い物できるスーパーなどが近くにあることが、暮らしやすさに繋がります。逆に小さいお子さんがいる世帯にとっても、学校や保育施設などが近く

にあって、そういった居住地に近いところで生活を完結できるといったメリットは大きいと思います。立地適正化計画で示されているように、エリアをある程度定めてそこに目的に応じた施設や機能を集約させさせていくことだというふうに、私の方では理解をしています。一方で居住地を中心部に移していくということは、相対的には人の少なく相対的に不便な地域が生まれてしまうということなのかなと、それと裏表の関係にあるのかなというふうにも思っているんですが、既に町内でも人口が少ない地域では先ほどもありましたが、自治会活動や地域の役員などの負担が大きくなっているという声を聞きます。人口がさらに減少していく中で、そうした地域では自治組織の担い手の確保とか維持が、ますます難しくなっています。そこでお伺いします。辰野町として立地適正化計画の中では、コンパクトシティのような考え方にに基づき、居住地をある一定のエリアに誘導していくような方向性を検討しているのか、またもしその場合、人口が少なくなっていく地域について、自治組織の維持や地域活動の負担をどのようにセットで考えているのか、ここについて町としての基本的な考え方をお聞かせください。

○建設水道課長

従来、国はコンパクトシティを目指すとしていましたが、なかなか実現ができませんでした。そこで、都市再生特別措置法により、立地適正化計画を策定することで、居住や都市機能の立地を誘導し、長期的な視野に立ってコンパクトなまちづくりを進めていくこととしております。町では、コンパクトシティを実現するために、都市計画マスタープランの改定に合わせて、令和 8 年度から立地適正化計画の策定に取り組む予定でなっております。居住の誘導については、国が示すマニュアルによりますと、都市計画の用途地域への誘導することとなっております。一方、居住誘導区域以外の地域の皆様には支障がないよう、現在のコミュニティを維持するための対策も同時に検討していきたいと考えております。これはあくまでも誘導であり、現在住んでいるところから強制的に移住させるものではなく、新規に住宅開発を行う等の届け出を行うことの制限により、長期間にかけて穏やかにコンパクトなまちづくりを目指すものであります。以上です。

○本 田（10 番）

はい。長年住み慣れた地域で暮らし続けたいという、住民の思いもあると思いますし、これは簡単に結論が出る問題ではないということは私の方でも承知はしてい

ます。それに続いて、最後 2 番、防災リスクの高い地域への居住継続について質問をさせていただきます。防災の観点からも、辰野町は山間や谷間の集落が多く、また川沿いの地域も多い町ですので、その中にはハザードマップなどで土砂災害や洪水の危険度が比較的高いと示されているエリアも存在しています。こうした地域については、防災対策を行うにしても、インフラ整備や対策の工事などに大きなコストがかかるとお考えです。そういった危険度の高いエリアで、もし仮に災害が発生した場合、特に高齢者の方やお体が不自由な方の場合、避難に時間がかかったり、それが逃げ遅れのリスクに繋がります。そうした状況を考えると、医療や生活サービスへのアクセスが良いという面からだけでなく、防災対策といった面からも、町の中心部へその比較的安全なところへ、居住地を誘導していくメリットもあるのではないかと思います。こういった高齢者の避難リスクなどをふまえ、より安全なエリアへの居住誘導といった考え方について、どのように認識されているのか町のお考えをお聞かせください。

○建設水道課長

議員おっしゃるとおり、町では防災ハザードマップを公表するなど、災害のおそれのある地域に関する情報を住民の皆様提供しております。その上で総合計画内に示している国土強靱化計画では、様々な脆弱性を評価した後に、住民の安全を確保するための行政に取り組んでいるところでございます。災害のリスクの高いエリアの居住は、まず自助として安全確保に努めていただきたいと考えております。また、共助として地区防災計画や支えあいマップ、マイタイムライン等の策定を促しております。これをふまえても、なお、災害の危険性の高い地域については、公助として安全性を向上させる取り組みを検討してまいります。都市再生特別措置法では、立地適正化計画における都市機能の誘導、居住の誘導に関して、土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩落危険区域、保安林等は区域に含めないこととされております。また、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等については、適当でないと判断される場合は、区域に含めないこととされておりますので、慎重に判断して区域に含めることの可否を検討する予定であります。なお、立地適正化計画内には「防災指針」として、町内のリスクを理解し安心、安全な住環境を維持し、創出するための取り組みを検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○本 田（10 番）

これからは今、ご答弁にあったようなあらゆる条件を含めて、この先 3 年間立地適正化計画を策定していくということですので、ちょっと時間の都合もありますので、また改めて 3 番の質問は 6 月の定例会以降にさせていただくとして私の今回の一般質問を終わりといたします。

○議 長

ただいまより暫時休憩とします。再開時間は 11 時 25 分とします。

休憩開始 11 時 08 分

再開時間 11 時 25 分

○議 長

再開いたします。質問順位 3 番、議席 8 番、高木智香議員。

【質問順位 3 番 議席番号 8 番 高木 智香 議員】

○高 木 (8 番)

それでは通告に従い質問させていただきます。まずはじめに高齢者などの移動支援事業についての質問です。現在、高齢者や障がいのある方に対して、一定の条件を満たしている場合には、タクシーやバスを利用する際に使えるタクシー券を年間で最大 2 万 4,000 円分助成しております。タクシー券を利用されている方からは「とてもうれしい」という声を伺っております。普段は乗り合い型のデマンドタクシーを使っているけれども、通院時など帰りの時間がはっきりしない場合には、このタクシー券を利用して帰ってくるという方もいらっしゃいます。高齢者の夫婦で暮らしている、あるいは一人暮らしの高齢者にはなくてはならないものです。現在このタクシー券は 80 歳以上すべての方に交付されているのではなく、本人が自家用車を持っていないことや、世帯全員が住民税非課税ということなどの条件があります。例えば、本人が 80 歳以上で運転することができず、身体的に少し大変な状況であったとしても、親族が同居している場合には対象から外れる場合が多くなっています。休日や早朝、夜間あるいは急に外出をする必要があった際には、同居の家族が常にいるとは限りません。その場合にはタクシーを利用されております。働き方の多様化ということもあり、一人で過ごす時間がほとんどいう高齢者もいらっしゃいます。親族と同居していたとしてもタクシー券を、例えば満額の 2 万 4,000 円でなくていいから、お守り代わりに支援してもらえたらというご意見を、高齢者の方からお伺いしております。同居の家族にタクシー代を置いておいてもらえば良いのではという

ご意見もあるでしょうが、私はもう少し対象者の範囲を広げて良いのではと考えます。高齢者が外出しやすい状況にするということも大切ですし、それ以上にいざというときの安心があるのとないのとではまるで違うと考えます。そこで質問です。親族との同居の有無にかかわらず高齢者ご本人が運転免許証を持っておらず、さらに住民税非課税の場合に、タクシー券を助成することはできないでしょうか。

○町 長

高齢者や障がいをお持ちの方にとって通院や買い物など日常生活での移動手段の確保は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、極めて重要な課題であると認識しております。現在、辰野町におきましては公共交通機関の利用が著しく困難な方々の経済的負担を軽減し、社会参加を促進することを目的に辰野町障がい者及び高齢者等に係る通院等のためのタクシー・バス利用料金補助事業として辰野町に住所がありかつ居住している方で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方のうち障がいの種類は限定的ではありますが、身体障害者手帳 1・2 級に該当する方、療育手帳 A1 に該当する方、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級に該当する方、80 歳以上の方のみで構成されている方を対象に、辰野町障がい者及び高齢者等タクシー・バス料金利用助成券の交付を行っています。町ではこうした助成制度に加えまして、町民の皆様の誰もが利用しやすい公共交通体系の構築にも力を入れてまいりました。具体的には令和 4 年度よりデマンド型乗り合いタクシーを本格運行しており、月額定額制の導入などにより、安価で利便性の高い移動手段を提供しているところでございます。このデマンド型乗り合いタクシーは、障がいをお持ちの方や高齢者の方も含め、広く町民の皆様にご利用いただいていますし、辰野町社会福祉協議会や NPO 法人による支え合いの有償サービスもございます。まずはこうした既存のサービスの利用促進を図ることも重要であると考えています。助成券の対象者拡充につきましては、福祉施策の充実という観点からは大変重要なことであると考えておりますが、一方で、持続可能な制度として維持していくためには、財源の確保や対象者の公平性などの課題もあり、町としましてはすでにございます他の移動サービスの利用促進を図り、他の福祉施策とのバランスさらには将来的な財政負担などを総合的に勘案しながら、慎重に判断していくこととなりますが、現時点では拡充の予定はございません。これからも利用者の皆様の声に耳を傾けながら、誰もが移動しやすい交通環境の充実に努めていきたいと考えています。

○高 木（８番）

周辺の自治体を見ますと、例えば課税世帯と非課税世帯とでタクシー券の助成枚数を変えているところですか、本人が自家用車を運転していないということを条件にしているところなど、様々でして近隣でいいますと南箕輪村では対象となる年齢を75歳から70歳に今年度から引き上げた上で、親族が日中働いているなどして不在の場合にはタクシー券が助成されています。全国にもそういった自治体がありました。高齢者がいつまでも安心して住み続けられるまちになるように、今後さらに高齢者の移動手段について利用できる曜日だったり、時間帯を広げていく必要があると考えております。同時に高齢者ご本人やご家族の方が自分たちの利用できるサービスを把握しきれていない場合もあるかなというふうに感じておりますので、あらゆる機会を使ってお知らせしていただきたいと思います。またタクシー券ではなくて高齢者応援券として、タクシー代としてではなくて灯油代だったり、オムツ購入代などにも利用できる券を支給しているということもありました。親族と同居している高齢者からは私たちにも何かないかというふうに言われることが大変多いので、何歳以上の高齢者というような感じで高齢者という括りで考えていただいて、高齢者が社会参加しやすくまたサポートしているご家族にとっても、サポートしやすいという環境を整えていただきたいと思います。次の質問に移ります。投票所のあり方について質問させていただきます。今年2月8日に投開票のありました衆議院議員選挙ですが、解散から投開票日まで戦後最短の16日ということで、役場職員の皆さん、選管の皆さん、区の役員の皆さんなど準備大変ご苦労されたかと思います。投票所への入場券が期日前投票が始まるまでに間に合わないのではと報道される中で、辰野町では各家庭にしっかり届けられまして、辰野町はすごいというふうな地域からの声を伺っております。関係者の皆様には感謝申し上げます。今回、私は投票所のあり方について、いくつか提案をさせていただきます。近年、自分が投票できるタイミングで投票に行く期日前投票を利用されている方が増えております。私はこの期日前投票についてもっと多くの人が気軽にいくことができる環境整備を進めていく必要があると考えています。そのためには何かのついでに投票、あるいは行きやすい場所での投票というのが必要になってくるのではないのでしょうか。そこで私が提案したいのは、スーパーなどで期日前投票ができないかということです。投票に一度も行ったことがない人であっても買い物には必ず行きます。例えば、

ときめきの街の空きスペースを利用して設置することはできないでしょうか。ほかのイベントと重ならないければスペースをお借りして投票所を設けることができるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○総務課長

それでは町選挙管理委員会の書記長の立場からですねお答えをさせていただきたいと思います。平成 15 年から創設されました期日前投票は、利用する方は年々増加傾向にありまして、今回の衆議院選挙におきましては町全体の投票率はですね、62.7%でありましたけれども、このうちですね期日前投票を全体の 100%と考えました時に、60.97%がですね半分以上が期日前投票だったということであります。特に今回の衆議院選挙は選挙当日が悪天候の予報がありましたので、その影響もあったからか多くの利用者が有権者がですね、利用していただいたということであります。町では現在、期日前投票所を辰野町役場のみ設置をしておるところであります。公職選挙法では期日前投票所を 2 箇所以上設けることが可能であるというふうに定められており、複数の期日前投票所を設置しているという市町村もなかにございます。期日前投票所を複数設置すれば利便性が向上し、有権者の皆さんにとっても投票しやすい環境となるということは議員おっしゃるとおりかなというふうに思っているところであります。この期日前投票を行うについてですね、重要となってくるのが設置した場合にですね、二重投票を防ぐためオンラインシステムでの管理というものが不可欠になっております。即時にですね、仮に設置した場合に他の投票所で投票されたことが、すべてのですねオンライン上のなかで共有できることが必須となってまいります。また新たにですね、通信回線で結ぶ工事というのをするのに多額の整備費用が必要となってくるところがあります。またスーパーマーケットということでご提案いただきましたけれども、当町の場合この役場とですね近い関係の中で、スーパーマーケットの設置というところがあることと、またご利用される方がそれぞれの嗜好によって、スーパーマーケットを選ばれてるということがありますので、そうしたことを全体的に勘案する中でですね、現状では人材の確保の課題も含めて増設するということは難しいのかなというふうに考えておるところであります。以上であります。

○高 木 (8 番)

現段階では、いろんな課題があって難しいということですが、今回提案す

るにあたって、高齢者を中心にアンケートを実施しまして、55 名の方から回答をいただきました。数はまったく足りていないのですが、高齢者の方が投票についてどのように感じているのか知りたくて実施しました。現在投票について不便だと感じている方は 10 名で、2 割弱となり、ほとんどの方がそれほど不便には感じておりませんでした。不便と感じていなくてももっとこうだったらいいなと考えている方が 28 名、およそ半数いらっしゃいました。不便だと感じている方と合わせますと 38 名、およそ 7 割の方が今後投票所のあり方を検討してほしいというふうに考えていることがわかりました。その中で最も多かったのがスーパーなどでの期日前投票所の設置でした。ぜひ今後の参考にしていただければと思います。次の提案に移ります。先ほど私はときめきの街に期日前投票所をとというふうに提案しましたが、高齢者あるいは障がいをお持ちの方が利用されることの多いデマンド型タクシーについて、今年度の利用状況を確認しますと、圧倒的にデリシアで乗り降りされる方が多いということがわかりました。しかもデリシアの停留所でいえば降りる人と乗る人の割合が 4 対 6 で、乗る人の方が明らかに多く、あくまでも私の予想なんですけれども、おそらく近くの役場だったり薬局等の周辺の施設を利用して、その後にデリシアで買い物して帰るという人が多いのではないのでしょうか。可能であればデリシアで期日前投票ができればついでに投票できる人が多いのではないかと考えます。そうはいってもデリシアで期日前投票所を設置するスペースを確保するのは、きっと難しいのではないかとというふうに思いまして次の提案になります。移動式の期日前投票所を設けることができないかという提案です。これはワンボックスカーなどを利用して、山間地や高校・大学前、商業施設前で投票を行うものです。先ほどの最初の提案では屋内での期日前投票所でしたが、移動式の期日前投票所があればスーパーの前だけではなく、投票所から遠いところに住む方でも投票しやすくなる可能性がありますし、それだけではなく高校や保育園などで実施することができれば、高校生や子育て世代の方も投票しやすくなるのではないかと考えます。幼い子をおもちの方からは「子どもを連れてわざわざ役場の期日前投票所に行くのは大変だけど、子どものお迎えの前に投票したり、お迎え後にスーパーに立ち寄った際に、買い物のついでに投票することができれば便利になる」というふうなご意見も伺っております。また、辰野高校で実施することができれば、高校生に関心を持ってもらう良いきっかけになるとも考えます。導入するには、きっとクリアしなくては問題

がたくさんあるというのは承知の上での提案になりますが、今後、移動式の期日前投票所が確実に必要になってくるのではないかと考えています。町の考えをお聞かせください。

○総務課長

議員おっしゃるとおり、移動式の期日前投票所というのはニュースなどでもですね見ますと、ほかの市町村で導入されてるのかなということを伺ってるところであります。確かに便利な設備かなあというふうに選挙管理委員会もですね認識をしているところであります。町ではですね選挙当日に 21 箇所の投票所を設置しておりまして、先ほど議員にですねおっしゃられる中で、不備、不満っていうかですね、投票所の不満というのは 2 割弱ということでお話をお伺いしましたけれども、投票所までの距離がですが 21 箇所ありますがおおむね 2 キロ未満で、集落の中に設置をしている状況であります。有権者の方から投票所が遠いという声はですね直接、選挙管理委員会の方には聞こえてきていないところでございまして、当日の投票所の数につきましては問題がないのかなというふうに認識をしているところであります。おっしゃるとおり期日前投票の利用者が増えている状況を考慮しますと、今後はですね投票所の統合について検討する時期に来ているというふうに選挙管理委員会の方では思っているところであります。その中において、交通手段の確保が困難な方などへのですね対応としまして、議員おっしゃる移動式の期日前投票所を検討する必要があるというふうに考えているところであります。なお近年のですね期日前投票者数の増加と当日の投票者数の減少の状況からですね、選挙管理委員会では、区長会を通じまして投票所に係る各区の意見を収集しているところであります。当日少なすぎてしまってという、選挙事務に対応する職員等ともですね非常に少ないということの話も聞こえてきておりますので、そうした部分もふまえてですね移動式のですね期日前投票所ということについても、同時に考えていく必要があるかなというふうに考えているところであります。以上です。

○高 木 (8 番)

今、検討をしているというところで、もし可能なことがあればぜひそこから実施していただきたいなというふうに考えております。高齢者の方からは既にもう投票に行くことが難しいというご意見もありますし、次の選挙では投票に行けるかわからないというようなご意見もうかがっております。今後の投票所のあり方について

しっかり検討を始めていただければと思います。3 つ目の提案です。現在、役場では靴を脱がずに土足での投票ができますが、今後そういった投票所を増やすことができないかという提案です。アンケートでは 55 名中 8 名の方が土足の投票所の設置を求めています。畳やじゅうたんの投票所にシートを敷いて靴を脱ぐことなく投票ができるようになれば、高齢者の負担が減ると考えます。シートの準備、片付けが大変になるのではというような現場の声も伺っておりますが、今後協力していただける投票所から実施していくということとはできないでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○総務課長

現在、土足のまま投票できる投票所は、役場第 3 投票所とですね、下辰野公民館第 6 投票所の 2 箇所ということであります。靴の脱ぎ履きがですね困難な有権者の方も一定数はいると存じますが、平時、靴を脱いで利用している公民館等をお借りしておりますので、これまでどおりの仕様が馴染んでいていいのかなというふうにして考えておりまして、お願いをしたいと思っております。過去に土足で投票できるように取り組みをした投票所がありまして、私もですね実はそこで庶務係を担当したことがあります。投票会場までの箇所や投票所内をシート等で養生してですね、対応するということが必要となってまいります、ご高齢の方はむしろシートのたるみにですね足をとられてしまって、つまずいてしまうということがありまして、危ないというふうなことを判断させていただきました。また投票所の事務従事者も最低限の人数を配置しておりますので、投票前の準備また終了後の撤去にですね結構な時間がかかってしまう、また労力が必要となっていることから、止めたという経過がございます。現状では靴の脱ぎ履きにですね馴染んでいらっしゃる方が圧倒的に多いかなというふうに思っておりますので、現状、増やすという考えはございません。以上であります。

○高 木 (8 番)

過去に危ない状況があって取りやめるという判断をされたということで、私も様々な自治体の事例を見ますと、例えば雨などの日は滑りやすくなるのではないかという意見があったり、また今回の選挙のように雪の季節ですと融雪剤をまくためそれがシートについて片付けが大変だったというような声があることも承知しております。危険なことは絶対に避けるべきだというふうに考えておりますが、実際

に高齢者の方にお話を伺いますと、役場の期日前投票所を利用される理由として、やはり土足で投票できるからという方もいらっしゃいます。私としても、どんどん役場に来て期日前投票、利用していただきたいなというふうに考えておりますが、そうするとやはり交通手段の確保というものも必要になってきます。1 番最初に高齢者の移動支援について質問させていただきましたが、タクシー券を助成する範囲を今後広げていったりですとか、先ほど提案しました移動式の投票所については土足で投票することができますので、今後設置が必要になってくるかなというふうに考えます。次に 4 つ目の提案として共通投票所を設けることができないかということですが、この共通投票所というのは投票日当日に町民であれば誰でも投票できる投票所になります。平成 28 年に公職選挙法が改正され共通投票所の設置が可能になりました。アンケートを見ますと、当日指定された投票所だと知り合いが多かったり、静かすぎる雰囲気の中では投票しづらいというような声があったり、その雰囲気に耐えられず投票をためらってしまったという方もいらっしゃいました。投票所は厳粛な場で静かなのは当たり前だと思う方も多いと思うんですが、それが心理的なハードルになっている方もいらっしゃるんだと、アンケートを通して改めて思いました。そんなときには期日前投票所を利用するという方法があるんですけども、それに加えて共通投票所を設置してみるのはいかがでしょうかと考えました。例えば、現在、期日前投票所となっている役場では、当日は宮木に住む方の指定投票所となっておりますが、そこを共通投票所にするですとか、仮に今後スーパーなどに期日前投票所を設置するのであれば、そこを共通の投票所として利用するですとか、当日でも投票しやすい環境をつくっていくということが必要だと考えます。これまでの答弁を伺うなかで、きっと実際に行うのは難しいんだろうなというふうに承知していますが、今後、辰野町として共通投票所の設置についてどのように考えているかお聞かせください。

○総務課長

共通投票所は投票率を上げる取り組みの一つとしまして、市町村選挙管理委員会の判断で、駅や商業施設など人の集まりやすい場所に設置できる制度ということがあります。投票日に利便性の高い場所で投票できる共通投票所を設置することで、投票率の向上の可能性はあると思われます。共通投票所をですね期日前投票のご質問と同様に、一人が 2 票を投じる二重投票というものを防ぐために、即時にですね

他の投票所でもその情報がですね共有する必要があります。そうした中でですねオンラインシステムの構築というのが必要となつてまいります。共通投票所と既存の投票所 21 箇所をですね、通信回線で結ぶ工事ということが、やはりここも多額ですね工事費用、また整備費用また期間というものが必要となつてくることから、技術的な面と財政的な面からですね考慮する中で、現状では難しいのかなというふうに考えているところであります。以上であります。

○高 木 (8 番)

すいません、今回私が提案した 4 点について、今後、辰野町として投票所をどのように設置とか検討していく必要があるというふうに、私考えて提案させていただきました。そのような検討が始まっているのかもしれませんが、誰もが投票しやすい環境を整えていくことで、辰野町の投票率を限りなく 100%に近づけていきたいなと私も考えております。財政面、先ほど問題あると言いましたけど、時間的な問題もいろいろあると思いますが、ぜひ様々な取り組みをしている自治体、あの周辺にたくさんありますので、研究していただいて前向きに検討していただければと思います。次の質問に移ります。町営霊園に続く道の危険回避についてです。町営霊園を利用されている方から、お墓に行くときの道が細い上に坂道で、車のすれ違いが難しく対向車が確認しづらいところがある。お彼岸やお盆の時期は混むので、いつも対向車が来ないようにと祈りながら登ったり降ったりしている。どうかならないものかと相談がありました。私も実際に行ってみましたが、対向車が確認しづらく危ないなと思うところがあり、相談者の祈る気持ちがわかりました。その道を何度か往復していた時に、たまたま県外車が上ってきてどっちが下がるか、数秒見合った後に私が急な坂道をバックすることになったんですが、こんな嫌な思いをするのかと身をもってわかりました。お互い速度はかなりゆっくりであっても、対向車が来たら危ないなというふうに感じました。そこで質問なんですが、対向車が確認しづらいところに、例えばカーブミラーを設置したり、待避所をもう少し広げたり、あるいは注意を促すような看板を設置するなど、何か対応することができないでしょうか。

○町 長

町営霊園の 1 号聖地・2 号聖地駐車場へ上がっていく道路につきましては、車のすれ違いが困難なほど道幅が狭く、カーブでの対向車の確認がしづらいなど、霊園利

利用者の皆様にご不便とご不安をおかけしていることは十分認識しております。道路の拡幅や待避所の整備につきましては、道路の霊園側・谷側ともに急傾斜であることから大規模な工事が必要となり、用地の確保や多額の費用が伴うため、現時点では対応が難しい状況であります。しかしながら、利用者の安全確保は重要な課題であることから、まずは対向車の早期確認が可能となるよう、見通しの悪いカーブへのカーブミラーの設置を検討させていただきます。あわせて、徐行や一時停止を促す注意喚起看板の設置についても検討し、利用者の皆様が安心して霊園をご利用いただける環境の整備に努めてまいります。引き続き現地の状況を確認しながらできる対策から取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○高 木 (8 番)

危険な箇所にカーブミラーあるいは注意を促すような看板を設置していただけるということで、大変ありがたいなと思っております。利用者の安心に繋がりますのでぜひ早い時期での設置をお願いいたします。また設置場所については、例えば実際に車 2 台を使って、上と下から走ってみて最も危険だと感じる場所が、そうやってやるとわかると思いますので、ぜひ最善の場所に設置していただきたいと思います。あわせて霊園利用者へ、もし何かしらの通知をすることがありましたら改めて、対向車に注意を促すような文章を入れていただきたいなと思います。もうすぐ春のお彼岸にもなりますので、できる対応はすぐしていただきたいなと思います。次の質問に移ります。児童発達支援事業所設置についての質問です。昨年 12 月一般質問において、町長から児童発達支援事業所の設置をするというふうな答弁がありました。町長の任期中での設置を目指しているものと思っておりますが、そのためにいろんな課題があるのではないのでしょうか。設置に向けて動き始めたばかりだと思いますが、目標とする設置時期から逆算をして準備していく必要があるのではと考えています。そこで質問なんですが、現段階で考えている設置時期と、それに向けてどのような課題が見えてきたか教えてください。

○保健福祉課長

児童発達支援事業所の設置に向けました、最近のまず取り組みにつきましてお話しさせていただきたいと思います。1 月に箕輪町の公的児童発達支援事業所の視察研修、それから 2 月に町内で児童発達支援事業を行っております民間事業者様との懇談を行わせていただきました。そこで児童発達支援事業の現状それからニーズ、そう

いったものを確認したところでございます。これらのことから、公的事業所はニーズが多い有資格者による障がい者への機能訓練を行うこと、また乳幼児健診などから児童発達支援事業所、小学校、放課後等デイサービスへのつなぎといった先の見通しを持った支援を行うこと、また民間事業者は民間事業所ならではの特性を活かした事業を行うなど、それぞれの強みや特性を活かして事業を行っていくことが重要だと考えております。事業所設置に向けた課題ということで 3 点挙げさせていただきます。1 つ目としまして通所に係る送迎の負担軽減や保育所、学校との連携をスムーズに行う観点からも、児童発達支援事業所が利用されるお子様やその保護者の皆様にとって、利用しやすい環境となる設置場所の選定については、重要な課題の一つであると考えております。それから 2 つ目としまして施設運営のための有資格者の確保です。児童発達支援管理責任者それから医療的ケアを行う場合に必要となる看護師、機能訓練を行う場合に必要となる機能訓練担当職員などにつきまして、関係機関と協議しながら、人材確保や育成をしていきたいと考えております。それから 3 つ目としまして施設整備をするためには多額の費用が必要となりますので、町の財政負担を抑えるためにより有利な補助金などを活用することが重要でありまして、財源を確保することも大きな課題でございます。現在、児童発達支援事業所の設置に向けまして、動き出したところでございまして、設置時期の目標につきましては、具体的な時期を明言できる段階にはございません。今後、関係機関とも協議を重ねながら、お子様一人ひとりが、生まれ育った地域で安心して支援を受けられますよう、ニーズや実態を十分に把握し、児童発達支援事業所の設置に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○高 木 (8 番)

先ほど答弁にもありましたが、少しずつ動き出して見えてきた課題もあるということで、今後さらにたくさんの課題が見えてくるのではないかなというふうに考えます。設置時期については今のところ決めていないということなんですけれども、例えば有資格者について言えば、すぐに資格を持っている方を見つけられるかどうかというのはわかりませんし、そうではない場合には研修が必要になってきます。先ほど育成も必要だというふうな答弁ありましたけれども。そうなってくるとやはり設置する目標時期というか、そういうものを意識して進めていく必要があるのではないかと考えます。町長にもう一度伺いたいのですが、このぐらいには設置

したいという目標、町長が目標とするような設置時期をぜひ教えていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○町 長

はい。先ほど課長が答弁したとおりですね、設置に向けてはいろいろな様々な課題もありまして、一つひとつ克服してくといえますかね、解決していかなければならないそのようなことを認識しております。具体的にはやはり有資格者の育成でも、2、3年はかかったりとか、建設に向けても現有の施設を利用する手もありますけれど、やはり施設に合ったものとなると、やはり新設になるかなと思いますし、ともかくいろんな今調査をしておるところであります。最短でも3年はかかるかなという認識であります。

○高 木（8番）

最短は3年ということですので、任期中にはできるのかなと考えておきたいと思っています。ぜひ町長自身がリーダーシップを発揮して、担当の課の職員の方と一緒に進めていただきたいなと思いますのでお願いします。最後の質問に移ります。子どもたちへの平和学習についての質問です。先月2月28日にイスラエルとアメリカによるイランへの軍事攻撃が実施されまして、それによって中東情勢は一層緊迫した状態です。またフランスは3年前に開催されましたG7広島サミットで平和へのメッセージを示したにも関わらず、核弾頭の増強を発表しました。連日、テレビなどから流れる戦争の映像見て胸を痛めている人は多いのではないのでしょうか。唯一の戦争被爆国である日本ができることは何なんだろうと考えたときに、やはり戦争の悲惨さや平和への思い、人の命の尊さを伝えていくことではないかと考えております。毎年、一般質問の中で広島平和記念式典に子どもたちを派遣することができないかと提案してきました。それはそれとして引き続き提案していきたいなというふうに考えているんですが、今回の提案は、被爆体験者あるいは被爆体験者の体験を伝えていくという方からお話を聞く機会が設けられないかというものです。これは国立広島原爆死没者追悼平和祈念館というところが行っている事業になるんですが、被爆者の体験や平和への思いを次世代に伝えるために、被爆体験者ご本人や、それを伝承される方を全国に無料で派遣しているものです。現在、辰野中学校では3年生を対象に、戦争体験をお聞きする会というものが実施されておりますが、それに加えて、小学校6年生を対象として、被爆体験者などからお話を伺う機会を設けるこ

とができればと考えます。例えば、西小に東小、南小、両小野小の6年生を集めて、6年生同士の交流も兼ねてお話を伺う機会を設けるのはどうでしょうか。平和学習の一環、そして交流の一環として位置づけていけたらと考えますが、町の考えをお聞かせください。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。あと、戦争というこの負の遺産を風化させることなく、戦争の惨状に学び、戦争とは何なのか、平和とは何なのかを互いに考える必要があるという思いは、高木議員、私もまったく同じでございます。今、言われたように高木議員におかれましては、原爆の日に合わせて毎年のようにね広島や長崎を訪れて、肌で感じた思いをそのままこの議会に出していただくということで敬意を表したい、そんなふうに思っております。21世紀は明るい世界だというふうに思ってたわけですけど、実際にはウクライナの軍事侵攻があったり、ベネズエラだとかここへきてまたねイランというような、こういう戦争が起こる、なぜ20世紀のあの戦争の反省が活かされないのかっていうのを、私も非常に不思議に思うと同時に憤りも感じる場所なんですね。そこで昨年この戦後80年ということで、教育委員会あるいは公民館で様々な企画やイベントをして、多くの町民に改めて戦争の理不尽さ、で戦争っていうのは戦場だけで起こってるんじゃないんだということですね。無関係の住民だとか子どもまでが犠牲になるという、人権を踏みにじる最悪の行為である、その一端を理解していただけたのかなと、こんなふうに思ってるんですね。しかし私が改めてこの1年感じたことは、私自身もそうなんですけれど、先の大戦について、ほんの一部しか理解していなかったということなんです。これ私自身の話なんです。例えばちょっと余談になりますけれど、長野県はじゃあそのときどうだったのか、上伊那はどうだったのか、辰野はどういう状況だったのかということも大事なんだろうなって思うんですね。あの「登戸研究所」って話をよく耳にするわけですけど、これ詳しく見てみると駒ヶ根だけじゃなくて、駒ヶ根も含めて上伊那にも5箇所も設置されていたというようなこともあったりだとか、辰野含めて県内にはいくつかの軍事機関だとか、軍事工場も作られていたとかね。それから大城山には中腹に対空監視哨これが建てられていたようなこと、から満蒙開拓のことは前の議会でも答弁させていただきました。300人余の町民が渡満をして、悲惨な状況を迎えたというこのようなこともございます。そうしますと戦

争についてのこの理不尽さを学ぶっていうことは、様々な機会が切り口があるんでだろうっていうのは、改めてこう思ってるところなんです。さ、そこで今、議員が紹介していただきました国立広島原爆死没者追悼平和祈念館についてですけど、私もいくつか調べさせていただきました。議員言われるように年間に1団体1回だけなんですけれど、全国へこの被爆体験証言の講話だとか伝承講話っていうようなね、講師を派遣していただけるのはある意味これはありがたい企画だなあと私も思いました。このような企画があるということは、また新年度になって町の校長会でもお伝えをして、みんなで考えていってみたいなというふうに思っております。ただ来年度、令和8年には開催することは不可能ですけど、9年以降になってくるかというふうに思います。改めて原爆も含めて戦争っていうことですね。これが止まらないっていうね、ここはやっぱり考えてみる必要があるのではないかなと思っております。以上ですが。

○高 木（8 番）

各小学校でも平和学習というのが行われていると思いますけれども、今回の提案はそれほど費用がかからずに、子どもたちに貴重な体験がさせられるというふうに考えております。そういった機会を設けるのも大人の責任かなというふうに感じておりますので、ぜひ来年度は難しいということでしたが、令和9年度から毎年実施していただけるように、校長会などでもお話をさせていただいて検討していただければと思います。以上で私からの質問を終わります。

○議 長

ただいまより昼食のため暫時休憩とします。再開時間は13時15分ですので時間までにお集まりください。

休憩開始 12 時 07 分

再開時間 13 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位4番、議席11番、向山光議員。

【質問順位4番 議席11番 向山 光 議員】

○向 山（11 番）

昨年は終戦80年ということで、辰野町内でも役場や教育委員会のほかに、住民の皆さんによる様々な企画がありました。年が改まり、終戦80年というものは今年の

8月まで続きます。それだけじゃなく80年が81年、82年とずっと続いていかなければなりません。しかし、最近の世界情勢を見ていると、終戦何周年と言える時代と新たな戦前何年だったと言わざるを得ないような状況が混在してるような、そのような危惧があります。昨年の様々な企画に参加する中で、戦争のもつ悲惨な実態をきちんと押さえることが重要であると再認識しました。戦争は災害とは違います。まさに大規模な人と人との殺し合いであり、一人ひとりの命を奪い暮らしを破壊する、その一つひとつの積み上げであります。それは加害者の立場であっても被害者の立場にあっても同じです。そのような一つひとつの命に思いを巡らしながら、戦争を防ぐ道を愚直に追求することこそが、為政者の最も重要な仕事であると信じます。憲法がその前文で謳うように、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して定められたものであります。今、ウクライナでパレスチナで、そしてイランで地球上の各地で戦禍が続いています。世界はどこへ向かおうとしているのか。我が国はどのように対応しどこへ向かうのか。一国民としても政治に携わる者としても責任ある判断、責任ある行動が求められていると考えます。いずれにしても、国の動向は当然ながら地方のあり方に大きく影響を及ぼし、国民の住民の生活を左右します。国が戦争やその準備に進めば、地方の財政や行政サービスの内容、量、質へも関わります。外交も防衛も確実に地方自治と結びついています。しかし、地方自治体と国との関係は上下関係ではありません。地方自治体は主体性を持ち続けるためにも、きちんと注視し対応していかなければならないと考えます。それでは具体的な質問に入ります。まず、行政のあり方、進め方の総論的なことについて2項目、具体的な事務事業について3項目質問します。行政への住民参加とパブリックコメントについてであります。年末から3月にかけて4件のパブリックコメントが行われました。今回のパブリックコメントの実施結果はどのようなであり、成果と課題をどのように考えているのか、まとめてまちづくり政策課から答弁をお願いします。

○まちづくり政策課長

意見の公募、パブリックコメント制度は平成19年3月に「辰野町町民意見の公募（パブリックコメント）制度実施要綱」を制定し、導入してまいりました。以降、各種計画等においてパブリックコメントを実施し、行政の公正性・透明性の向上と、町民の意見の政策づくりへの反映に努めてまいりました。実施計画ですが、今年度

の実施状況は「辰野町第 6 次総合計画後期基本計画について」「辰野町立小・中学校あり方検討委員会論点整理について」「男女共同参画プラン第 6 次改訂版について」「辰野町こども計画」の 4 件の実施、うち 1 件は現在実施中であります。寄せられた意見等につきましては「辰野町第 6 次総合計画後期基本計画」についてが 37 項目、「辰野町立小・中学校あり方検討委員会論点整理について」が 13 件、「男女共同参画プラン第 6 次改訂版」についてが 5 項目寄せられました。「辰野町こども計画」については現在募集中であることから、現時点での件数については差し控えさせていただきます。次に、成果といたしまして、寄せられたご意見などについては、担当にて精査を行い、各審議会等へ報告するとともに、計画等への反映や付帯意見としての記載などの対応を行っております。なお、多くのご意見をお寄せいただく中で、すべてを計画に反映することはできませんが、反映すべきご意見については、計画へ反映をしているところであります。また、計画に反映しなかったご意見についても、今後の施策・事業実施する際の参考としております。さらに、意見の内容によっては、関係する部署にも情報共有し、必要に応じて対応しております。パブリックコメントに対する町の考え方につきましては、町ホームページにおいて公表し、広く周知を図っております。次に課題であります。専門性の高い案件、特に法律や条例との関係が深くなると、専門用語が増え内容の理解が難しくなること、また意見が計画等にどのように反映されたのかがわかりづらいこと、さらに資料が膨大となり、読み込むのに時間を要することなど、制度や仕組みに関する課題があると認識をしておるところでございます。また、生産年齢層については時間的制約から応募が難しく、応募者に偏りが生じていることや、建設的な意見だけではなく感情的、抽象的な意見も多く見られることによる内容のばらつき、さらに資料を入手する手段が限られていることによる応募者の減少など、町民参加に関する課題がございます。様々な課題がありますが、その課題に対応しながら町民の声を政策形成の一助とし、行政の透明性を高めることのできる重要な制度であるため、今後も適切に実施していきたいと考えております。以上です。

○向 山（11 番）

改めてそのパブリックコメントの実施要綱を読み上げますと、目的について町の施策形成過程における説明責任と透明性の向上を図る、町民等の町政への参画を促進、町民等との協働によるまちづくりを推進することとしています。制度の定

義として提出された意見等を考慮して意思決定を行うと定めています。今、課長から課題等言われたわけですがけれども、今回のパブリックコメントの実施状況、ばらつきやコメントの提出状況ばらつきありますけれども、私は必ずしも十分ではないというふうに感じました。また、パブリックコメントで重要な検討事項について審議会等を通じて反映しているということでもありますけれども、現在のスケジュール感を見ていると、パブリックコメントをして審議会を経て、そして正式に決定をする、このタイミングがなかなか厳しいものがあるんじゃないかというふうに思います。重要な変更が必要になった場合には、審議会で十分な時間をかけて審議しなくてはなりません。それはなくては審議会の皆さんに対して失礼ということになりますし、審議会の形骸化にもつながりかねないと思います。特に重要な計画などについては、素案と案の 2 段階でパブリックコメントを求めるとか、また住民向け説明会を設けるなどが必要ではないでしょうか。パブリックコメントを行うという周知も、地元紙で小さく記事になっているだけで、ホームページでも極めてわかりにくくなっています。ホームページのトップ画面で周知するなど、工夫ができませんでしょうか。答弁をお願いします。

○まちづくり政策課長

パブリックコメント制度につきましては、多くのご意見をいただき、その意見を計画等に反映させていくことが制度の趣旨であると認識しております。また、計画の初期段階と最終案の段階の 2 段階でパブリックコメントを実施することについては、初期の段階から自由に意見を出していただけることや、計画策定に関わっているという実感が応募の活発化に繋がるといったメリットがあることも承知しております。一方で、計画等の内容によっては、素案の段階では章立てや内容の整理が十分でない場合もあり、かえって町民の皆様に混乱を招く可能性があります。また、方向性が定まっていない段階で、多様な意見が寄せられることにより、結果として採用に至らない意見が多くなることも考えられます。さらに、住民公募による意見募集に重心を置き過ぎた場合、審議会や検討委員会の役割が相対的に弱まり、その設置の意義が問われる可能性もあると考えております。住民説明会の実施も、直接意見を伺う有効な手段の一つであると認識しております。一方で、発言のしやすさや意見の偏りといった課題もございます。パブリックコメントの周知につきましては、現在、町ホームページへの掲載や地元紙への掲載などにより周知を図っている

ところであります。ホームページの掲載方法につきましては、限られた画面の中で様々な行政情報をお知らせしている状況もございますが、いただいたご意見を踏まえながら、よりわかりやすい周知方法について研究してまいりたいと考えております。いずれにしましても、それぞれの手法の特性をふまえ、計画の内容や目的に応じて最も効果的な方法を選択し、多様な住民意見を計画に反映できるよう取り組んでまいります。以上です。

向 山（11 番）

昨年の松くい虫対策については各地区を回りました。多くの参加の方が発言されたというふうに承知しています。先ほどあった 4 項目っていうのはどうしても抽象的な計画なんで、町民の皆さんも参加したり、そしてそこで意見を述べにくかったり、そしてその述べた意見が反映されるのかっていうことに対してのやっぱり疑問っていうか、そういう言い方でいいのかよくわかりませんが、そういうところあって参加が得にくい、なるということはよくわかります。ただ、ホームページ、現在パブリックコメントを行なわれているのが子ども計画ですね、実はこれ、担当者を責めるわけじゃなくて、子ども計画についてインターネット辰野町ホームページでパブリックコメントと検索しても出てこないんです。ほかの 3 つは出てきます。なぜかという、表題がパブリックコメントでなくて意見を求めるというふうになっているものだから、意見で検索すると出てきます。だからそういったところの用語の扱いもきちんと統一していかないと、たどり着かないんですね。子ども計画のパブリックコメントやってるということ自体に、町の行政で発信をしているホームページでたどり着かない。そこをぜひ工夫をしていただきたいし、ぜひ様々な行政情報あるというけど、タイムリーでしかも重要なパブリックコメントですから、トップ画面で検索できるような方法をぜひ検討していただきたい。これは要望をしておきます。次の項目になります。職員倫理の確立とハラスメント対策などについてということで、今回も一般質問の中に通告されています、空き家バンクをめぐる不祥事については、改めて大変残念であり被害を受けた方にも申し訳ない思いが私としてもあります。12 月議会最終日にお聞きしましたけれども、私としては処分内容について違和感を持っています。住民に直接的に被害を与えてしまった今回の事案の重さについて、どのように考えているか改めてお聞きします。

○総務課長

今回の空き家バンク制度に関する職員の不正行為につきまして、多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。過去の事案は公金が横領されており、一時的ではありましたが町に経済的な損害を与えられました。いずれの事案も監督責任は重たいものと考えていますが、いずれの事案も処分の判断についてを顧問弁護士の法的見解を参考に町の懲戒処分等審査委員会で議論する中で、委員会で決定し町として処分をしております。本件上司の処分は、被害者が個人の方であったことから、町に直接経済的被害を与えた事案ではないということと、被害者の方が町側に責任を追及したり、町長に責任を取ってもらいたいというお気持ちを持っていないということ、また被害者感情を総合的に考慮すると、今回の処分が妥当であるということで考えたものであります。なお過去の事案の被害者は、町であるということが違いがあるというふうに言えます。なお被害者の方は、町が積極的に顧問弁護士に調査を依頼し、事件の真相を暴き出してくれたので、町に感謝する気持ちをお持ちであるということを知っております。処分内容について個人的な見解は様々あるということと思いますが、折々決定してまいりました委員会の処分決定を尊重しております。私個人としましては、責任の重大さを真摯に受け止めております。私の監督の至らないことが直接的に影響してしまったこと、また、今回の件により全体の不正とも見なされ、多くの職員に悲しい思いをさせてしまい大変申し訳なく思っております。今後は再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○向 山（11 番）

町が経済的な損失を一時的に受けたかどうかというのが、過去の事案の判断基準であったという、そういう答弁内容だと思います。今回は町が直接的な経済的な損失を受けてはいないけれども、住民の方が受けてるわけです。町の業務の延長上の中で。どちらが重いのか専門家の顧問弁護士の判断ということですから、そこまで立ち入りませんが、私は住民の福祉の向上のためにある町の行政が住民、今回の場合は辰野町民ではないけれども、住民の方に迷惑をかけたということの方が私は責任は重大であるというふうに思います。そして町行政、とりわけ今大きな課題である空き家問題についての行政についての信用失墜もあったということですから、私の判断基準からすれば、今回の処分内容は従来の処分内容に比べて不均衡があるのではないかと、これは指摘だけしておきます。これ以上言っても水掛け論に

なるかもしれません。ただ私のそういう思いは町民の方からも聞いております。得てしてあるのは法律家の専門的な判断が、世間常識から離れている場合もある。ですから法律的な見解について、顧問弁護士から見解を聞くのはそれは大変重要なことだと思いますけれども、最終判断については、ぜひ今までもそうであったとは思いますが、町の委員会なりの判断で決定をしてもらいたいと、これだけ要望を申し上げておきたいと思えます。次の小項目に入ります。職員の倫理について研修が行われたとの報道がありました。その内容と成果をどのように考えるかお聞きします。

○総務課長

職員研修は1月30日に開催をいたしまして、170名の職員が参加をいたしました。内容は、憲法及び地方公務員法に基づきます職員の法的立場のお話や、辰野町の職員として誇りを持ち、仕事に取り組むことの重要さをお聞きいたしました。受講後アンケートを実施しましたところ、多くの職員から高い評価を受け、有意義な研修であったという感想が多い結果となりました。倫理観の向上に繋がり成果があったと考えております。以上であります。

○向 山（11 番）

職員倫理に関する研修っていうのは、ああしましょう、こうしましょうっていうこれ私は直接子どものしつけに携わったことはないんですけど、よく言われるのは褒めてこそ育つという言い方あります。北風と太陽の寓話もあります。ああしなさい、こうしなさいっていうのは、どちらかというと太陽ではなく北風だというふうに私は思います。北風も太陽も両方のバランスがとれることが大事なんだろうと思いますけれども、自己肯定感、自己有用性を高められるようなそういう研修だとか、職員待遇というものを期待したいと思えますけれども、その点についての所見をお聞きします。

○総務課長

住民に奉仕する仕事に誇りを持ち、公共の利益のために全力で仕事に専念する、私たちの存在意義を強く心にとどめ、日々の仕事に取り組んでいきたいと考えております。勤務の折々にこうした意義を心にとどめるためにも、様々な研修のプランはあるので、最善と思われるものを定期的実施していきたいと考えております。また、不正が行われない意見の言い合える風通しの良い職場づくりを行い、職員の

適正や勤務実態を見る中で、昇任・昇格・配置転換を定期的に行いながら、職員のやる気を引き出す取り組みを行ってまいりたいと考えております。以上であります。

○向 山（11 番）

やる気を引き出す、これは大変重要なことだろうと思います。ただし私はその都度こういう問題について申し上げているわけですが、過度な成績主義だとか、成果主義っていうことはやっぱり今、職員それぞれが大変、過度な任務を負ってやっつてる中でさらに成績で評価をする、特にそれが生涯賃金に繋がるような昇給だとかに大きく反映するという点については、私は慎むべきだということを意見として申し述べておきたいと思います。職員の倫理観を高めるということと関連して、ハラスメント防止や公益通報制度について質問したいと思います。町は昨年 1 月にハラスメント防止宣言を行いました。また公益通報制度も整備しました。昨年の 3 月にも質問をさせていただきました。ハラスメントに関する要綱、指針の目的は快適で働きやすい職場を実現するということだろうと思います。公益通報制度は、通報者の保護と行政の法令遵守を担保することが主な目的であると考えます。これらによる相談や通報の状況はどのようになっているのか、職員や住民の皆さんへの周知はどのようになっているのかお聞きします。

○総務課長

辰野町ハラスメント防止に関する宣言を行う中で、ハラスメントの相談窓口は総務課、上伊那地域公平委員会となっており、相談や苦情を受け付けております。実際の相談件数は複数件でございますが、相談内容によっては役場のほか、警察や外部司法機関等と連携をし必要な措置をとっております。宣言については、辰野町ホームページの辰野町都市宣言等という項目内に、町が行いました他の宣言と合わせて掲示をしております。また、役場庁舎総務課前において宣言を掲示しているところでございます。令和 6 年 12 月に公益通報者保護法に基づく辰野町職員等公益通報制度実施要綱に基づきまして、職員へ課長会を通じて周知をしているところであります。相談先は内部窓口として辰野町役場総務課、また外部窓口として上伊那公平委員会として運用をしております。しかし、辰野町と契約関係にある事業者及びその役職員に対しましての周知が、今のところ十分ではないということのため、早急に対応してまいりたいと考えております。以上であります。

○向 山（11 番）

宣言がホームページの各種宣言のところにある。これついでの話をお願いしますと、この数年の間の宣言は町の行政が宣言をしたもので、あそこの掲載されているそれよりも上の、つまり過去の宣言はすべて議決を経ているものであります。ですからその扱いも少し一緒くたになっているのは、ちょっと私は見た目としては違和感があるんですが、それは今回の本論ではありません。先ほどのパブリックコメントの場合もそうなんだけれども、その宣言の中に入ってるっていうことだけで、住民は理解できるでしょうか。ほかの自治体を見るとこれ極わずか、わずかっていうことは逆に言うと町がこの件については、ある意味一歩進んでるんだろーと思います。そこは評価したいと思うんですけども、ほかの進んでる自治体では、ホームページで公益通報制度について解説が入ってるんですね。窓口がどこどこでどういうふうにやりましょう。やっぱりそこまでやらないと、公益通報制度を宣言しただけでは私は不十分であるというふうに思います。ぜひ、そこは検討をしていただきたいというふうに思います。それで窓口については、先ほどから総務課長とか公平委員会というふうにありましたけれども、具体的にそのところが明示されてないと住民は動けないと思います。ですからぜひ、そのホームページ等で紹介をしていくことの工夫と同時に、やっぱりね総務課長だと公平委員会ってのは行政の中の組織なんですよ、一般の町民からすれば、やっぱりそこへ通報して大丈夫なのかっていう、不信感とかその通報ですから大変なやっぱりする方にしてもプレッシャーがあるわけですよ、だからそのところをきちんと対応していただけるのかどうかという不安があるとすれば、そうでない第三者機関についても通報制度として設けるべきではないか、これ公益通報制度でもそうですし、ハラスメントの相談窓口もそうですけれども、ぜひご検討いただきたいと思いますが、このことについて答弁をお願いします。

○総務課長

第三者機関ということで議員の方からご指摘ありました。現在のところですね、具体的などころというものはないんですけども、そうしたご意見もですねお聞きする中で庁内の中での議論というのを進めていきたいというふうに考えております。また辰野町職員等以外の外部の労働者等からの公益通報を、適切に処理するための要綱というものを準備をしております。令和8年の4月1日施行でですね向けて準備を進めているところでございます。またホームページ等のですね周知の仕方等も含め

て検討してまいりたいと考えております。以上であります。

○向 山（11 番）

第三者の通報機関とすれば、弁護士会だとかそれから社会保険労務士についても、ハラスメントの通報先として確か載ってたかと思えますけれども、そういったことをきちんと制度上整備をして、関係者職員もそうだし、住民に対しても周知ができる方法をぜひ検討してもらいたいというふうに思います。大きな 5 項目のうち、これからは具体的な事務事業施策についてになります。まず町長の公約の中にも出てまいりました、公民連携についてであります。これ小項目 1、2、3 とありますが、合わせて答えていただくような形になろうかと思えます。12 月議会でもこの点については質疑がありました。特に本田議員から大きな問いかけがあったとかというふうに思っています。町長公約のうち、なかなかその公民連携についてはイメージが一致していない、共有できなかったという思いが私にはあります。それは公民連携と新たな付加価値っていうこの 2 つの項目でありますけれども、12 月議会での私の質問に対して付加価値についてはかなり時間を割いて、町長から様々な例が示して答弁がありました。あのときの共有ができなかったという思いに比べると、今回の当初予算のプレス発表での町長のコメントについては、かなりもう少し砕いた中身であったかなと思います。町長から答弁でなくて私の方でメモったコメントの内容をここで読み上げたいと思います。「既存の事業についてもすべて付加価値の観点から見直す。これまで当然とされてきた事業のあり方を改めて問い直し、町の魅力向上や地域経済の循環、住民サービスの質の向上につながっているのかの視点で再構築していく。限られた財源だからこそ、一つひとつの事業の価値を高めることが重要と考える。住み続けたいと思える環境、子どもたちに誇れる地域、人が集い交流が生まれる町など、総合的な価値を高めていくことが私たちの目指す方向である。今後も町の将来に責任を持ち、住民の皆様と価値を共有しながら、持続可能で魅力あるまちづくりを進めていく」これで私としてもかなりイメージは沸いてきたところであります。一方、公民連携については先ほど申し上げたように 12 月定例会で、本田議員の質問に対する答弁が見ていると、大きな事業として公民連携をどう展開していくのかっていうようなイメージで捉えられがちであります。しかし私は、公民連携については大きな事業だけでなく、小さな事業としても展開する余地があるし、その実績があるんじゃないかというふうに考えています。町が管理している

様々な公共施設については、公共施設等総合管理計画によって、今後の維持管理の方向が示されています。老朽化した施設の多くは取り壊す方向であるというふうに思います。公民連携について辰野町では泉水の旧医師住宅や小野の旧図書館などで実績があります。これらの事例を参考にして展開する考えはないかお聞きします。

○町 長

はい。公民連携は行政と民間の双方が持つ資源や知見を有効に活用して、地域課題の解決や、住民サービスの向上を図ることを目的としております。行政だけでは対応が難しい分野において、民間のノウハウや柔軟な発想を取り入れることで、より効率的かつ効果的な事業展開が可能になることが、公民連携の大きなイメージであります。公民連携の取り組みには、企業との包括連携協定や施設の運営を民間に委ねる指定管理者制度、PFI 事業、さらには地域課題に応じた個別事業への民間参画など様々な形態があります。小規模な事業でも、民間の知見や技術を活用することで、住民サービスの質を向上させることができます。大規模な事業のみならず日常的な行政サービスの中でも、公民連携を推進していく考えであります。公共施設等総合管理計画においては、施設総量を 25.7%縮減することを目標としております。基本的な方向性は、総量の適正化であり必要のない施設については統廃合や解体を進めます。一方で利用実態があり、安全性や費用対効果が確保できる施設については、長寿命化や用途転換による有効活用を検討し、使えるものは使うという視点も大切にしております。議員ご指摘の PFI 事業については、これまでに 2 件、泉水の旧医師住宅また旧小野図書館で実施してまいりました。これはそれぞれの課題の性質、事業規模、財政状況等を総合的に検討した結果、PFI 手法が最も妥当であると判断したものであります。単に財政負担を平準化することではなく、民間の創意工夫を活かしながら地域資源を最大限に活用し、公共サービスの質を高めるとともに、持続可能な運営体制へと転換していくことであります。PFI の取り組みは法制度の複雑さや財政制約といった条件の中にあっても、適切な事業設計と合意形成を行えば、公民連携は十分に成立しうることを示した一例であります。これは、同様の課題を抱える小規模自治体にとっても 1 つのモデルとなりうるものものであり、本町の大きな付加価値であると認識しております。今後の展開にあたりましては、PFI ありきで進めるのではなく、あくまで最適な手法の選択という視点を基本に進めてまいります。人口減少と町の財政状況が厳しい時代において、行政だけですべてを担うこと

は困難であります。だからこそ、民間の力を引き出し、ともに地域の未来をつくる仕組みとして、公民連携を積極的に推進してまいります。

○向 山（11 番）

どこまで言っているのかなんですが、事実ですから申し上げますと、東小学校の西側にある旧って言うのかな、旧教員住宅3棟のうちの1棟が今、利用されています。誰が見てももうこれ取り壊すしかないかなってような物件だったんですが、これ入居者がそれでもいいっていう、そういうことで入ったんだろうと思いますが、旧医師住宅の例なんかみてもですね、やっぱり取り壊すしかないかなと思うような物件がやっぱり使えるという視点で、もう一度見直す必要があるんじゃないかと思います。先ほどの本田議員の質問の中にもありました、信州豊南短期大学の学生さんが単年度で200人、この住宅確保は何とか目途がついたようだけれども、来年も新しく200人入ってくるわけです。そういう人たちが、町外でなくて町内で住宅・住居を確保するということは大変なメリットがあると思います。学生さんにとってもメリットがあるし、それを呼び込む短大にとってもメリットがあるし、辰野町の様々な面でメリットがある。そして、あるいはその皆さんのアルバイト先の確保ということであれば、事業者にとってもメリットがある。様々なところでメリットがあるわけですから、こういった小規模のPFIの実績について他市町村のモデルじゃなくて、自分のところの先進的な事例として、やっぱりもう一度見直すことをぜひ検討していただきたいというふうに思います。同様の物件は辰野町の町有施設だけでなくもあります。これについてはまたいろいろと検討されていくだろうと思いますけれども、ぜひ事態が大きく豊南短期大学をめぐって大きく変わろうとしているときに、辰野町がそれに手をこまねていることのないようお願いをしたいというふうに思います。続いて辰野病院のあり方と地域医療について申し上げたいと思います。伊那中央病院の整形外科について同病院の経営母体である伊那中央行政組合、伊那市、箕輪町、南箕輪村の住民以外は診療できなくなると聞きました。また昭和伊南病院でも常勤の整形外科医が不在になったようです。伊那中央病院の利用について、辰野町の住民としてどのような状況になっているのか、この詳細について情報をどのように把握してるかお聞きします。併せて辰野病院の整形外科では手術ができないと承知しています。手術を必要とする場合辰野町の住民はどのようにすればよいのでしょうか。この2点についてお聞きします。

○辰野病院事務長

伊那中央病院は上伊那医療圏の基幹病院として、骨折等の整形外科手術を担っていただいております。上伊那医療圏の整形外科の医師数を近隣医療圏と比較しますと、人口 10 万人当たり諏訪医療圏では 11 人、飯伊医療圏では 7.3 人、上伊那医療圏では 3.4 人と大変厳しい状況となっております。そのような中、伊那中央病院では現在、常勤医師 6 名体制のところ、この 3 月で 2 名の退職が確定しており、3 月以降しばらくの間、これまで同様の整形外科手術体制が確保できない状況とのことです。医師が補充され体制が整うまでは、患者さんの重症度や緊急性をふまえた受け入れ調整を行い、また、救急搬送については救急医師による初期評価・初期治療を行った上で、整形外科手術が必要と判断された場合は、体制の整った医療機関へ転送・紹介をする運用になるとのことです。辰野町は岡谷市民病院、諏訪赤十字病院などの諏訪医療圏と隣接しており、既に連携体制が整っておりますので、手術を必要とする場合は紹介・転送が可能となっております。伊那中央病院の診療体制が整うまでは、諏訪医療圏または松本医療圏としっかり連携し、受け入れ先の確保をしてまいります。また、手術後のリハビリについては、当院でしっかり対応をさせていただきます。以上です。

○向 山（11 番）

辰野町が直接関係する医療機関ではないということになりますので、残念だというコメントしかできないのかなというふうに思いますけれども、そもそも伊那中央病院は、二次医療圏である上伊那地域において、三次救急を担うまさに上伊那における中核病院です。この医療圏は上伊那の市町村の同意のもと、県が定めたものであると理解しています。そのような位置付けの医療機関が、その医療機関の患者について対応に差をつけるっていうのはいかなものかと思います。新聞報道では、2 月末に新たな地域医療構想を検討するための会議が開催され、町長や病院長で構成する新たな組織、これまでは担当課長や事務長で構成していたわけですが、新たに町長・病院長で構成する新たな組織で地域医療構想が検討されるとの報道がありました。町長としてどのようなスタンスでこの会議に臨むのか所見をお聞きます。

○町 長

はい。現行の地域医療構想につきましては、平成 28 年度に長野県で策定され、高

齢化による医療ニーズの増大や将来の人口減少社会を見据え、良質かつ適切な医療を継続的・効率的に提供できる体制を中長期的に確保することを目的とし、医療機関の機能分化や連携が進められてきました。辰野町における町民の皆様の受療動向を分析いたしますと、日常的な診療は町内の医療機関で受診されている一方で、高度急性期医療や専門的な治療につきましては、上伊那地域の基幹病院に加えまして、隣接する岡谷市や諏訪市あるいは松本市方面の医療機関を利用されている方も多くおられ、行政上の二次医療圏と、住民の皆様の実際の生活圏・受療行動が必ずしも一致していないというのが状況でございます。辰野町としましては県全体、上伊那地域での地域医療構想を支持しながらも、辰野町民の住民生活に影響を及ぼす重要な構想であることから、辰野町ならではの立地特性を最大限に活かし、現在の二次医療圏を基本とした構想区域から、町民の皆様が必要なときに最適な医療を安心して受けられる生活基盤に沿った構想となるよう、積極的に議論に参画してまいります。

○向 山（11 番）

地域における医師の偏在っていうのが、日本全体の課題であるし、特に長野県、そしてその中でも木曽や上伊那、先ほど事務長からも答弁ありましたけれども、医師が極めて少ない、これは県や国の施策の問題でもあるかと思いますけれども、ぜひ辰野町の住民が医療難民にならないように、強い決意で臨んでいただきたいというふうに思います。あと、文化財保護行政について 2 項目答弁をいただきたいわけです。簡潔な答弁で済むかと思いますがよろしくお願ひしたいと思います。新たな付加価値を高めるという町長の公約、そしてその対象は今まであった既存の町の宝であつたりもするというふうに考えます。既存の文化財も価値をつけていく対象になるんだろうと思います。文化財行政は教育委員会だけでなく、町長部局でも行うことができるようになったということで、この間も町長、教育長の見解を聞いてまいりました。特に今回 3 期目を迎える町長の姿勢として、コロナ禍を経て積極的な施策を打ち出しているというふうに感じます。文化財行政の所管についての考え方は既に答弁いただいておりますけれども、改めて町長の目指す町政の方向、姿勢等、文化財行政についての関係について所管をお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。文化財保護に関する事務については、政治的中立性や継続性・安定性の確

保が求められ、加えて国民共有の貴重な財産であり、一旦消失・毀損すれば、原状回復が不可能であるといった特徴があります。そのため、文化財を保護・活用するためには首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要があります。一方で首長部局、首長部局に移管することにより、観光振興や産業振興等の様々な分野と連動した文化資源の活用にあ資することができるとの考えもあります。長野県内では長野県のほか 7 市町が、文化財保護行政を首長部局に移動していますが、長野県以外はいずれも活用の際に都市計画との連携が必要であったためではないかと考えられます。活用としては文化庁の作成している YouTube「とうろくへ行こう vol.2」で活用事例が紹介された登録有形文化財「旧小澤家住宅（小野宿の油屋）」をはじめ、旧小野図書館などで教育委員会の施策として文化財の活用が図られており、これからさらにその流れが加速していくと思われます。「政治的中立性・継続性・安全性の確保」や「保存と活用との均衡」といった観点や県内の状況も鑑み、教育委員会が文化財保護行政を所管するのが適当と考えております。

○向 山（11 番）

最後の質問になります。文化財行政はその価値をきちんと評価し保護していくということが大事だと思います。そのためには、行政内部での軋轢だとか煙たがられるっていう表現は失礼かもしれませんが、ともすればそういうような傾向がないわけではない、そういうなかで専門性と継続性が求められる、そういう人材を確保していく、配置をしていくということが重要と考えますが所見をお聞きします。

○教育長

はい。辰野町として文化財保護行政をより一層推進するためには、専門的な知識を有し、先見性を持って法行政を推進できる職員の配置、文化財所有者との信頼関係の一層の構築、それから開発事業との適切な調整が実施できる体制が必要になってくるだろうというふうに思っております。加えて、活用についても積極的に行っていく必要があるだろうと。以上です。

○向 山（11 番）

前にも引き合いにしました平成 30 年当時の地方創生担当大臣が、「一番のがんは文化芸員だと言われている人たちだ。観光マインドまったくない。一掃しなければ駄目だ」こんな発言をしています。とんでもない暴言であると思います。今日改めて文化財の重要性と、そこを担う人材の確保についての答弁をいただきました。

よろしく今後も対応していただきたいというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 5 番、議席 7 番、栗林俊彦議員。

【質問順位 5 番 議席 7 番 栗林 俊彦 議員】

○栗 林 (7 番)

午後のひとときお忙しいなか、議場に足を運んでくださった皆様、また中継をご覧の皆様にご心より感謝申し上げます。それでは、通告書に沿って質問を始めさせていただきます。現在、日本全体で少子化が急速に進行しておりますが、辰野町においても出生数の減少は大きな課題となっております。辰野町の 19 歳から 39 歳の人口、男女合計ですが 2020 年 3,623 人、少子化の影響で 2030 年 3,225 人、2040 年 2,509 人、2050 年には 1,843 人と推定されております。このままいくと 2050 年には約半減という可能性になっております。特に出産世代である若年女性人口の減少が続いており、将来的に地域社会の維持が困難と言われる、いわゆる消滅可能性自治体になる可能性が高いという指摘もございます。そこでお伺いいたします。辰野町が消滅可能性自治体と指摘される可能性について、町としてどのような危機感を持っているのか。また、少子化による人口減少社会のなかで、町の将来をどのように展望しているのかお聞きかせ願います。

○町 長

はい。町の人口動向については少子化が進行し、加えて社会減いわゆる転出超過が続いておりまして、強い危機感を持って受け止めております。一方で消滅可能性自治体という考え方は、民間有識者で構成されている日本創生会議や、直近では人口戦略会議や、令和 6 年に公表した若年女性人口の減少率などを基準に、将来推計を行ったものであります。これはあくまで 1 つの統計的な指標であり、人口の将来は今後の取り組みや地域の努力によって変わりうるものであると認識しております。しかしながら近隣自治体と比較しても、辰野町の少子化と社会減が進行していることは強く受け止める必要があります。ただこうした状況だからこそ、守りに入るのではなく、何が町にとって本質的な価値なのかを問い直し、すべての事業を付加価値という観点から見直し、再構築していくことが必要であると考えました。町の価値とは、単に財政規模や事業の数ではありません。住民の皆さんが安心して暮らせ

る環境、子どもたちが健やかに育つ教育環境、地域産業の活力、そして町がこれまで大切にしてきた自然や歴史、文化といった固有の財産、そのすべてを含めた町の総合力のことと私は考えております。人口減少は避けがたい全国的課題ではありますが、現実を直視し危機感を原動力に変えて、町民の皆様と力を合わせながら、町の未来を切り拓いていく決意であります。

○栗 林（7 番）

ただいま町長より消滅可能性自治体のご説明ありがとうございました。1 つの意見として、消滅可能性自治体という言葉を使わせていただきました。少子化対策は単独の施策ではなく、若者の定住、結婚支援、出産支援、子育て支援など、ライフステージ全体を通じた総合的な政策として取り組むことが重要であると考えております。今後どのような方向で少子化対策を進めていくのか、町のお考えをお伺いいたします。

○町 長

はい。議員ご指摘のとおり、持続可能な地域社会を維持していく上で、出生数の確保は極めて重要な課題であると認識しております。かつて平成 30 年には 111 人、100 人を超えていた出生数が昨年は 65 人という現状につきましては、私どもも強い危機感を持って受け止めております。出生数の減少は全国的な晩婚化や未婚化に加え、当町におきましてもそもそも出産適齢期の女性人口そのものが減少しているという、構造的な要因が大きく影響しております。そのため単独の施策、事業によって、短期間で出生数を以前の水準である 100 人規模まで回復させることは、極めて難しい状況にあるというのが現状でございます。こうした状況をふまえますと、まずは子どもを持ちたいと願うご夫婦が、安心して産み育てられる環境を整備していくことが極めて重要であると考えられます。そこには、若い時期から男女が妊娠・出産等将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康に向き合うことへのケアが必要となるのではないのでしょうか。言葉自体や概念に対する認知度は低いですが、若いうちから将来のことを考え、健康管理に取り組む「プレコンセプションケア」を推進し、子育て応援課による相談支援体制の充実を図っているところであります。高い目標を掲げることの重要性は十分に理解した上で、現在子育てをしている保護者の不安や負担を取り除き、足元の課題であります経済的負担、子どもにかかる費用負担の軽減や保育・医療環境の充実など、切れ目のない支援を行うことで、出生

数が少しでも増えることを目指すと同時に、子どもを持つ選択をするかしないかに関わらず、若い時期から健康的な生活習慣を身につけ、これからの人生を自分らしく過ごしていくための土台づくりも着実に進めていきたいと考えています。このような支援を積み重ねることが、結果として出生数の維持・向上に繋がるものと考えております。出生数、先ほど言いましたとおり現在は 60 名台でございますが、ある方からは 100 人という目標設定をしたらどうかと、そのようなお声もいただいておりますが、そういった数字は容易には届かない高みではございますけれど、その水準を目指す気概を持ちつつ、実効性のある地道な支援策を一つひとつ丁寧に実行してまいり所存でございます。

○栗 林（7 番）

ただいま町長より少子化対策に関して、ライフステージ全体を通じた総合的な施策として、少子化対策を進めていくというご回答いただきました。改めてお聞きいたします。持続可能な地域社会を維持していくためには、一定規模の出生数を確保することが必要であると考えます。例えば、短期的には先ほども出ましたが、出生数 100 人程度の回復を目標とするなど、具体的な数値目標を掲げ、その達成に向け結婚・出産・子育て支援を総合的に進めていくことが重要ではないでしょうか。また、明確な数値目標を掲げることで、政策の方向性もより明確になるのではないのでしょうか。出生数の回復には結婚支援、子育て支援、若者定住対策などを一体的に進める必要がありますが、辰野町として出生数回復に向けた具体的な数値目標や今後の施策についてどのように考えているのか、改めてお尋ねいたします。

○町 長

ただいまのご質問にお答えする前にちょっと漢字の読み方について、ちょっと気になったことがございます。出るに生まれる、あの言葉なんですけど私も以前は出生（しゅっせい）という読み方をしておりましたが、出生（しゅっせい）でも出生（しゅっしょう）でも実はどちらでもいいんですけど、どうもこの問題を論ずるときに、多くの学者の皆さんは 9 割がた出生（しゅっしょう）と呼んでおるので、私はあえて出生（しゅっしょう）と呼ばせてもらいます。栗林議員は出生（しゅっせい）と言っております。ちょっと言葉のやり取りってちょっと違和感ありましたけれど、ちょっとお断りだけしておきます。先ほども申し上げましたが、仮にこの目標出生数 100 人という目標を掲げた場合にはですね、非常にこの 100 人と

いう数字は、私たちにとってももう本当に理想でありまして、目指す姿の一つであるとそう考えております。施策の積み上げの結果として、その数字に少しでも近づけるよう、あらゆる可能性を排除せずに取り組んでいきたいと考えております。

○栗 林（7 番）

出生数 100 人に向けた取り組み、ぜひ行っていただきたいと思います。また、短期的にも実現できることを期待しております。続きまして、同じく基本的になる子どもを産んでいただくためには、まず必要なこととしまして、結婚の機会ということでご質問いたします。近年は晩婚化や未婚化が進み、結婚そのものの機会が減少していることが、少子化の大きな要因となっております。辰野町においても、若者の出会いや結婚の希望を促進するための施策や取り組み、婚活が重要だと考え、出会いの場の創出やマッチング支援など、結婚支援の取り組みを行っております。一例を挙げますと、婚活サポート「お結び」、これは県が運営するながの結婚マッチングシステムを活用した相談登録サポートであります。また辰野町独自の婚活支援、婚活イベント、婚活セミナーといたしまして、3 年前ですか、すいません 2 年前 2023 年、「はじまりはど真ん中！辰野 de 婚活～かやぶきの館で秋を満喫編～」ということで始めておりまして、去年は「辰野 de 婚活～どきどきボルダリングプチ体験 空想弁当づくり」、そしてついこの間ですね、2025 年 11 月になりますが、「たつのメタバース婚活～ほたるが繋ぐ縁結び」というタイトルで、メタバース婚活を実施されております。多くの婚活イベントを行っておりますが、これに関する結果ですね実際にカップルが成立したのか、また成立したあとお付き合いのあと結婚されたのかというような具体的な数値があれば教えていただきたいと思います。また、さらにこの辰野独自の婚活支援、婚活セミナーに対する今後の方向性についてもあわせて伺いいたします。

○DX・地方創生担当課長

はい。お答えします。出会いの場・機会の創出について結婚相談事業や婚活イベントを実施しております。先ほど議員がおっしゃられたような事業にも取り組んでおります。結婚相談事業におきましては、辰野町結婚相談所にご登録いただいた方の相談に対し、町が委託した相談員が丁寧に対応しているところでございます。県のマッチングアプリを利用する際の相談や登録後における様々な悩みなどについても相談いただいております。利用の実績につきましては今年度 1 月末で 65 件の相談

を受けております。またお見合いが30件ありまして、そのうち14件が交際に繋がったそうであります。その後の成婚に関しましては特段それを把握する手段がございませんので、成功に繋がったかどうかということとはわからないという形になります。結婚相談所を利用して婚活に取り組む方を増やすことも大切である一方、より多くの出会いの機会を創出するためには、時間の制限なく思い立ったときに行動できる民間事業者によって運営されているマッチングアプリなども研究し、相談者に広く案内していくことも大切であると認識しております。次に婚活イベントであります。これまでの対面型の婚活イベントから、今年度は自宅から気軽に参加できるインターネット上の仮想空間を用いた、メタバース婚活という婚活を実施しました。男女合わせて5名の方が参加いたしましたが、2名2組のカップルが成立しているところでございます。成約率にすると高かったかなというふうには思います。ただ参加者からは非常に好評な評価をいただいております。メタバース空間との特徴としまして、アバターと言われる自分の分身として表示されるイラストを介し対面することで対面時の緊張感が和らぎ、参加者が自然体で会話しやすい環境が整い、さらにはコンシェルジュによる万全なサポート体制も整い、安心して参加できることから、高い成約率に繋がっているものと考えられます。これは当町のイベントに限らず、同社が実施した他自治体でのイベントにおいても非常に高い成約率であると伺っております。課題としましては、メタバース婚活と言いましても、メタバース自体がいまいちまだ認知されていないといえますか、浸透していないということから、なかなかメタバース婚活といってもイメージが湧きにくいといったお声もいただいております。本イベントにつきましては次年度についても実施していく予定でおりますので、こういったイベントの内容をもう少しわかりやすく伝えるようなショート動画も作成し、かつそれを活用し周知・広報の強化を図り、より多くの方に参加いただけるように取り組んでまいります。晩婚化や未婚化の対策の課題については、そもそも結婚、出産もそうですけれど、個人の意思に基づく極めて私的なものであり、行政が直接介入できる範囲にはおのずと限界がございます。次に、少子化・経済・雇用・子育て支援など複合的な課題が絡み合っており、婚活支援単体では抜本的な解決には至らないという点も課題であると捉えております。これらをふまえ、出会いの場の創出、就労支援、子育て環境の整備など、引き続き総合的に推進してまいります。以上です。

○栗 林（7 番）

ただいまのご回答、大変わかりやすくありがとうございました。辰野町メタバース婚活、私も非常に興味を持って注目しておりました。思ったよりも参加者が少なかったのは非常に残念だと思いますが、今の回答の中で、また今年度も実施していけるそうでありますので、とにかくこのメタバース婚活というものが、認知されて参加者が増えて、さらに結婚にまで至るという好循環を期待いたしましてこの質問を終わりにいたします。最後にですが若い世代が安心して住み続けられる環境を整えることということも非常に重要だと思います。全国では、住宅取得補助や子育て世帯向け住宅支援などにより、若者定住を促進している自治体もありますが、辰野町においても、住宅支援や奨励金制度の拡充を図り、若年層の移住定住をさらに積極的に推進していく考えはありますか。これに関してお答えいただきたいと思います。

○DX・地方創生担当課長

はい。お答えします。若者が地元に戻り、また町外から本町を選んで定住していただくことは、本町の活力を維持向上させる上で極めて重要な課題であると認識しております。補助金や奨励金等による経済的なインセンティブも有効な手段の一つであると認識しておりますが、金銭的な差をつけることよりも、若者が本町への愛着、繋がりを持ち続けることこそが、Uターン・移住への根本的な動機づけになると考えております。そのため、本町では独自の取り組みとして、町外で学ぶ学生の皆さんに対し、学生エール便として地元の特産品をお届けする取り組みを実施しております。慣れない土地での生活の中で、ふるさとの味や香りに触れていただくことで、本町への温かい記憶と愛着を育んでいただくことを目的としております。今年度は追加支援として、デジタルギフトの配布も行い、学生の皆さんに向け町がいつでも応援しているという思いを、より深く伝えております。学生さんや保護者だけでなく、その友達などからもこの取り組みについては高い評価をいただいております。これらの取り組みは、卒業後の進路選択の際に地元に戻ろうという気持ちを途切れないようにする施策でもあります。また、移住促進の観点からは、本町の豊かな自然環境や生活環境の魅力を広く発信するとともに、近隣自治体へのアクセスの良さから、買い物や就職先の選択肢が広がるという本町ならではの強みを、移住希望者に対しても積極的に情報を発信しているところでございます。引き続き、Uター

ン・移住の双方の視点から、若者が本町を選び長く住み続けていただくよう、総合的な施策を推進してまいります。以上です。

○栗 林（7 番）

ただいまの答弁のなか、様々な施策行っております。地元定住者であるずっと辰野組、やっぱり辰野が好きだと思いUターンしてきたUターン組、辰野に魅力を感じたIターン組など、様々な理由を持って辰野に定住している方々がおられます。こういった方々の経済的負担を減らすためにも、住宅取得補助や家賃助成の連携を強化することは、地域活性化と将来にわたる活気あるまちづくりを実現するために重要な施策だと思います。こういったことを含めてぜひ拡充をお願いしたいと思います。最後に、少子化は町の未来そのものに関わる最重要課題であります。今、行動するかどうかは10年後、20年後の辰野町の姿を大きく左右すると考えております。人口減少は避けられない部分もありますが、そのスピードを緩やかにし、持続可能な地域社会をつくることは、政策によって可能であると考えます。将来世代に希望を繋ぐためにも、町の積極的な取り組みを期待して少子化対策の質問を終わりにいたします。続きまして、行政のデジタルブック化というテーマでご質問したいと思います。近年、行政の情報発信は紙媒体だけではなく、スマートフォンなどを活用したデジタルでの情報提供が重要になってきております。町民が必要な情報を必要なときに、必要な形で受け取れる環境を整えることは、住民サービスの向上という観点からも、大変重要であると考えます。そこで、行政情報誌のデジタルブック化について3点ご質問いたします。まず1点目、辰野結婚&子育て応援サポートブックの電子化の目的と効果についてです。この冊子は、結婚から妊娠・出産・子育てまでの支援制度や、相談窓口をまとめたもので、若い世代にとっては非常に重要な情報誌であると考えております。今年度は、町内事業者から広告を募り作成し、希望者へ配布するとともに電子版も公開されていると伺っております。電子版化により、スマートフォンやパソコンからいつでも閲覧でき、必要な情報をすぐに確認できるなど、利便性の向上が期待されます。また、町外から移住を検討している方や、これから結婚・子育てを考える若い世代にも情報を届けやすくなると考えます。そこで伺います。電子版化を行った目的と期待する効果について、どのように考えているのかお聞かせください。

○子育て応援課長

お答えいたします。町では結婚・出産・育児など、それぞれのライフステージに応じた情報を 1 冊にまとめた「たつの子育て応援さぽーと BOOK」を令和 4 年度から毎年度、紙媒体で発行するとともに、町ホームページで電子版を公開し、各種支援制度や相談窓口など、子育て家庭の皆様の安心に繋がるよう周知しているところがあります。2025 年度版の発行にあたり、過去に行政情報誌を手掛けた事業者からの提案を受け、行政と民間の協働による発行手法を採用いたしました。町内外の事業者の皆様に広告掲載のご協力をいただき、町全体で子育てを応援する機運の醸成に合わせ、サポートブックの継続性、充実が図られたところです。広告掲載をいただいた事業者の皆様には改めて感謝申し上げる次第でございます。さてご質問の目的でございますが、主に次の 2 点と考えております。1 点目は、子育て世代の生活様式をふまえ、スマートフォン等からいつでも必要な情報にアクセスできる環境を整え、情報入手の利便性を高めること、2 点目は紙冊子だけでは届きにくい方にも情報を届け、必要な支援に繋がりをやすくすることです。また、電子版化の効果でございますが、このさぽーと BOOK 自体は、従来より PDF にて公開しております。紙媒体に比べ、配布先や配布時期に左右されず、必要なときに閲覧が可能となります。なお、今回は電子書籍デジタルブックとして公開しており、直接 URL から展開できるため、ダウンロードが不要となることから、操作が簡略化されます。本年度は、町内の保育園、幼稚園、小中学校のご家庭に配布いたしました。冊子をお手元に取りいただきますと、表紙にはたつの海で白鳥の親子が仲睦まじく過ごす様子を、つくば開成学園高校の生徒さんにデザインいただき、より一層地域のぬくもりを感じられる冊子に仕上がりました。このほかにも、当課では新生児訪問の際に、健診書類をお渡しするクリアファイルについても、辰野中学校の生徒さんにデザインいただき、必要となるご家庭に配布しております。こうした取り組みにより、生徒自身の自負心を育み、従来の社会活動への参画意識を高めるといふ、波及効果も期待できるのではないかと考えております。以上であります。

○栗 林 (7 番)

はい。新たな取り組みによって若者世代にも非常にわかりやすい状況ができていくと思います。ただいまの答弁の中でありました、広告を利用した冊子、かつてですが 10 年前に作成し、全戸配布した「辰野町暮らしの便利帳」というものがあります。実際にはこれになりますね。これは町内で好評を得ております。しかし、制度

や窓口、サービス内容などは年々変化しており、時間の経過とともに情報の更新が必要になる部分もあるのではないかと考えております。従来と同様に電子版を活用することで、町民は必要な情報に簡単にアクセスでき、利便性向上の観点からも、最新の情報に更新した改訂版の作成は重要ではないかと思いますが、改訂版を作成する考えはあるのかお聞かせ願います。

○DX・地方創生担当課長

はい。お答えします。「辰野の暮らし便利帳」につきましては今から 10 年前の、辰野町新町発足 60 周年を記念した総合誌として発刊されたものであります。当時は地域の事業者の皆様から広告等をいただき、掲載することで費用を賄い町は費用負担なしで情報提供という形で政策に関わり、全戸配布を行ったものとなります。役場のサービスや補助制度全体を網羅した内容として住民の皆様にとっては大変有用な情報配信の場となったものと認識しております。以前、議会の一般質問にも出されました 6 年の 3 月定例会だったかと思いますが、「暮らしの便利帳」の作成についてのご質問をいただきました。その際にも答弁で申し上げたとおり、現在、暮らしや福祉行政に関する情報につきましては、まずは町のホームページへの掲載を基本としながら、広報たつのなかでも特定のテーマ・分野に絞った企画や特集も行っています。また、要望が多かった保健福祉分野では医療介護等の情報をまとめた、「もっと身近に私たちの町の暮らしのサービス」という冊子を作成したり、子育ての関係は「子育てさぽーと BOOK」なども作成し、分野ごと必要な方には速やかに情報を提供する方向で取り組んでいるところでございます。現在、「暮らしの便利帳」の発刊は予定しておりませんが、デジタルを活用した情報提供との役割分担なども含め、住民の皆様にとって最も効果的な情報提供のあり方を検討していきたいと考えております。以上です。

○栗 林（7 番）

「辰野の暮らしの便利帳」10 年前でありましたので、だいぶ古くなってきたと思ひまして一言お聞きいたしました。最後になりますが、広報誌のデジタルブック化についてお伺いいたします。現在多くの自治体では、広報誌を紙媒体だけではなく、スマートフォンでも読みやすいデジタルブック形式で、公開する取り組みが広がっております。これ先ほどのお話の中でもありましたが、子育てのデジタルブック化、先ほどの「辰野の暮らしの便利帳」など現在、辰野町のホームページに掲載されて

いるデジタルPDFではなく、デジタルブックという形は必要ではないかと思います。このデジタルブック化することで、文字の拡大や検索機能、目次から記事への移動などが可能となり、スマートフォンでの閲覧性が向上します。また、SNSなどで共有することも容易となり、若い世代や町外の方にも情報を届けやすくなると考えます。人口減少が進む中、町の取り組みや情報を広く発信していくことは、町の魅力発信という意味でも重要ではないかと考えます。そこでお伺いいたします。広報誌のデジタルブック化により、利便性を図りより多くの人に読んでもらう取り組みを進める考えはあるのかお聞かせください。

○DX・地方創生担当課長

はい。広報誌のデジタルブック化につきましては、現時点では実施する予定はございません。広報たつのは既に町のホームページにおいてPDFで公開しており、住民の皆様がオンラインで閲覧できる環境は確保しております。デジタルブックは閲覧方法を変更し利便性を付加するものではありませんが、情報提供の趣旨に照らしますと現行のPDF公開に上乘せして得られる効果は、現段階では大きいとは見込んでおりません。このため追加の費用や運用負担を伴う導入は行わず、当面は現行の方式を継続いたします。以上です。

○栗 林（7番）

そうですね。PDFということで、電子化という考え方もあると思います。紙の冊子を作成した後に電子データを活用することで、比較的費用をかけずにデジタルブック形式で公開している自治体もあると聞いております。まずは試験的にでも取り組んでみる考え方はありませんか。改めてお伺いいたします。

○DX・地方創生担当課長

はい。現在としては先ほど述べましたように取り組む予定はございません。以上です。

○栗 林（7番）

情報発信の点で辰野町を若干遅れているのではないかというふうに思っているのは、私だけではないと思います。いずれにせよいろんな形での情報発信、スムーズに若者にも理解できる発信方法を検討していただきたいと思います。最後になりますが辰野病院の住民サービス向上についてというテーマでご質問いたします。町立辰野病院は、地域住民に親しまれ、安心・優しい医療を提供するという理念を掲

げており、住民の命と健康を守る地域密着型病院として機能しております。このように、住民の安心を支える辰野病院において、患者サービスの向上は大変重要な課題であります。そこで、患者の声の反映と利便性向上の観点から、以下 3 点についてお伺いいたします。まず、患者の声を把握する仕組みについてです。病院では、アンケートや投書箱などを通じて、患者や家族の意見を収集していると思いますが、現在どのような方法で患者の声を収集しているのか、また、これまでに寄せられた意見をどのように改善に反映してきたのか、また、その結果どのような効果があったのかについてお伺いいたします。

○辰野病院事務長

辰野病院では、ご意見箱やホームページ、患者満足度調査などを通じて、患者さんからいただいたご意見をより良い病院づくりに活かしております。いただいたご意見から改善に繋がった事例を紹介させていただきますと、病院正面入口の手洗いのところに子ども用の踏み台が欲しいということで設置をいたしました。また、休診状況を玄関の外にも掲示して欲しいというご意見をいただき、掲示板を設置させていただきました。小さなことですが、病院側では気付けないご意見をいただけて感謝しております。ご意見箱に寄せられるご意見が少ないことから、「ご意見箱に皆様の良いお声も悪いお声も私たちの励みになります。より良い病院づくりにご協力ください」とメッセージを添えさせていただきました。いただけるご意見は少ないですが、職員の対応が良かったなどのお褒めのお言葉もいただけるようになり、職員のモチベーションにも繋がっております。令和 6 年度に実施しました患者満足度調査では、電話対応に対するご意見をいただきましたので、今年度、電話対応に特化した接遇研修を実施し、患者様に寄り添った対応がさらにできるように心がけているところです。ご意見箱や満足度調査からは、退院指導や退院支援に対する評価が見えづらいことから、今年度新たにケアマネージャーを対象にアンケートを実施し、様々なご意見をいただきました。来年度は、入院患者さんやご家族へアンケート調査を拡大し、より良い退院指導、退院支援ができるよう改善に取り組んでまいります。以上です。

○栗 林（7 番）

はい。ただいまアンケートに関する結果、効果に対してはご説明いただきました。続きまして、待ち時間の見える化についてであります。病院では待ち時間が長いこ

とが患者満足度を下げる大きな要因の一つと言われております。実際、外来患者の多くが診療までの待ち時間に不満を感じているという調査もあります。近年では、院内モニターやスマートフォンで現在の診療状況、何人待ちか、指定推定時間などを表示するシステムを導入する医療機関も増えております。待ち時間や順番を可視化することで、患者の不安や問い合わせが減り、受付業務の負担軽減にも繋がるとされております。現在、辰野病院の内科などは複数医師で診療しているため、患者からは自分があとどれぐらい待つのかよくわからないという声もあります。院内モニターやスマートフォンで現在の診療状況や待ち時間を表示する仕組みは、比較的低コストで導入可能な事例もあります。住民サービス向上の観点から、院内モニターやスマホで待合状況を確認できる仕組みの導入について、どのように考えているのか、また具体的に進める考えはあるのかお伺いいたします。

○辰野病院事務長

2月の電子カルテ更新に合わせ、診察待ち受け表示システムについて検討を行いました。非常に高額になることが想定され、導入を見送りをいたしました。診察までの待ち時間は、患者様のストレスになっているとは思いますが、診察の順番などについては、お気軽に各科外来窓口スタッフにお声がけいただければと思います。また、待合室でスマホを使用できるよう Wi-Fi 環境は整っており、また、眼科、耳鼻科の待合室にも、先日テレビの方を設置させていただきましたので、ご活用いただければと思います。以上です。

○栗 林 (7 番)

最後ですが、オンライン予約についてという件でお伺いいたします。現在、予約や問い合わせを電話で受け付けておりますが、受付開始直後などは電話が集中し、なかなか繋がらないという声を住民の方からお聞きします。また、仕事や子育てで忙しい方にとっては、診療時間内に電話をかけること自体が難しい場合もあります。こうした課題の解決策として多くの医療機関では、スマートフォンやパソコンから利用できるオンライン予約システムの導入が進められております。オンライン予約システムを導入することで、患者は 24 時間いつでも予約を行うことができ、休診日や夜間でも予約・変更・キャンセルが可能となります。電話がつながりにくい時間帯の不便さも解消され、患者側の利便性は大きく向上します。また、医療機関側にとっても予約や変更に関する電話対応が減ることで、受付業務の負担軽減に繋がり、

スタッフが窓口対応など本来の業務に集中できる環境が整うと思われます。さらに、システムによる予約管理により、聞き間違いや予約ミスなどのヒューマンエラーの防止にも繋がるとされております。そこでお伺いいたします。患者の利便性向上と医療機関の業務効率化の観点から、オンライン予約システムの導入についてどのように考えているのか、また今後検討する考えはあるのか、町の見解を聞かせ願います。

○辰野病院事務長

こちらも2月の電カル更新に合わせまして、WEB予約システムの更新を行いましたけれども、問診機能がないことやこちらも高額な費用が想定されたため、費用対効果が低いとの判断から見送りをさせていただきました。現在、小児科のみ当日のメールによる問診及び受付を実施しております。当院の患者層は、高齢者が多いためWEB予約のみにすることは難しく、またWEB予約と電話予約の併用の場合、電話予約よりもWEB予約の方が時間の制限なく予約できる等の不平等が発生してしまうことが課題とされております。しかし、小児科以外でのメール受付ができないか、今後さらに研究を進めていきたいと思っております。医療DXには高額な費用が発生しますので、費用対効果を検証し患者サービスの向上を図りつつ、病院側にもメリットがある方法を引き続き研究してまいりたいと思います。以上です。

○栗 林（7番）

住民にとっては、病院は最も身近な公共サービスです。小さな改善の積み重ねが、患者満足度の向上に繋がります。患者の声を丁寧に受け止め、見える化とデジタル化を進めることが、地域に信頼される病院づくりに繋がると考えます。辰野病院のさらなる住民サービスを向上、期待いたしまして、以上で私の一般質問を終了いたします。

○議 長

ただいまより暫時休憩とします。再開時間は15時05分といたします。

休憩開始	14時	51分
再開時間	15時	05分

○議 長

再開いたします。先ほど本田議員より体調不良につき退席したい旨の申し出がございましたので、それを許可いたします。質問順位6番、議席2番、林政美議員。

【質問順位 6 番 議席 2 番 林 政美議員】

○林（2 番）

先の衆議院の選挙では高市自民党が大きく議席を伸ばし、国民の信任を得た形となりました。数の原理から民主主義的には何でもできるかもしれませんが、政治評論家のなかには一度にやりたいことを一気にいき暴走することを心配する声も聞かれます。幅広い知見を吸収するとともに、いかに党内をまとめ一步一步着実に、地についた政策を実現することこそが、国民が求められていることだと言えます。辰野町においても町長公約に基づく事業が進められようとしています。様々な声に耳を傾け、謙虚にしかし大胆に政権運営に当たってほしいと思います。大いに期待するところであります。さて、前回の 12 月定例会の一般質問において主力の 4 事業について目的の確認をさせていただきました。何のためにこの事業を進めるかということであります。、道の駅は休息機能、情報発信機能、地域連携機能の 3 つの機能を持ち、道路利用者のための無料休息施設であり、同時に地域活性化の拠点となる施設とし、単なる休息所ではなくその土地の文化や特産品にふれ、地域と交流を楽しむ地域のアンテナショップのような存在、つまり地域の辰野町の活性化を図るための拠点交流施設であると理解しております。また、スマートインターチェンジの設置においては、構造別に休息施設持続型と本線直結型の二通りあり、この部分はまだ検討中だと思いますが、周辺の利便性の向上や交通渋滞の緩和、そして災害時の災害等の緊急時対応などメリットが大きいものと推測し必要だと思っていると考えます。また、川島での温泉掘削の意義はかやぶきの館を中心とした施設や周辺環境の充実になると思います。そして若者や子育て世代の居場所については、広くは人口減少対策なのかなあということだと思います。いずれにしても、辰野町を元気に活力あるまちにするためのものであると理解しているところであります。さしずめ高市流では辰野町を強く豊かにということになります。ぜひ、公約実現に向かってご尽力いただければと思っております。この 4 つの項目は地域の創生、地域の活性化を図るものであります。まずは具体的にどのように進めていくのかその進め方についてお聞きをしたいと思っております。

○町 長

公約に掲げる事業を進めていくにあたりまして、まずは皆が考えている町の価値を共有しながら事業の進め方を決めていきたいと考えています。事業に対する様々

な意見がある中で、場所の選定や財源などを拙速に話し合うのではなく、事業の意味を語り合えることが大切だと考えています。実現には多くの課題があることも認識しております。これらの事業は一つひとつが大きなものであり、予算面、技術面、地域との調整など多岐にわたる要素が絡み合っております。そのためまずは、現段階においては、公約に掲げた事業の可能性を探る段階として考えており、議論を深めることを主眼に進めてまいりたいと考えています。来年度から策定を予定している立地適正化計画や企業との連携も考えながら、これらの事業の実現可能性を慎重に検討し、方針を固めていく予定です。この検討には関係する各部署や外部の有識者、住民の意見を取り入れ、段階を踏んで進めてまいります。具体的な進め方としては、まず内部で価値や必要性を議論するための課長会を開催しました。今後はコンセプトの策定や方針の決定を行い、最終的にプロジェクトとして、具現化するために職員体制を整えることが重要と考えております。その後、住民や外部有識者の意見を取り入れていきたいと考えています。

○林（2 番）

2 番目の内容につきまして今説明の中でもふれていただいておりますけれども、12 月の一般質問の答弁の中で 1 月に調査研究チームを立ち上げ、取り組みを展開していくという回答をいただきました。3 月に入りましたけれども、現状組織の調査研究チームの設置と活動状況についてお聞きをしたいと思います。

○町 長

現在、課長会等で内部的な議論を進めている段階です。これまでのところプロジェクトチームや研究チームの設置は行っておりませんが、今後、計画の具体化に向けて関係者を集めて編成したいと考えております。内部で価値や必要性を議論するための課長会を開催しました。それぞれ考える町の価値を共有し、今後の事業の進め方の参考にしております。若い職員からも考えを聞くなかで価値の共有を行ってまいりたいと考えています。

○林（2 番）

次に町には第 6 次総合計画をはじめとしていくつかの計画があります。それを一つひとつ理解し、具体的にどのように取り組みをしていくか、理解するのに苦慮するところでもあります。さて、この各種計画を樹立しますと、それを実行するために町民にパブリックコメントを求めますが、先ほど向山議員の方からパブリックコメ

ント、つまり意見公募の目的と提言状況、回答がありましたのでこの質問は省かせていただきます。したがって（４）の住民理解や合意形成についての関係について伺いしたいと思います。この４つのミッション公約実現のためには住民の理解や合意形成が必要となります。このことを本当に住民は必要としているのか、求めているのかその判断が難しいところであります。どのようにして住民の理解や合意形成を図っていくのか、その手法をお聞きしたいと思います。

○町 長

林議員おっしゃるとおりですね、公約の実現には住民の理解と合意が不可欠であります。そのため、住民との対話を深めるために情報提供の機会を設けまして、さらに外部有識者の意見を取り入れることで、住民の皆さんの関心を高めて理解を深めてもらいたいと考えているところであります。進捗するなかで住民の皆さんの意見を聞ける機会を設けていきたいと考えています。住民の理解を得ながら、合意形成を進めてまいります。

○林（２番）

おおよその内容わかりましたが、この４つの公約実現のためにはいつまでに実現するのかという目標があるかというふうに思います。若者や子育て世代の居場所づくりは施設的なもの以外にもなりますけれども、道の駅、スマートインターチェンジ、温泉掘削は施設的なものになります。いつまでに造るのか、年次別に計画をしているのか、その考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。公約に掲げたハード事業については、過去に取り組んできた様々な事業と比較してみても、短期間での実現は困難であります。特に計画の具体化、資金調達、地域との調整などは慎重に進める必要があります。これらの議論は進捗する過程で話し合われることが望ましいと考えています。具体的な年次別の計画は、例えば立地適正化計画の策定が来年度から策定に向けて始まることから、これらの計画も加味しながらスケジュールを設定して、実現可能性を精査した上で実施時期を見極めていきたいと考えております。建設ありきの議論ではなくて、町の価値や付加価値といった議論を進める中で、町の将来や持続可能性において事業が付加価値としての魅力になり得るかどうか、そういったところを議論してまいりたいと考えています。最終的には取り組みの進捗に応じて、年度ごとの目標を設定し、定期的に進

捗状況を報告し、進めていきたいと考えています。

林（２番）

内容が非常に広範囲になりますので、おおよその考えは理解できました。地方創生、地域の活性化にも繋がる一大プロジェクトであると理解しているところであります。町の方針をきっちり作り上げるとともに、このためにも町民参加型のプロジェクトを立ち上げ、先ほど町長の答弁の中でもそういう話がございましたので、ご期待申し上げて、町民合意のもとに将来の辰野町を担う夢のある事業として事業展開できることを祈念いたしまして、次の質問に移りたいというふうに思います。次に財政の改善ということでございますけれども、やはりこのプロジェクトを進めるために、特に辰野町の付加価値を向上させる取り組みとしての道の駅、インターチェンジ、子育て支援、温泉の掘削、それなりに取り組む予算を立てる必要があると考えます。前回の一般質問でも、かかるこの４件の経費をどのように捻出するか、辰野町における財政改善を図っていくか質問いたしましたが、明確な回答をいただけませんでしたので、改めて質問させていただきます。辰野町の財政改善による資金確保を考慮する場合、収入を増やす施策として、ふるさと納税寄附金の確保や新規補助金の獲得２つが考えられます。通常これだけの事業を展開するには、国から補助金の獲得が不可欠となります。補助金獲得のための対応はどうするのか、つまりそれぞれの事業においてどの補助金を申請するか、具体的にお聞きしたいと思います。また、地方債を使うとすればどのぐらいを想定しているのか、併せてお聞きしたいと思います。

○町 長

はい。公約に掲げました道の駅、スマートインターチェンジ、温泉の掘削はいずれも多額の費用を要する事業であるため、実現するには、国・県の補助金、地方債が不可欠であります。活用できる補助金は、地域未来交付金や社会資本整備総合交付金、地方債は公共事業等債や一般補助施設整備等事業債等が想定されますが、これらは、施設の目的、場所、規模によって大きく変わってまいります。町の付加価値向上に向けた各事業の財源につきましては、国・県補助金を最大限に活用しつつ、補助残については地方債を充当し、一般財源の持ち出しを最小化することを基本に、最も効果的かつ効率的な財源構成を選択してまいります。また、実施にあたっては、建設費用のみならず事業の継続性の観点から、施設の採算性、立地条件、運営体制

の確保、費用対効果も含め、慎重に段階的な調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

○林（２番）

はい。おおよそのやはりこの資金調達の方での考えがわかりましたけれども、その財政改善、財政再建を考えた場合に、先ほど触れていただいておりますように、国からの補助金の取り組み、あるいは企業版ふるさと納税を含めたふるさと納税、さらには税収アップによつての対応という部分があるかと思います。一方で、人件費の削減や町民サービスの見直しや適正化、さらには公共施設や公営企業への投資的経費の抑制、さらに進めば公共施設等の民営化も考えられます。言えば、歳入の増加策でいくのか、あるいは歳出の削減策でいくのか。辰野町としては歳出の削減策なのか、どちらのやり方でこの事業の財源を確保を考えているのか、改めてお聞きをしたいと思います。

○町 長

はい。先ほども申し上げましたとおり、どの事業も多額の費用を要することから、国・県補助金や地方債の活用を前提に財源を検討しておりますが、それをもってしても、一般財源への影響は多大であると見込まれます。町の財政状況をふまえますと、財源確保の方策は、歳入の増加策と歳出の削減策のいずれか一方に限定するものではなく、両者を組み合わせて取り組んでいくことが現実的で必要な対応であると考えています。歳入の確保という観点からは、国・県補助金に加えまして、企業版ふるさと納税を含めたふるさと納税の取り組みを強化してまいります。歳出の削減という観点からは、これまでも経常経費の削減、職員定数の適正化、公共施設における指定管理者制度やPFIの活用等、様々な取り組みを積み重ねてまいりました。ただし、人件費の削減や町民サービスの見直しにつきましては、住民生活への影響を十分に考慮しながら進める必要がございます。とかく歳出削減や経費節減に偏りがちではありますが、単純な削減ではなく選択と集中による予算の重点化を図りながら対応してまいります。公約の実現に向けては国・県の補助制度の積極的な活用、企業版ふるさと納税を含む自主財源の確保、経常経費の継続的な削減、そして公共施設の効率的な運営という複数の手段を組み合わせることが不可欠でございます。現時点では、各事業の具体的な整備手法や事業規模についても精査が必要でございますが、財政の健全化を維持しながら進めてまいりたいと考えています。

○林（2 番）

内容はよくわかってきました。ただ予算計上する中でいつの時期に予算立てをしてくるのか、この辺をもう一度お聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○町 長

今回の公約で掲げた事業等についてはですね、町の将来にとって大きな可能性を持つ構想である一方で、これらは多額の財源と長期的視点を要する事業となります。個別に予算計上されていないことは、公約の実現に向けた意欲が薄れているということではなくて、令和 8 年度から策定を予定している立地適正化計画をはじめ、民間企業との連携、また、事業手法の検討などを通じて、将来的な整備に向けた具体的な道筋を選ぶこと、そのためには課題の整理や関係機関との調整、財源の見通しを丁寧に積み上げていく過程が不可欠であるためでございます。予算立てを行う時期につきましては、各施策の内容や規模、また財源の確保状況に応じて異なってまいります。事業の必要性、緊急性、優先順位を見極めながら、限られた財源を効果的に配分するという考え方のもとで、段階的に予算化を進めてまいります。財政状況や社会情勢の変化などもふまえながら、慎重に判断をしていく考えています。

○林（2 番）

辰野町に新たな付加価値を見出すということで、事業を展開することは夢と希望に満ち、次の時代を切り開く意味でも意義ある内容かと思いますが、まず事業をするにはどのくらいの費用が必要となり、その財源をどうするかということを単純に考えてしまいます。理想が現実となるよう、財源確保の面において十分思慮することを願ひまして、次の質問に移りたいと思います。人口減少対策についてということでございますが、先の皆さんのご質問等の中で、この内容についてはいろいろと出されている内容でございます。まず、少子化対策・子育て支援の充実という部分でございますけれども、いろいろな手法があるかと思いますが、そういうなかで現状の取り組みの分析また評価、また今後の対策支援等について、考えていることがあれば相対的にお聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○町 長

はい。人口減少や少子高齢化など、私たちの町が直面している様々な課題に対応するため、まちづくりの基本となる総合計画では、まちの将来像や施策の方向性、具体的な事業を定めています。現在進めているのは、令和 3 年度から始まった第 6 次

総合計画であります。この計画では、10 年後に目指すまちの姿を「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」としています。これはすべての町民が地域の良さを実感し、住み続けたいと思えるまちをつくることで、人口減少をできるだけ緩やかにし、さらに、外からも人を惹きつけられるまちにするためであります。その将来像を実現するために、6 つの基本目標を定め、それに沿って各分野の具体的な施策を前期基本計画として実施してまいりました。前期基本計画の最終年をここで迎えるにあたり、ここで後期基本計画を策定し、議案として上程させていただいたところであります。前期基本計画での取り組みの評価、考察等については、来年度実施し議会にて改めて報告をさせていただく予定となっております。後期基本計画を作成するにあたり、昨年2月に町民意識調査を実施したところ、町民の多くの方が、今後の重要だと考える施策で「インフラの維持」「地域医療体制の維持」「子ども・子育て支援の充実」を挙げておりまして、町としてもこの 3 つの施策については力を入れていかなければならないと考えております。実施事業の満足度については、自然環境の保全、生活環境保全、健康福祉、教育部門で満足度が高く、逆にインフラの維持、産業振興分野においては、満足度が低い結果となっております。こういった調査結果やパブリックコメントでのご意見等をふまえて、計画を策定したところであります。今後につきましても、総合計画に基づき、各施策の進捗管理を適切に行いながら、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、地方創生、地域活性化の取り組みを着実に推進してまいります。

○林（2 番）

地方創生と地域の活性化ということで触れていただきました。具体的な中身のなかで、話があったかというふうに思います。そういうなかで雇用の創出として考えられる地域産業の育成や企業誘致による若者の流出防止というところで、行政区の活動支援の問題があるかというふうに思います。人口減少対策を地方で考えた場合に、地方創生と地域活性化は 17 区の事業展開が辰野町の事業展開に大きく貢献していると考えられます。区長会において、区の活動や事業要望等が挙がると思いますが、各区の事業展開にあたり区の予算に限りがある中、思うような事業や活動ができないという話も耳にします。かつて国で行ったふるさと創生事業のような、市町村で企画して自由に活用できるような資金があれば、ふるさと創生で個性的な事業が全国各地で行われるように、区として活力ある区政運営の一助となるのではない

かと思います。言えば地域活性化対策として、17 区に辰野町行政区活動支援助成金を交付したかと思いますが、その考えはありませんか。

○まちづくり政策課長

各区への主体的な地域活動を支援する制度として、平成 27 年度より、よりあい事業補助金を制度化しております。この補助金は、地域の活性化の足がかりとなる取り組みや、持続可能な地域づくりに繋がる活動に対し、1 区 10 万円を上限として補助するものであり、地域の自主的かつ創意工夫あふれる活動を後押しすることを目的としております。制度の周知につきましては、毎年 4 月に開催される区長会において説明を行い、活用を促しているところであります。ほかの補助制度としては、協働のまちづくり支援金事業もございますが、予算の限りもありますので、まずは既存の「よりあい事業補助金」を十分にご活用いただき、各地区の実情に応じた取り組みを進めていただきたいと考えております。以上です。

○林（2 番）

そうしますとよりあい事業のなかで予算化された範囲内のなかでは、区では消化をされているという判断でよろしいでしょうか。

○まちづくり政策課長

17 区あるところの予算を 10 万円ずつ予算化をしておりますが、ただ、実施をしている区はですね全区ではなくて、毎年行っているようなところもありますけれども、やはり活用されていない区もありますので、その点においては、4 月においての区長会また区長会も何回か開かれますので、そのときにですねまた説明をしながら活用の方を促していきたいと考えております。以上です。

○林（2 番）

はい。ありがとうございます。じゃあ区の方へまたそういった要請をしっかりとさせていただいて、活用できるようにお願いをしたいと思います。続いて（3）の労働力確保と生産性の向上をということでございますが、人口減少対策の、これも一つの人材の活用についてということで、高齢者や女性が働ける場を増やし、労働力人口を確保することも考えられます。外国人の受け入れによる外国人労働者との共生も労働力確保、生産性向上の面では有効な手段と言えます。さて、そのようななか、町長が実施しています企業訪問ですが、この効果をどのように捉えているのでしょうか。企業訪問によってその企業の課題や問題を把握し、それを町としてできるこ

とを行う。また将来の展望としての計画があるのかどうか。そんなことも把握してきているのではないのでしょうか。よく内容わかりませんが、いずれにしても企業の効果についてお伺いをしたいと思います。また本年度における企業誘致の実績をお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

はい。コロナが明けて、令和5年度から企業訪問を再開いたしました。令和5年度に50件、6年度に58件、7年度は先月末で30件とそれぞれ訪問させていただいています。そして私が副町長だったときに企業訪問を始めたわけですが、延べ300社以上、直接社長からお話を聞く機会を得ております。企業訪問では社長から企業の理念、経営方針、その企業の歴史などをお話していただき、加えて現在の事業の状況や今後の見通し、年商、従業員数、採用状況などを教えてもらっています。また、業界全般の景気動向など社長の率直な意見もお聞かせいただいております。そのあと製造業の企業の皆さんには、実際に製造現場、工場の様子も見せていただけるお願いもしてございます。どの企業も快く自慢の工場を案内していただきまして、生産している部品などを手に取って説明していただきます。また、企業の皆さんからは、私が工場内を拝見し社員の皆さんの働く姿を見せていただくことは、社員のモチベーションアップにも繋がっているという声もいただいて、とても嬉しく思っているところでもあります。訪問には産業振興課の担当者も同行いたしますが、私が訪問することで、担当職員だけでは吸い上げられない企業の生の声や、届きにくい声を直接聞かせてもらうことが大きな利点となっております。企業訪問から得られる効果はたくさんございます。その中でも、現場の課題を直接把握し企業との信頼関係を築くことで、地域活性化に繋がる政策の決定に活かせることが、大きな効果と言えらと思います。企業誘致につきましては担当課長よりお答えさせていただきます。

○商工観光担当課長

企業訪問は、辰野町内の企業を対象としているため、辰野町外からの誘致には直接結びつかないわけですが、企業訪問で得られた情報によって、町内の企業による工場の増築が1件決まりました。町外からの誘致についてですが、町が間に入って誘致を進めている企業が現在2件あります。以上です。

○林（2番）

次に企業との連携協定の話はやはりこれも先のご質問の中で、議員の質問の中で話が出た内容でありますけれども、やはり民間企業の力を活用して、町の施策を充実させると、官民連携により新しい取り組みを発信また横の展開をし、底辺の広がりを進めることが重要だと考えますが、企業との連携協定により、子育て支援や次世代の育成支援などを地域活性化のための包括連携協定の締結が有効だと考えます。ふれている点もあるかと思いますが、改めて町としての見解をお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

企業との連携協定は、地域活性化等を目的とした重要な取り組みであり、子育て支援や次世代の育成支援、また、地域社会全体の発展に大きな役割を果たすと考えております。地域社会の発展と町民サービスの更なる向上を推進するため、令和3年には第一生命保険株式会社と子育て支援や持続可能な地域づくりに関することなどの項目について包括連携協定を締結いたしました。企業との協定は、地域の課題に対する理解と協力を得る貴重な機会でもあります。地域住民のニーズに即した実効性のある施策を共同で実施し、地域全体の発展に繋がるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○林（2 番）

併せまして、また友好都市の問題でございますが、やはり人口減少対策の中でこの友好都市を拡大する展開を進めて、全国の横の繋がりに力を入れ、新しい取り組みを発信し、友好都市から産業振興を含めた総体的な人口減少対策を収取することを必要ではないかというふうに考えますが、町としての所見をお聞きしたいと思います。

○まちづくり政策課長

全国に友好都市の輪を広げ、横の繋がりを強化することにより、新たな取り組みを発信し、産業振興や人的交流を通じて地域の活性化を図るという視点は、大変重要であると認識をしているところであります。昨年 9 月の一般質問でも同様の答えをいたしましたが、友好都市交流は自治体間の繋がりを深め、地域の魅力向上や住民の誇りの醸成に繋がるなど、将来的な地域発展に寄与する可能性を秘めているものと考えております。また、産業、観光、教育、文化など多様な分野に波及効果が期待できる点において、人口減少対策の一つの方策となり得るものと認識してお

ります。一方で、友好都市の拡大につきましては、単に数を増やすことが目的となるべきものではなく、交流の実効性や継続性、費用対効果、人的・財政的負担などを十分に検証する必要があります。形だけの連携にとどまることのないよう、双方にとって具体的な成果が見込まれる関係性を構築できるかどうか、慎重な判断が求められるものと考えております。人口減少対策は、移住・定住促進、子育て支援、産業振興、雇用創出など総合的かつ中長期的な視点で取り組むべき課題であり、友好都市施策につきましても、その全体の戦略の中でどのような位置づけとするかを整理する必要があると考えております。友好都市の拡大につきましては、人口減少対策の一つの可能性として研究を進めつつも、拙速に進めることなく具体的な効果や実施体制を十分に検討した上で適切に判断してまいりたいと考えております。以上です。

○林（2 番）

いずれにいたしましても、人口減少対策は、まち・ひと・しごとの創生戦略に合致するものであり、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む、好循環を確立するとともに、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すため、まち・ひと・しごとを同時かつ一体的に取り組む必要があります。しごとの創生は若い世代が安心して働ける相応の賃金、安心した雇用形態、やりがいのある仕事という雇用の質を重視した取り組みが重要です。ひとの創生では新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。また安心して結婚・出産・子育てのできるよう切れ目のない支援を実現する。そして、まちの創生では、地方で安心して暮らせるよう、辰野町 5 地区の小野・川島・辰野・羽北・朝日の各地域の特性に即した課題を解決するなど、取り組みの効果を検証した上で、地域に浸透しない表面的な施策や、短期的な制度を求める施策など、結果重視の施策を打つことをお願いし、次の質問に移りたいと思います。次に、農業の問題でございますけれども、農業は安全な食糧を安定的に供給する食の基盤であると同時に、洪水防止、生態系の保全、農村の景観形成といった多面的機能を持つ社会に不可欠な産業です。さらには単なる産業活動を超え、地域コミュニティ維持の基盤として、生活を包括的に支える存在だと言えますが、近年この農業の必要性や役割が軽く考えられているのではないかと懸念しているところであります。特に辰野町における食糧自給率の向上や、食の安全安心と健康維持という視点、そして令和 5 年に有機農業の推進

のまち宣言をしたことから、食と農と健康をキーワードとして、町民が関心を持ち、町民が一体となって農業を支える取り組みができないものかと思うところがあります。町として辰野町農業の位置づけと必要性について、どのように考えているかお聞きをしたいと思います。

○産業振興課長

辰野町における農業は、単に生産量や経済規模で評価される産業ではなく、町の暮らしと環境を下支えする基盤的分野であると考えております。当町は中山間地域を多く抱え、農地の維持そのものが防災機能の確保や水環境の保全に直結しております。農業が継続されることで、結果として町土の保全や景観の維持が図られており、これは行政だけでは代替できない重要な役割であると考えております。一方で、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。農業を守る対象として捉えるだけではなく、町の将来戦略の一環として再構築していく必要があると認識しております。令和 5 年の有機農業推進のまち宣言は、その方向性を明確にしたものであり、生産振興にとどまらず、学校給食や健康づくり、交流人口の拡大など他分野との連携を通じて、農業の価値を高めていく取り組みを進めているところでもあります。今後も担い手支援、農地保全、販売体制の強化などを通じて、地域全体で支える仕組みづくりを進めてまいります。以上です。

○林（2 番）

次に、自給率の向上と地産地消の推進をということで申し上げたいと思いますが、この辰野町の自給率を上げることによって、日常の食料確保を安定的に捉えることができるとともに、万が一の災害や予期せぬ事態の非常食、代表的なものは備蓄米の確保にもつながり、この意識が自分の食料は自分で確保する、言えば自給自足そして地産地消にも推進にも繋がるものとし、農産物の地域の消費、地域の生産に結びつき、農業食料自給による循環経済となり、ひいては地域の農業振興へと発展するところでもあります。またこのことは、町長公約にもある道の駅構想の中でも、考慮される農産物直売所の必要性にも繋がるものとして質問させていただきました。町としての所見をお聞かせください。

○産業振興課長

有機農業推進事業を基軸に、令和 7 年度は辰野産の環境負荷軽減米による「保育

園・幼稚園パック米提供事業」「小中学校給食米提供事業」また地元農産物によるたつのマルシェ等を実施しております。令和 8 年度につきましても、有機農業を推進する町として、県の基準に準じた栽培方法を進めながら、地元給食への食材提供や町内でのイベントなどで消費拡大を図りたいと考えております。地域内で一定程度の供給力を維持することは重要であり、地産地消の推進は、その現実的な手段の一つであると考えております。自給率向上は、単に数量の問題ばかりではなく、地域で作り地域で消費する循環を、どう構築するかが本質であると考えております。以上です。

○林（2 番）

持続可能な農業ということは、土壌や水などの資源を枯渇せず、生態系への負荷を減らしながら、将来にわたって食料の安定供給と農家の収入を両立させる農業のあり方ではありますが、環境への配慮、経済的収益性、社会的公平性を考慮したものでなくてはなりません。そんな意味でも、現在の食料ニーズを満たしつつ、次世代も同じ土地で農業を続けていける社会を目指していくことが求められます。辰野町においては、農業従事者の高齢化が進み、農業・農地維持の観点から専業農家と自給的農家、そして消費者という色分けがされ、農業分野における町内分業の動きが加速するのではないかと考えられます。そんな意味でも農業を誰がやり食料を確保するか、また、農業を営む農地をどのように維持するかを考えなくてはなりません。そこで求められるものが、農地の地域計画による作る人と作る農地の明確化であります。今、農業委員会を中心に、農地中間管理事業や農地法 3 条による農地の貸借を行っていますが、この目的の 1 つに耕作者の農地の集約化が挙げられ、これによって規模拡大も可能です。農地の集約化・団地化によっていかに効率よく農作業を行うかが求められるわけであります。この農地の地域計画をより具体的にするためには、農業委員会のもつ農地ナビだけでは、その機能と役割を果たすことはなかなかできないというふうに考えられます。農業委員会のもつ農地ナビ、その機能と役割を果たしていくには、実態の現状把握からまさに農地の地域計画をするために、何度か申し上げてまいりましたけれども、町内の所有者、耕作者、耕作面積、地番が網羅できる一步踏み込んだ農地の地図情報システムというか、地域の地図情報の一元化の構築、これが急務と考えますが、改めてその必要性について回答をお願いしたいと思います。

○産業振興課長

持続可能な農業の実現には、農地の集約化、団地化、農地の地域計画の具体化、担い手への農地集積、循環型農業の推進が不可欠であります。農地の地域計画を実効性あるものにするために、今年度から担い手向け懇談会を複数回開催して、農地の集約化を推進しております。それには、現況把握の精度向上が重要であり、農業委員会の農地情報と連携しながら、より実態に即した情報整理の方法について研究してまいります。議員ご提案の農地の地図情報システムにつきましては、当町では現在、Aimapを導入し、全町の所有者、耕作者、耕作面積、地番等を一元的に把握できる体制を整えております。また、農地の地域計画の策定や、農地中間管理事業の推進、担い手への農地集積を進める上で、この Aimap は基礎データとして重要な役割を果たしております。一方で、農地の地域計画をより実効性あるものとするためには、単なる情報の共有にとどまらず、最新情報への継続的な更新、農業委員会との連携強化、担い手とのマッチング機能の高度化、関係者間での情報共有の仕組みづくりといった運用面の充実が重要であると考えております。今後は、Aimap を十分に活用しながら、農地の集団化・団地化をさらに進め、農地の地域計画の具体化につなげてまいりたいと考えております。以上です。

○林（2 番）

その今持っておる情報、システムこれを活用できるように、また全体に繋げるような形で進めていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。1 つ農業の担い手の確保の対策ということで、町独自の新規の農業者の奨励支援金ですね、これを作ったらどうかというふうに思いますが、今いろんな国の方では新規就農・次世代向けの支援というような形で、新規就農者への資金助成や雇用就農資金など、有益な支援制度はありますけれども、独自のもので町のものでこういったものができないかということで、その見解をお聞きしたいというふうに思います。

○産業振興課長

町としましても、担い手確保は最重要課題であります。現在、国の新規就農者育成総合対策資金等の制度を活用しておりますが、町独自の支援につきましては、既存制度との整合性、財源確保、継続性、効果を十分に検証する必要があります。9 月議会でも申し上げましたとおり、農業は個人の努力だけでは限界があり、地域ぐるみで支える体制が重要でございます。金銭給付のみならず、農地確保支援、販路確

保、技術研修、有機農業への段階的参入支援など、総合的な支援策の中で生産者・消費者・関係団体と連携しながら、持続可能な辰野町の農業の確立に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○林（2 番）

時間がございませんので最後のところ、まとめてお願いしたいと思いますが、人の創生・人材育成についてということで、いろんな計画を立てながらいろいろ進めるわけでありますけれども、目標達成のための人材育成、これをどのように取り組んでいるか。また地域課題の把握と目標達成のための行政懇談会の必要性、このことについてどのように考えておられるか、2 点一緒にお願いをしたいと思います。

○総務課長

それではまず目標達成のための人材育成ということでございます。職員は常にですね委託契約等を行っていく中で、その計画策定においては業者の方のですねノウハウを活用しながらも、職員の方から主体的にですね関わりながら計画策定を行っているというところでございます。職員の情報収集は常に行っているところでありますけれども、育成の部分につきましては、職員のスキルアップ研修というものを力を入れて町で行っております。本年度は 16 種類、延べ 38 回のですね職員研修を庁内で行ってまいりました。新規採用職員、また上級係員など各階層ごとの研修、またゲートキーパー、また倫理、障害者雇用といった様々な種類の研修を実施しているところでございます。多くの民間企業では、平素、研修を手厚く実施しているというふうに聞いております。今後もですね、職員の意識啓発に繋がるものを進めてまいりたいと考えております。また地域課題の把握また目標達成のための行政懇談会ということでご意見をいただきました。地域との懇談会ということになりますと、意見交換の目的、また趣旨、テーマなどをですね明確にした上で、懇談会を行っていくということが、限られた時間の中で対話の機会を有意義なものにするというふうに考えているところでございます。町政懇談会、ここ何年か行われていないところでありますけれども、区によって課題は様々あるというふうに思っております。区と町は両輪で地域をつくっていくという思いに基づきまして、有意義な意見交換をしたいというふうに考えております。本年度も 4 月から新しい区長会が始まります。一つでも懇談会が実施できるように声掛けしてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○林（2 番）

いくつかの質問させていただきました。最後、人の問題が出たわけでありますけれども「人生が夢をつくるんじゃない。夢が人生をつくるんだ」という野球人ドジャースの大谷翔平選手の言葉を思い出しました。置き換えれば「人が目標をつくるんじゃない、目標が人をつくるんだ」と思いたいものであります。ちょうど年度末から年度初めという時期を迎えるにあたりまして、年度総括をしっかり行い、樹立された計画目標、事業目標達成に向けて、しっかり取り組んでいこう、そんな気持ちになったところであります。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議 長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 9 番、小澤睦美議員。

【質問順位 7 番 議席 9 番 小澤 睦美 議員】

○小 澤（9 番）

議長より許可をいただきました。大きく分けて 3 点について質問させていただきたいと思います。最初に辰野高校存続に向けて、辰野高校生徒の国際交流への支援についてお伺いしたいと思います。辰野町は去る 2 月 3 日、長野県辰野高等学校との間に包括連携協定を締結しました。その理由として、急速な人口減少に突入している現状において、辰野町が未来に向けて持続可能で魅力ある地域として発展し続けていくためには、辰野高等学校の存在が不可欠であるとの認識に基づき、ともに発展していくための連携を構築するためとのことでした。今回の包括連携協定締結につきましては、辰野高校存続に向けて町内外に辰野町的意思を明らかにしたという意味から、大きな価値があったこととは思いますが、しかしながら令和 7 年 6 月議会的时候にも一般質問をしたわけですが、長野県教育委員会における県立高校の第 2 期再編計画の 2 次案では、辰野高校商業科は上伊那総合技術新校に統合され、辰野高校は普通科のみの全日制普通科高校となってしまう、いつ統合対象校となってもおかしくない状況に置かれてしまいます。また現状は、令和 8 年度からの国の進めている私立高校への高校授業料の無償化、所得制限の撤廃や支援金増額によりまして、私立高校への生徒の流出や定員割れの恐れがあるとされており、したがって、そのような状況になる前に、辰野高校を特色ある学校にして生徒が集まる高校にすることが必要だと思います。その一つとして、国際交流があると思いま

す。この 3 月に辰野高校生徒が台湾との交流を進めている桜梅会の台湾ツアーに同行し、埤里の学校の生徒との対面交流を実施する予定と聞いております。高校生における今後の国際交流は単なる思い出づくりを超え、グローバル社会を生き抜くための必須の資質を養う重要な機会へと進化して言われているという中での、今回の台湾の生徒との対面交流は自行を得た出来事と思います。このことがこれからも継続して行なわれることによって辰野高校に入学すれば台湾に行けるという図式ができ、そのことを希望する生徒が辰野高校を選択してくれることによって、辰野高校に入学する生徒数増へとつながっていくのではないかというように思っております。質問いたします。今後の辰野高校生徒の台湾訪問に対し国際交流との位置づけとして、補助金等の支援ができないかお伺いします。

○町 長

2 月 3 日の辰野高等学校の包括連携協定では、同窓会長を始めとした関係者の皆様方にご協力いただきながら、無事協定を結ぶことができたこと、改めてこの場をお借りし感謝申し上げます。辰野高校の包括連携協定は地域の課題に迅速かつ適切に対応し、地域社会の発展、学校教育の充実及び人材の育成を図ることを目的に、相互に取り組みを行ってまいります。少子化による公立高校全体の受験者数の減少や私立高校無償化などの影響により、学校は学生に選ばれる状況にあるかと思います。包括連携協定が双方に効果的に影響し合えるよう取り組んでまいります。詳細は担当課長よりご説明いたします。

○総務課長

令和 4 年度から文部科学省の指導要領が改定されまして、普通科をはじめとするすべての高校に総合的な探求の時間が組み込まれました。これは高校の普通科の改革とも言われており、予測困難な時代を生きていくこれからの子どもたちに問題を解決する力をつけてもらうのが目的ということであります。辰野高校の生徒の皆さんも参加されていましたが、2 月 11 日に開催された上伊那の一般社団法人ネイバーシップ主催のイベントがありました。上伊那の高校生がそれぞれ探求した活動を紹介し、高校生同士がお互いの学びを刺激し合い、企業や地域の大人と意見を交わすことは、実践的な学びの場を提供するだけでなく、地域全体の教育環境を豊かにするものと考えているところであります。今後、国際的な視野を持った人材を育成するための取り組みや、学生発意のアイデアに対し地域からの協力を得るなどの取り組み

を町が応援していくことにより、学校そのものの魅力が高まっていくと考えられます。持続可能でいて将来辰野高校への入学を目指す学生が増えることを主眼に連携協定の取り組みに携わっていきたいと考えているところであります。直接的な台湾への費用負担ではなく、連携により教育環境とそれから国際交流の促進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○小 澤 (9 番)

今、直接的な支援ってというか金銭的な支援でなくて連携していくっていう考えというふうに思いました。やっぱり金銭的な面でだいぶ、先般、高校生とも話したんですが、若干でも補助いただくなかで親御さんの負担が軽くなれば、行きやすいっていうような高校生の意見もあったもんですから、できれば金銭的な面という方も連携もいいんですけど、金銭的な面の応援もいただける方向に持っていただければということを希望して次の質問に移らさせていただきます。次に辰野町の教育環境のあり方について「辰野町立小・中学校あり方検討委員会」論点整理における今後の教育環境について伺います。この論点整理については令和7年12月22日から令和8年1月23日までパブリックコメントが行われました。このパブリックコメントを実施した理由について辰野町教育委員会では2028年度、令和10年度以降の辰野町立小・中学校のあり方について、辰野町教育理念と方針を受け急激に進む少子化社会にあっても、小・中学校が魅力ある学びの場となるために、少子化の進展に対応した望ましい教育環境等について検討を重ねてまいりました。この度、これからの時代にふさわしい小・中学校のあり方について、検討の結果を論点整理いたしましたので、以下により広く意見を募集します。ということでありました。そしてこの論点整理をもとに町と共に新たな小中学校の姿、教育方針、学校の具体的な場所、時期、財政面等について協議を進め地域での説明会を開催するなど、住民の皆さんの意見を聞きながら検討していくことになります。としまして、意見を募集する案件としては4つの案件が示されておりました。そのうちの次の2つの案件からちょっと考えさせていただきたいんですが、(a)としては急激な少子化を迎えていますが、減少しても子どもたちが多くの友だちの様々な考えに触れ自分の考えを深めること、認め合い協力し合うこと、切磋琢磨し資質や能力を伸ばしていくことが大切である、このことから町内小学校を何らかの形で集約したい。それと(b)として義務教育の9年間について小中学校を分けずに連続した学び・活動ができるよう

にしたい、この論点 4 つのなかで今言った 2 つの論点に対してどのように考えますか、という考えから質問させてもらいたいと思いますけれど、辰野町の教育委員会としては町内 3 つの小学校、辰野西小学校、辰野東小学校、辰野南小学校を統合したい、またその形態としては小中一貫教育、小中一貫型学校、義務教育学校の形態したいという考えを持っての論点整理をしているのかお伺いしたいと思います。

○教育長

議員言われるように昨年末から 1 箇月間、パブリックコメントを実施いたしました。今回のパブリックコメントでは「この度、論点整理ができましたので、町民の皆さんご意見を寄せてください」とこう言ってみてもね、人によっては「何を言ったらいいのかわからない」とか、どんなことを述べたらいいのかわからないのではないかとそんな思いから、論点整理の中から特に意見をいただきたい点について、いくつかを焦点化させそして意見をいただこうとしたものでございます。それが今議員言われた (a) (b) という 2 つのね、このものになるわけですが、ですがここではっきりさせておかなければいけないのは、議員言われたそのあとの質問の内容ですけれど、主語が教育委員会とこうなっておりますけれど、実はこの部分が大きな大事なところなんですけれど、この論点整理がそのまま町教育委員会では、今後この方向で進めて行きますけれど良いですかという、そういうものではないということなんです。今回のこの論点整理はあくまでも小・中学校あり方検討委員会の協議の中で、このような方向が良いのではないかと、検討委員の皆さんの意見がまとまったので、それについて町民の意見を求めると、こういうことでございます。論点の 1 番は、議員言われました「少子化の進展に伴って町内小学校、何らかの形で集約したい」2 番目「集約した義務教育 9 年間については、小・中学校分けずに連続した学び、活動ができるようにしたい」としたいと考えておりますけれど、皆さんはどう思いますかということになります。先ほども述べましたが、あくまでもこれはあり方検討委員会の提言ということになりますので、これがゴールではないということなんです。この論点整理から今度は提言という形で教育委員会の方に提出されてまいります。それ以降が今度、町教育委員会が具体的に協議を進めていくということになります。以上です。

○小 澤 (9 番)

教育委員会という主語にしてしまったのは、ちょっとまずかったのかなというふ

うに思いました。というのは前の川島の時にもそうだったんですが、一応、提言という形のなかに進めていく中で、ある程度教育委員会の意向、意向と言ったらまた失礼ですけど、検討委員会の意見が反映されているっていうのを思ったもんですから、今回も事務局としてもっている教育委員会の方で、主体的に取り組んでいるという考えで今回質問させていただいたんですが、今、教育長の言われるようにそういうことではなくて提言につなげていくものだということで、教育委員会としてはまだそこまで踏み込んでいないのかなっていうふうに、今のところは思わせていただきます。また今後質問させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。それで先ほど言いましたように今回の辰野町の辰野町立小・中学校あり方検討委員会の論点整理のパブリックコメントによりますと、辰野町教育委員会では2028年度、令和10年度以降の辰野町立小・中学校のあり方について、辰野町の教育理念答申を受け急激に進む少子化社会にあっても、小中学校が魅力ある学びの場となるために、少子化の進展に対応した望ましい教育環境等について検討を重ねてまいりました。とありますけれど、辰野町の小中学校をめぐる現状にも明記されていますように、2029年度、令和11年の入学予定者数は68人であり、単純に計算しますと町内全体で2学級に収まってしまうことになるとその点でもありました。また出生者数にしても令和5年が86人、令和6年が71人、昨年、令和7年が65人と減少しており、町内全体で2学級に収まってしまう状況です。これらの状況を見たときパブリックコメントの集約を待つのではなく、次期学習指導要領の改定内容に間に合うよう、統合、小中一貫教育の形態等について検討を始めるべきではないかと思いますが、町長、教育長の考えをお伺いします。

○教育長

はい。私自身、改めて辰野町の少子化がいかに深刻であるかってことを実感しております。「地域から子どもがいなくなっていく」「隣近所に子どもがいない」これがますます進行しているんですね、現在。しかし町内の児童が減っていても、それでも児童の教育環境の水準っていうのはやはり維持をしていきたいんですね。そんなふうに思っております。多くの友だちと関わって、共に考え共に学び合い、時には個の学びも保障しつつ、そしてまた時にはみんなで力を合わせてダイナミックな学びや活動を行うと、五感を使った自然体験を伴う学びを行うなど、楽しい学校づくりをしていきたいというのは、町教育委員会がずっと以前から一貫して持ち続

けている願いでございます。一方で今、現在ある 3 つの小学校を何らかの形で集約するということは、仮に 3 校ある学校を 2 校とか、あるいは 1 校に集約をしていくってことになれば、当然今ある 3 校のうちのいくつかはなくなるということなんですね。場合によっては 3 校がなくなるってことも考えられるわけです。これは地域にとっても辰野町にとっても一大事でございます。これは教育の問題だけではございません。新たな地域づくりをどうするかとか、地域のコミュニティどうするか、活性化をどうするのかというこういう問題も関わってまいります。まさに今、町が抱えている様々な課題がストレートにここと関わってまいります。ですのでこれから先は教育委員会が協議しますよと先ほど話をしましたけれど、町の教育委員会だけで進めていくことは到底できません。これは町のあらゆる課とも連携をしながら、そして今度は地域住民の、子どもたちの、保護者の声をこれ聞きながら、協議をしていかないとこれは進められないということになります。新たな学校づくりっていうのは新たな視点でのまちづくりが始まるって、そんなふうに私は考えております。以上です。

○町 長

はい。私の立場からでもですね一言お話させていただきます。まずはこれから提出されます提言書を精読させていただきます。そのうえで教育長も答弁しましたとおり、教育委員会だけではなく町も一体となって協議を進めてまいります。急激な少子化の問題を抱えてのことでもありますので、早急に検討を始めてまいります。

○小 澤 (9 番)

今、教育委員会だけの問題でなくて町全体の問題であるという捉え方のなかで、提言書等が出された段階で早急に検討いただけるということですので、早急っていうのはいつになるかわからないですけど、やっぱりほかの市町村見ててもだいぶ統合っていう形態をとっているように見えておりますし、そうでないとやっぱりこれからますます子どもの数が少なくなっていくという現状の中で、果たして本当に 3 つの小学校が必要かっていうことにもなってくる。それがそれになってから検討していけばまた川島小学校の例ではないですけど、数年かかるっていうようなことも今までもありましたんで、早急にそれらをふまえて検討を始めていただくことを希望させていただきたいと思います。次に 3 番目の質問になりますけれど、人口の社会減に対する対応についてお聞きしたいということで挙げてあります。これ今、午

前中の議員また先ほどの林議員の話にもありましたように、複数の議員が挙げておりますので重複する点がありますが、そのまま質問させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。去る 1 月 31 日付けの新聞に県内人口 3 年連続、減少幅最大という記事が目にとまりました。そしてその要因としては出生数が死亡数を下回る自然減の拡大が主因で、転出入者の差を示す社会増減は 4 年連続のプラスで、深刻な人手不足を背景に外国人労働者の転入が全体を押し上げたとしていました。一方、辰野町を見ますと町長答弁にも先ほどありましたけれど、1 年間の人口増減が 324 人の減となっております、上伊那郡内の町村ではダントツのトップであり、社会増減も 1 番となっております。324 人の減の内訳は自然増減が死亡で 275 人、出生数が 65 人で 210 人の減、社会増減については転出が 623 人、転入が 513 人で 114 人の減、合わせて 324 人となっております。高齢化や出生数の減により自然減はやむを得ないところはあると思いますが、社会増減については他の市町村では年度によって増加しているなか、辰野町はここ数年減少の一途をたどっています。この社会増減をプラスにしていかなければ人口減を食い止めることができないわけですが、町はどのような原因で減となっているのかの把握をしてきたのか、またそれに対してどのような対応策を講じてきたのかお伺ひしたいと思います。

○まちづくり政策課長

社会減への対応につきましては、まず辰野町から転出してしまふ方々の動向について以下のように考察を行っております。まず、10 歳未満のお子さんを含む世帯については、小学校入学前に転出するケースが多いことがわかります。また、10 代では 18 歳・19 歳の転出が 9 割以上を占めており、これが特に進学や就職のタイミングであることがうかがえます。転出は主に 3 月・4 月に集中しておりますが、小中高校に在学している年齢層での転出はほとんど見られません。さらに世代別で男女比に大きな差はありませんが、20 代の転出者においては女性が多い傾向にあります。転出先としては箕輪町が最も多く、特に 10 歳未満の転出者が集中しております。これらの考察をふまえ社会減への対応については、画一的・一律的な施策を講じるのではなく、対象層の実態を的確に把握し、施策の実施時期や費用対効果、持続可能性を考慮した中長期的な視点で展開することが重要であると考えております。一例をあげますと進学を機に町を離れた学生に対し、学生エール便を送付するなど、故郷との接点を維持する取り組みを行うことで、学業終了時に故郷での就職が選択肢の

一つとなる環境を整えてまいります。さらに、将来的な U ターンにつながる意識の醸成を図るとともに、仮に U ターンが叶わない場合であっても、ふるさと納税等を通じて町を応援していただける関係人口の拡大につなげるなど、将来を見据えた継続的な施策を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○小 澤 (9 番)

今、だいたい概略で転出の理由等がわかりました。ただ先ほども答弁の中にありましたけれど、的確に把握していくことがやっぱり今後の政策の中で必要だと思います。それでそれについて住民の声を直接聴く機会を設ける考えはないかということについて質問させていただきます。2025 年 2 月に実施した町民アンケートにおける暮らしの満足度、居住継続意向の中で暮らしに満足している割合が、40 歳から 64 歳が最も低くなっており、居住継続意向については前回調査と比較すると 18 歳から 64 歳は居住継続意向を持つ割合が低くなり、町への愛着や誇りについても愛着を感じている割合は前回調査と比較すると、すべての世帯で愛着を感じる割合が低くなっている。町に住んでいることを誇りに思える割合についても 18 歳から 39 歳は、まったく誇れない割合が他年代と比べても高くなっているとの分析結果が報告されています。また転出を検討したことがある割合は年代が下がるほど高くなる傾向があり、前回調査と比較すると 65 歳から 74 歳で検討したことがある割合が高く、検討した理由については全年代的には交通の便が悪い、買い物が不便等が挙げられています。しかし転出を検討した問い割合が高い 18 歳から 64 歳の住民の声や町への愛着や誇りを感じていない、住んでいることの誇りを持てないという 18 歳から 74 歳までの年代の住民の生の声をもう少し詳しく直接聞き、政策に反映させる必要があるのではないかというように思います。以前は、先ほども林議員のなかにもありましたけれど、各区に出向いての町政懇談会等が設けられて、町も住民の声を聞く機会があったわけですが、コロナ以降ですか、最近は実施されていないようですし、また職員が直接担当地域に入って、その住民の声を町政に反映させる制度もあったというふうに思いますけれど、それらは機能しているのでしょうかということで、住民の声を直接聞く機会を早急に設ける考えはないかお伺いしたいと思います。

○総務課長

それではお答えをさせていただきます。まず議員おっしゃられましたアンケート

結果につきましては、第 6 次総合計画の後期基本計画を策定に向けた中での取り組みということで、住民の皆さんから採ったアンケートの結果かなというふうに思っているところでございます。こうしたアンケート結果をですね基につきましてさらにその結果を深掘して、皆さんの意見をリサーチするだとかまたターゲットを絞ってよりリサーチするですね、例えば年齢だとかいうものを狭めてリサーチをする、もしくはまたある仮説をですね設定するなかで、住民の皆さんからご意見をいただくといった町側ですねこの意見聴取の目的というものを十分に整理するなかで、ご意見をいただくについては必要になってくるのかなというふうに思っております。またそうしたことをですね実施するについて、各原課の方でやはりそこをですね意見を掘り下げて実施する必要があるというふうに考えております。住民と行政の対話というものはやはり協働のまちづくりを進めていく過程では、とても重要なことであるというふうに思っております。先ほど申し上げましたように一方で意見聴取、意見の交換の目的、それから趣旨、テーマ、明確にしたうえで行っていかなければ、やはり限られた時間の中での対話というものが、有意義な機会というものになり得なくて、話がばらけてしまったりだとかということにもなってまいりますので、そうした準備を進めていく必要があるというふうに考えているところであります。それから議員おっしゃられた職員ですね地区担当制の関係でございまして、これは各区によって現在、対応というものはまちまちであるところであります。各区ですねこの職員との接する関係についてさらに周知をしていきたいというふうに思っているところでございますけれども、一方で制度自体がですね十分に機能していないということばかりではないというふうに私は思っております。私自身も担当する区がございまして、その区ですね委員会の方に出席を要請されまして、区の役員さんと一緒に意見交換などを行ってまいりました。各区でお持ちの課題等をですねまた問題も改めて、その委員会の中で知る良い機会であったなというふうに思っております。委員会に出席することによってさらにですね活性化するような情報共有を、お互いしていきたいというふうに思っておりますし、課題となってくる問題については私の方から各担当課の方へもつなげていきたいというふうに思っております。こうした部分をですね使いながら、各区の方と意見交換また情報交換の場をですね、設けてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○小 澤（9 番）

今、職員の関係等お聞きしました。私の区においてはそういうあれはなかったと
いうように記憶していたもんですから質問したわけですけど、やってるところは
やってるといように理解しましたんで、ぜひ職員の皆さんの顔を見てそれで住民
の皆さんも素直に意見が出てくるっていうように思いますんで、ぜひほかの区にお
いても進めて PR をしていただければなっていうように思ってます。町政懇談会につ
きましても、中谷副町長さん就任した時にお言葉にもありましたけど、確か箕輪町
の基本計画を作る際に地元の方に入ってって、住民の皆さんを聞いたというのが非
常に役に立ったというふうにお聞きしております。ぜひ辰野町としても、もうちょ
っと住民の中に入って、議会の方でもタウンミーティングやってるわけですけど、
そういう機会を多く設けることが町の発展につながっていくのではないかっていう
ふうに思いますんで、ぜひ数多くこの住民の皆さんと接する機会を設けていただく
ことを祈念申し上げて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますが、これにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大
変ご苦労さまでした。

9. 延会の時期

3 月 9 日 午後 4 時 29 分 延会

令和 8 年第 2 回辰野町議会定例会会議録（9 日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和 8 年 3 月 10 日 午前 9 時 30 分

3. 議員総数 14 名

4. 出席議員数 14 名

1 番	樋口博美	2 番	林政美
3 番	牛丸圭也	4 番	吉澤光雄
5 番	古村幹夫	6 番	松澤千代子
7 番	栗林俊彦	8 番	高木智香
9 番	小澤睦美	10 番	本田光陽
11 番	向山光	12 番	小林テル子
13 番	津谷彰	14 番	舟橋秀仁

5. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武居保男	副町長	中谷俊禎
教育長	宮澤和徳	代表監査委員	中村文昭
総務課長	三浦秀治	まちづくり政策課長	高津稔
D X ・ 地方創生担当課長	赤羽謙一	住民税務課長	桑原高広
保健福祉課長	矢島秀教	子育て応援課長	高倉健一郎
産業振興課長	丸山貴之	商工観光担当課長	菅沼隆之
建設水道課長	熊谷健司	会計管理者	上島淑恵
学校支援課長	竹村智博	学びの支援課長	福島永
辰野病院事務長	桑原さゆり		

6. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	菅沼由紀
議会事務局庶務係長	原梢

7. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 2 番	林政美
議席 第 3 番	牛丸圭也

8. 会議の顛末

○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

皆さんおはようございます。傍聴の皆様におかれましては、早朝よりご来場いただきまして誠にありがとうございます。定足数に達しておりますので、第 2 回定例会第 9 日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、一般質問であります。9 日に引き続き、一般質問を許可してまいります。質問順位 8 番、議席 12 番、小林テル子議員。

【質問順位 8 番 議席 12 番 小林テル子 議員】

○小 林 (12 番)

おはようございます。一般質問 2 日目になります。トップバッターとして頑張って質問をしたいと思います。令和 7 年度は町政 70 周年の記念事業が実施されました。その最後の企画でしょう。30 年後の未来に向けて 30 年後に向けての手紙の募集がありました。投函させていただきました。町政 100 周年の年に、我が辰野町がどのようになっているのでしょうか。子どもたち、孫たちのために住みやすい、そんな元気な辰野町であってほしいとの思いを込めて、本日も一般質問をいたします。通告に従い質問をいたします。1 番です。町長公約である「道の駅構想」「スマートインターチェンジ構想」の実現に向けた調査チームの発足、「天然温泉掘削プロジェクト」については具体的にどのように進めるのかという問いです。武居町長は 2025 年 6 月定例会開会の挨拶で、全身全霊を傾け、粉骨砕身で再び町長として町政運営に携わらせていただきたい。これまでの 2 期 8 年間は守りの町政だった。まだ成し遂げたい構想がある。3 期目を任せてもらいたいと出馬表明を致しました。そして、10 月の選挙で町民からの信任を受け、11 月から 3 期目の町長として辰野町の舵取りを行っていることを認識しております。昨日の質問でも、ほかの議員の方からも質問もありましたが、再度町長にお伺いいたします。来年度計画が審議される 3 月の今日は、予算議会ということです。(1) です。公約実現に向けて、「道の駅構想」「スマートインターチェンジ構想」の実現に向けた調査チームの立ち上げ、「天然温泉掘削プロジェクト」をどのような計画で、実現に向けて進めようとしているのか、それぞれの項目についてお答えをいただきたいと思います。お願いいたします。

○町 長

はい。皆さんおはようございます。一般質問 2 日目よろしくお願ひいたします。

小林議員のご質問にお答えさせていただきます。公約で掲げました道の駅やスマートインターチェンジなどの大きなハード事業は、実現に向けて様々な課題が予想されることを十分に認識しております。今はこれらの事業が、町の将来や持続可能性において付加価値としての魅力になり得るかどうかを探る段階、昨日も申し上げましたが可能性を探る段階であると考えております。建設ありきで議論を進めるのではなく、事業の意味を語り合えることが大切であるとも考えております。令和 8 年度の予算編成においては、町の価値を追求し、未来へ繋ぐ良さをテーマに掲げ、すべての事業について付加価値という観点から、見直しや再構築を行うこととしております。また令和 8 年度から策定を予定しております立地適正化計画や企業、関係機関との連携なども含めて、町の強みや可能性を改めて整理して、公約に掲げた取り組みについても、その実現可能性や効果を多角的に検討してまいります。現在、課長会ではそれぞれの立場から、事業の価値についての意見交換を行いまして、どのように進めていくべきかについて議論を深めています。まずはコンセプトや方針を固め、内部の職員体制を整えることが現在の最優先と考えております。その後、プロジェクトを進めるためには、外部有識者や住民の皆様の意見を伺いながら進めていくべきと考えております。これらのステップをふまえながら、段階的に体制を整え進めていく方針であります。

○小 林（12 番）

皆さんの合意形成を図りながら、町長が進めようとしている姿勢というのは、今の答弁の中から理解をすることができました。ですが、この 3 期目ということでありまして、1 期目、2 期目とは違いまして 3 期目の町政ということで、そこに対する 3 期目の町長公約に対する町民の期待ですね、それは極めて大きいものであるということをおもわれますが、そのことへの町長の率直な考えということをお聞かせください。

○町 長

はい。私が掲げた公約は、いずれも町の将来の可能性を広げて、地域の活力に繋げていきたいという思いからお示したものであります。これまで企業訪問を行う中で伺った率直なご意見であるとか、また日頃から町の将来を真剣に考えて、活性化について熱心に語ってくださる住民の皆様の声を受け止め、その思いを形にしたものであります。その意味で住民の皆様から寄せられている期待の大きさは、私自身も強く感じているところであり、大変重く受けとめております。一方でこれらの

取り組みは、いずれも大きな投資や長期的な視点を必要とする事業であり、直ちに実現できるものばかりではありません。拙速に進めるのではなく、町と将来にとって本当に価値のあるものかどうか、また持続可能な形で実現できるのかという観点から、丁寧に検討を重ねていくことが重要であると考えております。住民の皆様からいただいている期待をしっかりと受けとめながら、町の価値を高めて次の世代へと繋いでいけるよう、引き続き取り組んでまいります。

○小 林（12 番）

ただいまの町長の答弁をお聞きする中で、町民の意見を形にしたというふうにおっしゃっていて、ですから町民の皆さんが多かれ少なかれ、こういったものが必要だというそういった意見をまとめてきたというふうな思いで、公約にされたっていうことも今お伺いし、だけれども大きな投資が必要なんだよっていうこともわかります。ですが、それはもう公約を言われる前から、その大きな投資が必要だとかっていうことについては、もう明らかにわかっていたというか、そういったことではないかなというふうに思う部分もありますもんですから、やはりこの進め方については、しっかりと前に向けて進めていくような方向性でっていうことを、今の答弁を聞きながら私の方では思っているところです。それで、その示された 3 つの公約を 3 つ以外にも示されておりますけれども、私の中ではこの 3 つということで話をさせていただいておりますけれども、その優先順位というのは、町長の中ではどんなふうにつけているのかっていうところあたりをお伺いしたいと思います。

○町 長

はい。現時点で特定の事業について優先順位を定めているものではなく、今後の調査・検討の結果や財政状況、国・県の制度動向、立地適正化計画の検討、民間との連携可能性などを総合的に勘案しながら、町として取り組むべき施策の方向性なのかを整理していく考えであります。地域の将来にとって有効な施策となるよう、拙速に結論を出すのではなく、十分な調査と議論を重ねながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○小 林（12 番）

はい。優先順位はなく、今のところは進めていくというような答弁であったというふうに思います。それでもう 1 つお伺いいたします。そういった今、準備をしている段階だというふうに捉えましたけれども、任期は 4 年ということでもありますの

で、その 4 年の中で町長としては粉骨砕身、何とかこれを進めていきたいというふうにおっしゃっていたわけですので、どこまで実現できるかというようなことを町長はお考えになっていらっしゃるのでしょうか。そのようなことがありましたらお答えください。

○町 長

はい。ここ数年でもですね、いろんな道路改良であるとかいろいろなハード事業も竣工した事業もありますけれども、そういった事業の一つひとつをみていくとですね、やはり出発点は 10 年先、20 年先だったんですよね。当時こういう方向でやっていこうとそういったものがあると思いますが、やはり長い年月をかけて形になっていきます。今回私は任期中にやれるとは思っておりませんが、今思いを具体的な形で打ち出さないことには将来もない、未来もないとそういう考えがありますので、ご理解いただきたいなと思います。そういう中で現在、役場職員において十分な協議・検討を行い、事業の必要性や効果、実現に向けた課題などを整理するとともに、検討を進めるための庁内体制を整えていくことが重要であると考えております。4 年間でどこまで実現できるのかという点につきましては、現時点で具体的な到達点を申し上げることは難しい状況ではあります。まずは調査・検討を着実に進め地域にとって最も望ましい方向性を見極めながら、可能性のあるものについては具体化に向けた道筋をつけていくことが重要であると考えております。

○小 林（12 番）

現在のところはそこまではお考えがないということでしたけれども、やはりこだわるわけではありませんけれども、町長の公約として挙げたね、粉骨砕身頑張っってこれを何とかしていききたいっていう、その言葉は本当に私の心にも響きました。何とかこれを前に進めてくれるのではないかと期待を持って、今 3 期目の武居町政に期待を込めているところです。その中で今のお話を伺いますと、確かに課内での職員の方の合意形成、そしてプロジェクトを立ち上げて、そして立地適正化でという言葉はわかります。でも、それだけのものを今イメージされているのであれば、やはりじゃあこれから立地適正化計画をどのように、いつからそれを始めるのか、そういったことは 8 年になると立地適正化計画というのは、水道課ですか建設水道課を中心にやっていくとか、そういう構想が持たれているのだとは思いますが、その辺りについてのやっぱり細かい説明っていうのも、もうされていくら

いの段階にきていって欲しいなっていうふうに思うところであります。そういった計画プロジェクトを立ち上げる、プロジェクトは来年の、来年度のもうすぐです4月です。4月になったら、何月に立ち上げて、どういった構成でやっていくのかっていうようなことについても、もうこの3月の時点ですので、できているような状況であってほしいなということを答弁を伺いながら思いました。その点についてはいかがなんでしょうか。お答えいただけますでしょうか。

○町 長

はい。小林議員のおっしゃることも最もだと思います。立地適正化計画というものに対してですね進めていくわけですが、その計画自体は今後の補助金を導入するにあたっての大事な計画でもありますので、それはそれとして進めてまいります。それと同時進行でいろんな事業をですね、やれるものかどうかを研究も進めていきたいという考えではおります。そういう中でですね、今、お話にあったご質問の中で、現時点でお答えできることといえばですね、本当に役場の中でも4月から人事また体制が新たな人間で動いていく部署もでてきます。そういった若い職員もとにかく入って一緒に考えていこうという私の考えでありますので、そういったまず4月スタートの役場庁舎内のこの人事のことも含めてですね、これが今後の根底になっていくと思いますので、そこから部署を超えた横断チーム、そんなものを一応理想としておりますので、どうかもうしばらくちょっとお待ちいただきたいなと思っております。

○小 林（12 番）

はい。ご回答いただきましてありがとうございます。まだ3月っていうこともありますけれども、もうこれは先ほども申し上げましたけども、来年度に向けての予算議会ということでもあります。そこではやっぱり来年度の細かいある程度の方針っていうのは決まってきていて、そのことについてお答えがいただけるものではないかなというふうに、私の方では認識しておりますというかおりました。ですので、第6次総合計画ができて、その中では「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けた いまち」というのがテーマです。それに向けて、これは非常に大きなテーマになるものではないかというふうに思っておりますので、やはり大事な部分とこれから粛々と進めていかなくてもいけない部分とか、そういったものの区分けですね、で必要だというものに対しては、やっぱりそれなりの注力を注いで全力で向かってい

く、そういった姿勢をぜひ町民にも私たちにも見えるような形で示していったほしいというのが、今日の私の思いです。ですので、ぜひまた次の議会のときにも、町長にお伺いするかもしれませんが、そのときにはもうロードマップがこのようにできてきて、こんなふうに進める。確かにできるかどうか、これから検討していくというふうにおっしゃってますけれども、町長の胸の中にはやはりつくりたい、つくろうという思いがあって、こういった公約を掲げたわけでしょうですから、そのことを実現できるような形でやっぱり進め方というのが、大切なのではないかと思います。私が申し上げるまでもなく、町長の胸の中にはそういったものがあるというふうに信じておりますけれども、やっぱりそれを形で私たちに示してくださらないと見えません。ぜひ、そういったものを形で早く示していただけるように、今日は私からの要望とさせていただきます。以上です。それでは次の2番の方に移ります。令和8年から試行実施されている「こども計画」の項目です。「こどもの権利」の取り扱いについてお尋ねをいたします。令和7年度こども計画策定のためのアンケートが実施され、そのアンケートで示された子どもの権利についての認知状況結果は、残念ながら辰野の小学校5年生の子どもたちの権利については、その内容を知っているかの問いには、50%の子どもが聞いたことはあるが内容は知らない。また、聞いたことがないと答えた子どもも39.5%でした。このような結果を見て、今後はこのどのようにこれを扱っていくのかという問いです。子どもの権利については、こども計画策定前から辰野町にこどもの権利条例が必要ではないかと、令和5年、6年の福祉教育常任委員会から提言を出しております。そのときの回答が、こども計画を策定するので、その中に入れていきたい。計画の中で対応していくという返答だったと思います。答弁をお願いいたします。

○子育て応援課長

お答えいたします。アンケートで示された「こどもの権利」の認知状況にあつては、議員がご認識しているとおりの、小学校5年生で言えば約9割のお子さんが権利の内容を十分に認識できていないという実態が明らかとなりました。町といたしましても、子どもたちが自らの権利について知る機会が不足している現状を、真摯に受け止めるべき課題であると認識しております。今回の結果は、単なる統計データにとどまらず、現在策定しているこども計画において、こどもの権利に関する周知・啓発が形式的なものではなく、実質的に必要不可欠な施策であることを裏付ける極

めて重要な根拠ともなり得ます。先般、福祉教育常任委員会からこどもの権利条例に関し、ご提言をいただいておりますが、町といたしましてはこども施策を総合的に推進するこども計画の中に、その理念や方針を含め具現化していく旨を回答し、策定を進めてまいりました。また、第 2 回目子ども・子育て会議では、こども家庭庁設立準備室・こども家庭庁アドバイザーの方に出席いただき、子どもの権利や国の動向等について委員同士でも認識を深めてきているところであります。子どもの権利の浸透を図るために、子どもだけに限らず大人も含めて権利の内容を正しく理解できるよう、学校や家庭、地域と連携した取り組みを進めていきたいと考えております。現在、こども計画（案）につきましては、広く町民の皆様からのご意見を伺うパブリックコメントを実施している期間中でございます。今回のアンケートで明らかになった、認知度の課題とパブリックコメントによるご意見を十分にふまえ、こどもの権利が尊重される実効性のある計画となるよう、慎重に検討してまいります。以上です。

○小 林（12 番）

私の見解とこども課の見解が、一致しているっていうところについては安堵いたしました。そのことについてこれからどうやって進めていくかということになるわけですが、具体的なその計画ですね、そこについて教えていただけたらというふうに思います。お願いいたします。

○子育て応援課長

「こどもの権利」の中核の一つに子どもが自らの意見を表明し、それが尊重される権利があり、こども基本法においても、子どもに関する施策の立案・実施にあたっては、子どもの意見を聞き、反映させることが求められております。町といたしましても、子どもたちが自分の意見を言っている、大人はそれを聞いてくれると実感できる機会をつくるのが権利の周知にとどまらず、権利自体を身をもって体験する場になるものと考えております。昨年末と年明けに試行的に実施しました「こども意見ひろば」は、まさに「こどもの権利」を実践する機会として捉えているところで、併せて権利の浸透を図っていききたいと考えています。また、前段の質問にありましたアンケート調査も、このような機会の一つではないかと思っております。「みんなの声を聞く、聞かせてもらう大切な調査だから答えてください」という趣旨で、担任の先生が説明しご協力いただきました。回答にあたり、子どもから困ったよう

な反応は特になかったと聞いており、スムーズに回答を得た一方で、これが子どもの声を聞く機会だということを、子どもがどれくらい実感していたか、実感としては薄いものと推測されますので、アンケートがスムーズに行えたことを良しとするのではなく、子どもたちの感覚に浸透させる仕掛けも必要になるのではないかと考えます。今年度に試行的に実施した 2 校にあっては、空き時間の中で取り組めたものであり、子どもたちの感想には「時間がもう少しあったら良かった」「参加人数も増やしてほしい」といった感想もあり、これまでの内容に加えて工夫を凝らす必要があります。学校関係機関等と具体的な連携方法を検討し、計画的に進め子どもの権利が子どもたち一人ひとりに確実に届き、日常の中で実感できるものとなるよう、実効性のある取り組みを進めていきたいと考えております。以上です。

○小 林（12 番）

子どもの意見を聞くとか、そういったことを実践されてきているようです。それで私自身は子ども自身が子どもの自身の権利を知ること、そしてほかの友だちも同様に生きる権利があるとか、主張する権利があるとか、障がいのある人も皆同様の権利がある。さらには、大人の人には子どもたちの権利を守っていく必要がある、困ったときには誰かが助けてと言える権利がある。子どもはみんな守られている存在である、そうした辰野町である。そういったことを伝えるのがこの「子どもの権利」というものであるというふうに考えているわけです。ですから、自分の権利があるだけではなくて、町全体で子どもを守っていく、そういった雰囲気づくりですねそれをしていくのが、このこどもの権利を浸透していくことであるというふうに考えます。子ども課でもその認識は一致していると思いますけども、ですから子どもの意見を聞くとか、そういう会のところに子どもの権利っていうものは、具体的にこういうことがあるんだよということをもっと伝えていってほしいんです。こども計画の冊子も読ませていただきました。パブコメも出させていただきましたけれども、そういったところにもう少し扱いを厚くしていただいて、そしてその部分が子どもに分かって、そして大人の人も子どもを守っていくという権利、義務があるんだっていうことをもっと伝えていってほしいということで、今回取り上げさせていただきました。ぜひ意見を聞く会もなさるといふふうに言っておりますので、そういった場面にこの「こどもの権利」っていうものを伝えていく場をつくってほしいと思います。これはちょっと小さくてわからないからあれですけども、松本市

でまとめてこういったものを権利条例を制定しておりますので出しております。そこには、わかりやすいこういったこどもの権利って 4 つの権利があって、みんなも子どもだけではなくて、住民も行政もみんなで子どもたちを守っていくんだよということが、わかりやすく示されたものが出されておりますので、こういったものを参考にしながら、ぜひ子どもたちに、そして住民の方たちにも周知して行ってほしいなというふうに思っております。それで 3 番です。今、長野県の教育委員会で進めるウェルビーイング「TOCO-TON」教育との関係性についての見解はということを書いたんですけども、とても何を唐突なことを言っているのだっていうふうに思われるかもしれませんが、私の中ではこのこどもの権利っていうものを伝えていく、そうしたことがこのことに繋がっているというふうに思っているものですから、こういう形の質問にさせていただきました。いかがでしょうか。そこについての見解を教えてください。お願いいたします。

○教育長は

議員の質問にお答えをしたいと思います。最近ウェルビーイングという言葉をよく耳にするようになりました。これ世界保健機構（WHO）ですけど、これがウェルいわゆる良いということと、ビーイング状態、この 2 つを組み合わせた言葉なんです。個人や社会の良い状態と紹介しておりますけれど、実はウェルビーイングにこれ直訳する日本語ってないんですね。ですので、様々なトライをしております。嬉しいとか楽しいとか、面白いとか好きとか没頭する、心穏やかなこと、ごちゃまぜの表現なんです。長野県教育委員会でもこの令和 5 年度から第 4 次教育振興基本計画の中で、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すとして使い始めておるわけでございます。一方、今議員言われる TOCO-TON、今トコトンって言われたんですけど、これ県教委はトコトンと言うと怒るんですよ、TOCO-TON なんですけどねこの TOKO-TON はこのウェルビーイング実現のための一つの手段として、県の教育委員会がこの年の 10 月から使い始めた表現であり、施策の一つでもあります。すべての子どもが好きあるいは楽しい、なぜをとことん追求するために、自らの学び方を選択でき、自己実現ができる学校をつくろうという、こういうものなんです。これはウェルビーイングや TOCO-TON の根底には今議員言われるように、こどもの権利の保障というのがあるのは当然だと思います。先日、私も子育て応援課が行いましたこのアンケートの結果を拝見させていただきました。まだまだこどもの権利に対

する意識がね、子ども自身低いなあというのは私も同感でございますけど、これから様々な学校での取り組みの中で、児童生徒の声が反映されていくということが実感できれば、意識は高まっていくのではないかなというふうに思っております。県教委は今回 TOKO-TON の実践例としていくつか挙げてるわけですけど、その多くはもう既に辰野町では実際にとり行われているものでございます。ちょっとその一端を紹介をさせて、こどもの権利と結びつけたいなというふうに思うんですけど、町の教育委員会は令和 6 年度から、特に学校の仕組みですね、例えば学校の決まりだとか、学校行事、運動会とか音楽会とかあるいは修学旅行とか臨海とかいっぱい行事あるんですけど、これらの行事についても、学校の決まりについても前例踏襲ではなくて児童生徒の声を聞いて、それを取り入れて内容を検討しましょうという姿勢を打ち出しました。校長先生方には常に学校、学年行事には子どもの意見を聞いて計画を立てましょうと、そして合理的な説明がつかない校則とか決まりについては、これほとんど昭和の時代の校則とか決まりなんですけどね、これはもう思い切って変えましょうと、現在の状況に合うものにしていきましょう。そしてこれが、子どもたちの権利なんで皆さんの権利なんですよというところを伝えていければというふうに思っております。ここの部分はまだ教育委員会としても弱いなというふうに思います。ですが、児童生徒が学校に対して様々な意見を出すこと、これが皆さんの権利なんだということ、そして思ってることは自由に出してもいいんだよ等の指導を、これから加えながらもさらに学校の改善に努めてまいりたいというふうに思っております。授業においてもね、授業を受ける権利はこれ当然子どもたちにありますので、これについては子どもたちにとって明日も学びたくなるようなそんな授業を提供しましょうと。町教育委員会の目標であります「明日も行きたくなる学校」これはもう既にね、令和 3 年度から掲げていることですので議員もご承知かと思っておりますけれど、この実現っていうのはまさにこのこどもの権利の保障に繋がるのではないかなこんなふうに思っております。これからもこどもの権利の保障という観点から、子どもたちの意見を取り入れながら、新たな学校づくり、この令和の時代に合った学校づくりを進めていきたいというふうに思っておりますけど、同時に子どもたちには権利を主張すれば、一方では必ず義務も生ずるんだよっていうことも、これを指導していかなければいけないんだろうなとそんなふうに思っております。ですから、権利と義務この部分が両方あるということ、先生方と児童生

徒がともに理解し合いながら、そしてともに意見を出し合って、新しい学校づくりを進めていくことが、これからの学校に求められていることではないかなとそんなふうに思っております。学校の主役はやっぱりあくまでも児童生徒だろうな、そんなふうに思っております。この県の教育委員会はこの今回の TOCO-TON を通して子どもたちの自己肯定感を高めたいというようなことも申しておりますけれど、やはりそれは私も同感でございます。子どもたちが学校の教育の様々な部分で意見を出してそれが実現されていく、で自分の学びたいことが、追求したいことがどんどんできるということになれば、自己肯定感の向上にも繋がってくだらうな、そんなふうにも思っております。以上です。

○小 林（12 番）

今、教育長がおっしゃられたように、その部分ではこのこどもの権利の保障ですね、権利というものが根本にあるんだっていうことを認識されてやってくださっているということですので、そこに期待をしたいと思います。それにもう一つ申し上げておきたいのは、TOCO-TON ですから私のアクセントが若干違ったようですけど、TOCO-TON について申し上げますと、実践校のところではもう子どもたちが自主的に全部運営するというようなね、そういった取り組みを運動会をやってみるとか、学園祭をやってみるとか、もう先生はそこには傍観者というか本当に見ている状況の中でも、子どもたちはそれが実践できるんだっていうようなことも、実践されている学校もあるっていうようなことも私も学ばせていただきました。ぜひ辰野の中でも、多様性のある子どもたちを育てていく、そういった視点にこのこどもの権利というものがあるんだということを先生も子どもたちも、そして町民もわかるような形で示していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。そして3番です。令和5年9月議会で老人福祉センターの移転を検討実施するというふうにその当時、町長から答弁をいただきました。その後、2年6箇月が経過してまいりましたが、令和5年の夏、老朽化が進みエアコン設置がない老人福祉センター2階で実施している運動グループの方々から「この暑さでは熱中症になってしまう」また、1階を使用している社協からも「雨漏りが7箇所もあり、修繕してもなかなか改善されない」そのような声があり、9月の議会で老人福祉センターの移転について質問をいたしました。老人福祉センターは、老朽化が進んでいるので、ぬくもりの里に移転をして進めましょう、2階を使用している団体には、当

面の間、夏の間はぬくもりの里を使用して活動을続けてもらいましょうというような答弁でした。その後、移転に向けてはまだ動きがないようですが、老人福祉センターの環境は改善されたのでしょうか、お尋ねいたします。ご答弁ください。

○保健福祉課長

老人福祉センターの環境改善についてでございますが、現在の施設は建設から相当の年数が経過しておりまして、老朽化が進んでいるうえ、各部屋に十分なエアコンなどの空調設備が整っていないというのが現状でございます。エアコンが設置されていない運動指導室、指導室 1・2 を利用されている団体の皆様の健康と安全を守るため、エアコンが必要となる 5 月頃からですね、代替施設として保健福祉センターのエアコンが設置されている部屋を各利用団体の皆様にご利用いただいている状況でございます。また雨漏りにつきましては、令和 4 年度に改修工事を実施しまして、現在は問題なく使用していただいております。そのほか軽微な修繕等は、指定管理者であります辰野町社会福祉協議会と協議しながら対応しているところでございます。今後も利用者の皆様が快適に過ごせる環境を確保するため、不具合等が生じた場合には、迅速な対応を心がけていきたいと思っております。以上です。

○小 林（12 番）

移転はまだ実施はされていないわけですが、そのときお話をした利用者への対応とかっていうことについては、ぬくもりの里の方使っていただくということで、されているというふうにお答えだったというふうに思います。また今年度の予算計画とかそういった中には、この老人福祉センターの移転計画っていうものが入ってきていないというふうに思うものですから、続いてお尋ねをいたします。そのときにはもう移転をするというような前提の中で、(2) 番にあります老人福祉センターは利用者の多い施設で、移転に向けてアンケートを 6 年の末ですか、実施しているのですが、その結果についてはお聞きしたことが実はなかったということで、そのことについて一度議会でお話をしていたもんですから、お答えをいただけたらというふうに思いますけども、そちらはいかがでしょうか。

○保健福祉課長

令和 6 年 9 月にこの老人福祉センターの移転に関する説明会というものを開催いたしました。利用団体の皆様に、老人福祉センターと保健福祉センターの施設整備や改修の状況報告、それから福祉センターへの移転した場合の利用案についてご説明

をさせていただきました、その際ですね今後の利用に関するご意見を伺うためのアンケート調査を実施いたしました。アンケート結果の主なご意見といたしましては、移転した場合の利用料の無料化ですとか、現在と同様の仕様ができる形での改修、それから利用者用のロッカーの設置、それからですね収納場所の確保などなどそういったご意見をいただいたところでございます。以上です。

○小 林（12 番）

そのようなところまで進んだわけですが、そこで止まっているという私の認識ではあります。それをふまえてですが、3 番の移転はいつ実施できるのかそして現在どの段階まで進んでいるのか、令和 8 年度の夏の利用者の対応はどうされていくのかという点についてお答えください。

○保健福祉課長

先ほどの説明会、それからアンケート、いただきましたご意見をふまえまして、今までですね令和 7 年まず 1 月に建築士に現地を確認していただきまして、建築構造の設計基準も考慮して保健福祉センター内部の部屋の区画割合も作成いたしました。その後、令和 7 年 3 月に概略設計を実施して、保健福祉センターの改築費用や老人福祉センターの取り壊し費用などの概算事業費を算出したところでございます。この概算設計によりまして、想定される移転費用は約 3 億円と多額の費用がかかることがわかりました。財政負担を可能な限り軽減するため、この移転改修に活用できる国、それから県の補助制度についてあらゆる可能性を模索し、精査を重ねてまいりましたが、本事業の規模や内容に合致する有利な補助事業はない状況でございまして、財政確保が整っていないということから、具体的な実施時期をお示しできていないというところでございます。これをふまえまして、改めて協議をした結果ですね単独の補助事業を今後も探しながらも、現段階ではまちづくりの大きな枠組みの中で解決を図る方針へと転換いたしました。具体的には、次年度から本格的に計画策定いたします、立地適正化計画に基づく都市機能誘導施策の一つとして、本移転事業を位置づけて進めていくということにいたしました。移転の実施時期につきましては、令和 8 年度からこの 3 年間で立地適正化計画の策定をいたしまして、その後、移転先の実施設計を行った後に工事着手、それから移転完了ということになっていきます。このことからですね、移転整備には今しばらく時間を要するということになりますので、その間の暑さ対策としましては、より現実的かつ早期に環境

を改善するための方策といたしまして、老人福祉センターで主に利用されているカーペット敷きの部屋と同様の環境を整えるためにですね、保健福祉センター内でエアコンが設置されている部屋のフローリングの床に、カーペットを敷設する計画をいたしていきまして、その場所をご利用していただきたいと考えております。予算の確保ができ次第速やかに整備を行いまして、エアコンの完備された保健福祉センターの一室で、利用者の皆様が快適にそして安心して活動できる環境を整えてまいりたいと考えておりますが、具体的な設置時期など実際に具体的になりましたら、改めて利用団体の皆様にお知らせしていきたいと思っております。また保健福祉センターの方がですね、使いやすいついていうふうに感じられる場合は、夏場に限らず年間を通して、保健福祉センターをご利用いただけるようにもしていきたいと思っております。当面はこういった対応を継続しまして、利用者の皆様が安全に利用できるよう環境の確保に努めてまいりたいと思います。以上です。

○小 林（12 番）

移転はなかなかすぐにはいかないという、いろんな助成金をチャレンジしてみたけれども、その部分も難しかったこととかいろいろ説明をしていただいて、一定の理解は得られました。ですがその中では、今おっしゃられた町長の前の 1 番のところでも出てまいりました、立地適正化計画という言葉が非常に今回、私も前回のときにもそのことについて質問させていただいているんですけど、出てくるわけですね。ですから、そこについて前回の質問のところで申し上げましたが、立地適正化計画に対する人員配置ですね、そのところはしっかりとやっていただかないと、このスマートインターチェンジ構想なり道の駅構想なり何なり、そういったものも立地との関係がある。そして、今の老人福祉センターの方も、最終的にはそこでというような答弁だったというふうに思いますので、非常に重要なポジションになってきていると思うんです。それで前回のときに、そのポジションに対してもっと人の配置を厚くしていただきたい、コンサル頼みにならないような計画にしたいってほしいということを申し上げているんですけど、それに対するご回答はいかがでしょうか。

○総務課長

立地適正化計画は都市計画のマスタープランと合わせまして、建設水道課で取り組みを行っているところでございます。現在 1 名の職員が都市計画係を兼務する中

で事務を進めており、事務量を考慮する中で、来年度に向けては兼務を解き、それぞれ配置する方向で対応をしてまいりたいと考えております。以上であります。

○小 林（12 番）

ご回答いただきましたけど再度申し上げます。私としては、この部分について町長ぜひ人の配置を厚くしていただいて、この計画がこれから辰野の将来を決めるくらいな大きなものになっていくのではないかというふうに、大事な計画だと思っておりますので、そのところは厚くしていただくということを要望いたします。以上です。4 番です。すいません。松くい虫被害について 4 月から松枯れ被害指定市町村の指定を受けることが決まっております。昨年度の松枯れ状況とそして令和 8 年度の対策と木材の移動についてということで質問させていただきます。すいません時間がなくなって一緒にお願いをしたいと思いますけども、松枯れ被害指定市町村の指定を受けると、被害拡大を避けるために指定を受けた地域から、木材の移動に制限がかかるということだと思いますけど 4 月からです。具体的な説明と周知が必要と思われるので、どのようにしていくのか教えてください。それからもう一点です。令和 7 年度の松枯れの本数と被害指定市町村になって、令和 8 年度の対策転換はあるのでしょうかということです。これだけご答弁いただくのは難しいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。すいません。

○産業振興課長

それではお答えいたします。議員おっしゃるとおり辰野町におきましては、松枯れ被害市町村として認定をされ位置づけられました。これに伴いまして、アカマツ施業指針ですか、でよってアカマツの取り扱いについて一定の制限を設けられることとなります。これまで町内で伐採したアカマツ材につきましては、他市町村へ年間を通し移動制限がございませんでした。今後は制限がかかってまいります。まず未被害地域へのアカマツ材の持ち込みにつきましては、通年制限がされます。未被害地域の通過につきましても、10 月から翌年の 5 月までの間の通過につきましては、駐停車をしないですとか速やかに通過することっていうことがあります。また、通過するアカマツ材につきましても、樹液の漏出が確認できている未被害木のみとなりまして、未被害木と確認ができなかったアカマツ材につきましては、翌年のカミキリの脱出時期、これは 6 月初旬となりますけれども、までに破砕等の処理が確実に行われる場合のみとなります。なお厚さ 15 ミリ以下に破砕したものにつきまし

ては、全域通年通過が可能でございます。で被害地域へのアカマツ材の移動でございますが、こちらも 10 月から翌年の 5 月までの移動が可能となっております。いずれにしても細かい指針でございますので、この指針の周知につきましては、町内の森林整備事業者、山林団体へ送付するとともに、町の広報ですとかホームページで掲載をしてまいりたいと思います。続きまして令和 7 年度松枯れの本数でございますが、8 年の 1 月 30 日現在の処理本数でいきますと 229 本、松枯れの処理を行っています。なお現在も処理を行っておりますので、今年度最終実績はさらに増加する見込みでございます。参考までに過去の実績でいきますと、令和 6 年度 119 本、5 年度が 82 本となっております、増加傾向がうかがえる状況でございます。次に令和 8 年度以降の対策転換についてであります、大きな変更点を申しますと被害市町村と位置づけられたことによりまして、今まで使うことができなかった国の補助金を活用しながら、被害拡大防止事業を実施していく点でございます。これまでも被害拡大防止のための伐採処理等は実施してまいりましたが、今後はいわゆる松くい虫被害対策実施計画に基づきまして、地域ごとでの施業内容の整理と優先順位の明確化を図り、国の補助金を活用しながら、より計画的に効果的に事業を実施していく方針であります。以上です。

○小 林（12 番）

ありがとうございました。また本当に周知をしていくところが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。時間をオーバーしてしまいまして申し訳ございません。私の質問はこれで終わりにいたします。ありがとうございます。

○議 長

進行いたします。質問順位 9 番、議席 13 番、津谷彰議員。

【質問順位 9 番 議席 13 番 津谷 彰 議員】

○津 谷（13 番）

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。まずはじめに、高齢者のリスクリング支援の推進について伺ってまいります。統計によりますと、2030 年には日本全体で 644 万人の労働力が不足されていると言われます。特に地方において人手不足は深刻でありまして、調査によりますと正社員が不足していると回答した企業は 5 割を超えて、情報サービス業、また建設業では 7 割以上に達しております。一方で、内閣府の令和 7 年度版高齢者社会白書などによりますと、60 歳以上の約 7 割が

就労意欲を持っております。高齢者を単なる軽作業の枠にとどめておくことは、町にとっても致命的な機会を損傷すると私は思います。約4人に1人が高齢者である辰野町におきましても、大切な人材としての意識改革、そして何よりも第2、第3のステージとして、輝くことへの支援は重要かと思います。リスクリングによって社会的参加を促すことは、健康寿命の延伸また介護予防にも通じています。これをふまえて質問に入ります。現在行われておりますシニア向けのIT講習、スマホですが、多くは操作やSNSの閲覧というような消費型の学びに終始をしております。これから求められるのは、これをさらにレベルアップをしたデジタルを武器にした価値を創造し、報酬を得ていくいわゆる生産型・実践型の学びへのシフトだと思います。辰野町においても、例えば公民館、また社会福祉協議会、ふれあいサロン、シルバー人材センターなどを連携させる、また公民連携、民間の力を活用して講師に招くなど、町全体で高齢者のリスクリングを支えることの検討、また実践的スキルを習得するための実践型デジタルリスクリング拠点を整備するお考えはないか伺います。

○町 長

はい。高齢者等のリスクリングいわゆる「学び直し」支援の推進についてでございますが、人生100年時代を迎え、高齢者の方々が長年培ってこられた豊富な経験や知識に加え、新たなスキルを習得していただくことはご本人の生きがいくくりや、健康寿命の延伸のみならず、地域の貴重な担い手としてご活躍いただく上でも、大変重要であると考えております。町では、複雑化・複合化する地域課題に対応するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった分野ごとの縦割りの支援体制を見直し、属性を問わない包括的な支援体制を構築するものとして、重層的支援体制整備事業の推進に向け、社会福祉協議会など関係機関や地域住民が連携して地域課題の解決に向けたネットワークづくりを進めてまいります。詳しくは担当課長よりご説明いたします。

○保健福祉課長

この重層的支援体制整備事業の柱の一つであります、参加支援それから地域づくり支援の枠組みを活用しまして、単に知識を得るだけの消費型の学びから得た知識を、地域活動や就労、副業といった具体的なアクションに繋げる生産型・実践型の学びへと転換を図っていくことは、高齢者の皆様の生きがいくくりと、地域の人手

不足解消の両面において大変重要なことと考えております。社会との繋がりを求める高齢者の方に対しまして、就労やボランティア活動に必要なスキルの習得支援や、個々の適性に合った活動先とのマッチングを行うことで、就労体験やボランティア活動への参加機会の創出をし、来年度から導入する介護予防ボランティアポイント制度を活用し、介護予防教室や地域活動への参加を促すことで、学び直しへの第一歩を後押しし、継続的な参加に繋げてまいります。特に急速なデジタル化が進む社会に対応するため、デジタル分野におけるリスクリングとして、デジタル技術の活用、また人手不足の顕著な介護・福祉分野での補助的な業務など、地域が必要とする分野での学び直しを支援し、シルバー人材センターや社会福祉協議会、民間企業などとも連携しながら、地域活動や就労に必要な知識、技能を習得する機会を、これ重層的支援体制整備事業の参加支援、地域づくり支援として捉え、実質的な学び直しと社会参加の支援に繋げてまいりたいと考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

リスクニリングというのは学び直しなんですけども、学んで終わりにするのではなくて、地元企業のニーズと結びついて、価値を生み出すことも考えられます。ある調査によりますと、再就職を希望するシニアの 7 割が自分のスキルが最新の現場で通用するかという不安を抱いております。この心理的な障壁を打開するために、町が主体となりまして、デジタルスキル認定書を発行して、シニアのスキルを見える化することも支援の一つであるかと考えられます。この取り組みを後押しする国の制度といたしまして、総務省が地域活性化企業人（シニア型）この制度があります。50 歳以上の外部人材を自治体に招聘する際に、1 人当たり年間最大 560 万円の特別交付措置が講じられます。こうした財源などを利用して、現在、厚生労働省の教育訓練給付制度を活用して、マインドチェンジ研修を含めた「セカンドキャリア研修制度」を創設をして、資格取得支援また企業とのマッチングをさらに強化していく考えを伺います。

○商工観光担当課長

年を重ねても社会に貢献しようと思う高齢者が増えることは、企業にとっても喜ばしいことであり、リスクリング、学び直しは大いに歓迎するところであります。ただ、高齢者がある技術を身につけて、セカンドキャリアとして働きたいという場合、多くの企業にとって即戦力が求められます。将来性がある若い人と違って、そ

の企業で育てるという意識がどうしても薄くなってしまおうと思われるからです。辰野町は製造業が多く、製造業の中でも例えば切削加工、メッキ加工、プレス加工、レンズ研磨など専門分野の技術が求められます。製造業以外でも、例えば車の修理にしてもデザインの業界にしても相応の技術が必要です。そうした技術を身につけるために、研修を受けるわけですがけれども、講師には技術を持った人に就いてもらう必要があります。ところが、町内の企業に講師の協力を依頼しても、辰野町は中小企業が多く人的に余裕がないため、かなり難しいお願いになってしまうと思われます。ご提案いただいた総務省や厚生労働省の制度でも、年間に何名の高齢者がその制度を利用されるのか、ちょっと迷ってしまうところであります。以上のことから、高齢者向けに辰野町独自のセカンドキャリアの研修制度を設けることはちょっと難しいかなと考えてしまいます。一方で、町外にはなりますけれども、ハローワークの職業訓練や南信工科短大での委託訓練などで、学べる機会が数多く用意されています。意欲ある高齢者の皆さんには、そちらで新たに技術を身につけてもらえたら嬉しいと思います。議員がおっしゃるように、現在、辰野町の企業は人手不足、人材不足が課題となっています。意欲ある高齢者の皆さんにはぜひとも新たに身につけた技術でご活躍いただき、人手不足、人材不足などの課題解決に繋がることは嬉しいことです。なお、就職については産業振興課内に無料職業相談所を設けています。仕事を探している高齢者の方の相談も受け付けておりますので、今後とも、高齢者の就労には支援してまいります。以上です。

○津 谷（13 番）

辰野町の中には製造業が多いということでもありますけれども、逆に言えば職人がかなり多い町でもあります。ぜひ、この高齢者の方が直接製造するんじゃなくて、次の世代の方々に自分の技術を伝承していく、これも一つの何て言いますか支援になるのかなと思います。ですので職人の人たちにも光を当てるということも、さらに研究をしていっていただきたいと思います。次の質問に入ります。町民のウェルビーイング向上に向けたeスポーツの導入と活用について伺います。このeスポーツ導入の関しては、令和3年12月の一般質問にて、高齢者の社会的孤立支援のアプローチとして1つとして取り上げてまいりましたので、eスポーツは何なのかということは、そちらの議事録をまず読んでいただくということで、今回はそこから先、さらに進んだ質問をしてまいります。eスポーツを単なるゲーム娯楽と捉える時代は既に

終わりました。国内の e スポーツ市場規模は 2025 年に約 200 億円を達すると予測をされております。またシニア層の参加比率も急増しております。さらに、e スポーツは、医療・福祉の最前線でデジタルセラピーとして、驚くべき効果を上げております。WHO では健康とは、身体的、精神的、社会的に満たされた状態と定義をしております。e スポーツはまさにこれを実現をするツールであります。実証実験では、高齢者の e スポーツ利用前後で記憶や注意力を測る検査において、手先や指先の運動課題で改善傾向が確認をされております。さらに情報処理速度の明確な向上が実証されております。参加者のとても楽しかったとの回答が 88.2%に達しております。転倒リスクを測る歩行テストのタイムが平均 6.1 秒から 5.8 秒に改善するなど、身体的また認知機能双方への医学的な効果も確認をされております。一例で言いますと、太鼓の達人など、体験型のゲームを取り入れた健康ゲーム講座を実施し、高齢者のフレイル予防に大きな成果を上げている事例もあります。辰野町におきましても、この e スポーツを脳への刺激、手指の運動、また他者との交流を同時に促す手法と位置づけて、将来的な介護給付費の抑制も見据えて、通いの場などの既存の介護予防事業と連携させながら、導入をする検討はありませんか。

○保健福祉課長

e スポーツにつきましては、シニア世代がスポーツや文化で交流する「ねんりんピック」でも 2024 年大会から実施されているほか、介護予防活動として実施する自治体も増えてきている状況でございます。以前、議員より一般質問をいただいてから、町としましても現在の高齢者ニーズに合った介護予防活動になるのではないかと感じて検討してまいりまして、令和 7 年 3 月に開催いたしました健康長寿応援広場の出張オレンジカフェで e スポーツとしてボーリングを 30 名ほどの方に体験していただき、多くの方に興味を持っていただく機会となっております。高齢者にとって新たな活動をすることは身体機能、認知機能の維持向上だけでなく、生きがいに繋がることから、介護予防に適しているのではないかと考えております。一方でゲームをする体勢による肩こり、視力の低下や眼精疲労など身体的影響が出てしまうこと、それからゲームへの過度な依存といった懸念も指摘されております。また、実施するためには、安定した通信環境の整備、専用機器の導入、機器の設定やゲームの方法の説明などの金銭的、人材的な課題もございます。町としましても、これらの課題を一つひとつ整理し、先進自治体の事例や辰野町としての介護予防の効果等の検

証に努め、まずは現在実施している既存事業において、スポット的に実施していきたいと考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。昨年、まず一度やっていただいたということですが、さらにですね、年に 1 度、2 度と回数を増やしながら、また今後のどのようなことがやっていけるか検討していただきたいと思います。この公共施設を拠点にしまして、若者の居場所と高齢者の役割を融合させた e スポーツモデル事業の実施を私、提案をするものであります。デジタルネイティブな若者が先生となりまして、高齢者が生徒となって教えを請う。この役割の逆転が若者に自己肯定感を与えて、同時に高齢者は長年培ってきた人生の知恵を若者に継承することができます。一例、申し上げますと東京のこれ江戸川区でありますけども、青少年健全育成施設教育プラザがありますが、ここを拠点といたしまして、中高生がイベントを企画をして、高齢者や障がいのある方が、この利用者が交流をするインクルーシブな e スポーツ事業を展開しております。また世代交流の成功モデルとして全国的にも評価をされております。厚生労働省の調査でも、e スポーツ関連イベントに参加をした高齢者の 62.3%が、若い世代との交流が増えたと回答しております。この教え合う、認め合うフェアな価値交換による多世代交流と、高齢者、また若者双方の居場所を創出する環境整備について町の所見を伺います。

○保健福祉課長

e スポーツは年齢や性別、障がいの有無といった属性に関わらず、誰もが同じフィールドで競い合い楽しむことができるツールでありまして、インクルーシブな地域共生社会の実現に向けた有効な手段の一つであると認識しております。議員ご提案の若者が先生になり、高齢者が生徒となって教える仕組みにつきましては、デジタルネイティブである若者が自身の得意分野を活かして、高齢者に教えることで若者自身が地域社会での役割を実感し、自己肯定感の向上に繋がるとともに、高齢者にとりましても、新たな楽しみの発見や若者との交流を通じた社会参加により、孤独や孤立対策にも繋がり、若者にボランティアやサポーターとして関わっていただくことで、より自然な形での多世代交流が生まれるものと考えております。昨年 3 月の健康長寿応援広場での出張オレンジカフェでは、高校生と小学生のボランティアに参加していただき、高校生にはカフェでお茶を入れていただき、小学生に参加さ

れた高齢者にゲームのやり方を教えていただきました。こうした交流は若者が一方的に教えるのではなく、高齢者からは人生の先輩としての経験や知恵を伝えるなど、互いに教え合い、認め合うというフェアな価値交換を生み出す可能性を秘めておりまして、世代を超えた住民同士が対等な立場で交流し、互いの価値を認め合う関係性を構築することは、町が目指す「誰もが安心して暮らせるまちづくり」において重要なことでございます。まずは居場所づくりや多世代交流の観点と若者の参加を促すことを考えまして、多世代交流施設で毎月開催されているオレンジカフェといった既存の通いの場を活用して、夏休み中の学生と体験会のような形でモデル的な実施が可能かどうか、辰野町社会福祉協議会や関係団体と連携する中で検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。ぜひ夏休み等を利用して、辰野町がモデル地区となるような今後の展開を期待しております。最初のリスキリング、そして今の e スポーツ、これ高齢者への支援を中心に話しました。ぜひですね、辰野町は高齢化、また高齢者にマイナスイメージを持つことなく、貴重な人材と捉えて高齢者の高を、高いという字じゃなくて幸せという幸齢者として、また若者と幸齢者が双方に支え合う福祉、福祉というのは国や県の制度だけではない、福祉っていうのは制度だけではありません。ですので、辰野町はどこの市町村よりも地域福祉がトップレベルだと言えるまちづくりであるべきと申し添えて次の質問に入ります。次にサイバー攻撃への情報セキュリティ体制と住民サービス防護について入ります。警察庁の令和 6 年におけるサイバー情勢によりますと、国内自治体を狙ったランサムウェア被害は激増しております。バックアップデータまで破壊する凶悪な手口が横行しております。2024 年には、兵庫県赤穂市の教育委員会のサーバーがランサムウェアに感染し、また、和歌山市などでは、委託先の事業者が経由したサプライチェーン攻撃によりまして、約 15 万人もの住民の個人データが暗号化、それを窃取されるという極めて深刻な事態が発生しております。また私たちの記憶に新しいのは昨年であります、大手飲料会社または印刷会社がランサムウェア攻撃によりまして、長い期間、経済そして私たちの生活にも大きな打撃を与えております。国もこの事態を重く見ておりまして 2024 年に成立をいたしました改正自治法によりまして、すべての自治体は、この 2026 年 4 月 1 日までにサイバーセキュリティ基本方針を策定し、公表することが義

務づけられました。辰野町において、この義務化に向けたセキュリティ基本方針の策定状況また、有事の際の組織の対応力の強化について現状を伺います。

○DX・地方創生担当課長

はい。お答えします。議員のご指摘のとおり、近年のサイバー攻撃は、自治体にとって極めて深刻な脅威となっており、行政の責務として住民の個人情報と行政サービスを守ることは最重要課題と認識しております。まず、サイバーセキュリティ基本方針の策定に関してです。先ほどおっしゃられたとおり、改正地方自治法によりすべての地方公共団体は、令和8年の4月1日までに、サイバーセキュリティを保護するための方針を策定・公表することが義務づけられました。これまで本庁においても、情報セキュリティポリシーを策定・運用してまいりましたが、法改正の趣旨や総務大臣が定める指針等に基づき、情報セキュリティポリシーを改定し、現在、年度内の公開に向けて準備を進めているところであります。辰野町版それから教育委員会版の2本立てという形になりますが、現在、策定状況におきましては、既に作成の業務自体は終了しており、最終確認と決裁を持って公表という形になりますので、年度内には問題なく公表できるものと認識しております。辰野町版におきましては、辰野町議会それから選挙管理委員会等の行政委員会も網羅した内容となったものを作成しております。以上です。

○津 谷（13 番）

はい。もうすでに辰野町においては、このセキュリティポリシーに関するガイドラインに即した改定を進めているということで一安心をするところであります。さらに質問を続けますが、システム標準化によりまして、ガバメントクラウドに移行すると、すべての行政サービスが通信回線に依存することになります。総務省が2024年10月に改定をした地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインでは、新たに自治体保有データを重要度に応じて、より厳格なアクセス制御を求めています。また、LGWAN 継続決定から直接クラウドを利用することが規定をされ、業務効率化と同時に、強固なセキュリティ対策が必須化をされております。システム標準化後のクラウド運用について、こうした高度なセキュリティ水準をどのように担保していくのか。さらに NTT 等の通信障害も想定外では済まされません。一度回線が遮断されれば、戸籍・税・福祉すべてが停止をするリスクに対し、総務省のガイドラインでも推奨されるスターリンク等の、衛星通信を活用した

通信回線の二重化、また、マルチキャリア化など有事にも住民サービスを絶対に止めないレジリエントなインフラ構築の検討についてこの状況を伺います。

○DX・地方創生担当課長

お答えします。セキュリティポリシーに関する部分に関しましては先ほどのとおりですが、通信回線の二重化、レジリエントなインフラ構築についてですが、通信回線の冗長化・二重化については、議員ご指摘のとおりシステムの標準化によりガバメントクラウドへの移行により、戸籍・税・福祉を始めとする多くの行政サービスが通信回線に依存することとなり、回線障害へのリスクの備えは重要な課題であると認識しております。ガバメントクラウドへの接続に用いるガバクラ接続回線につきましては国の整備方針において冗長化が図られており、一定の可用性が確保されているものと承知しております。一方で議員からからご指摘いただきましたスターリンク等の衛星通信回線等の活用につきましては、能登半島地震において通信回線の早期復旧に大きく貢献した事例もあり、当町においても、令和6年にスターリンクのデモ機を借り、通信インフラがない場所でのインターネットの開通訓練を実施し、有事における通信手段としての有効性は認識しているところでございます。しかしながら、スターリンク等の衛星通信サービスにつきましては、月額通信料等の費用が発生するものであり、財政的な負担も無視できない課題と捉えております。こうした状況をふまえ現在は通信回線が利用できない場合を想定した、縮退運用のあり方についても検討を進めているところでございます。具体的には、回線が遮断時においても住民サービスを可能な限り継続できるよう、業務の優先順位の整理や、オフライン状態での対応の手順やシステムの検討を行っているところでございます。マルチキャリア化や衛星通信の活用といった通信回線の多重化・冗長化については、ガバクラ接続回線の冗長性を前提としつつも、国・県の動向や他自治体の取り組み事例、費用対効果を総合的に勘案しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。住民サービスを止めないレジリエントなインフラ構築は、デジタル化を推進するうえで不可欠な基盤であるとの認識のもと、引き続き取り組みをしていく予定でございます。以上です。

○津 谷（13 番）

ぜひ町民のサービス、また暮らしを守るためにより一層の検討をしていただきたいと思います。では最後の質問でございますけども、この質問は小学校統合

を見据えた2学期制検討の可能性についてですが、1と2を一括をして町内小学校の今後の2学期制の導入について質問していきます。文部科学省の調査によりますと、全国の公立小学校の約4分の1が既に2学期制を採用しております。現在の3学期は明治以来の習慣に過ぎません。2学期制の検証報告書によりますと、教員の約50.6%が一人ひとりの児童に対してきめ細かい指導ができ、多くの評価資料を用いた評価や評定を行うことに繋がっていると回答しております。長期的なスパンで学習評価の有効性が実証されております。また2学期制への移行には始業式や終業式の削減、また通知表作成を年間3回から2回へ減らすことで、教職員が子どもと向き合う時間を生み出すという明確なメリットがあります。全国的な学期制見直しの動向をふまえ、町の動きを伺います。

○学校支援課長

文部科学省の教育課程の編成・実施状況調査によりますと、全国の小学校の2学期制導入率は、令和7年度におきまして25.2%となっておりまして、まだまだ大半の小学校は3学期制を導入している現状でございます。しかし、通知表の作成回数を見ますと、2回と回答した学校は43.7%であり、令和6年度の39.6%から増加している状況から、今後2学期制への移行は進んでいくものと思われます。議員のご質問の中にもありましたが、2学期制のメリットでございます。2学期制と3学期制それぞれメリット・デメリットがあると言われております。2学期制のメリットとしましては学校行事の効率が図れる、通知表の回数が減ることで教職員だけではなく児童にとっても時間的・精神的な余裕ができる、始業式や終業式の回数が減ることで必要な授業数を確保することができる、長いスパンで問題解決型の授業に取り組めるので、児童がじっくり考え、より先生と向き合って指導を受けることができる、そんなメリットが挙げられます。一方で、学期の途中で長期休業が入りますので、児童の生活リズムが崩れやすい、通知表の回数が減ることでテストも減り勉強への動機づけが難しくなるなどのデメリットも挙げられます。また3学期制においては、学期の間に長期休業があるためメリハリができ、生活リズムが作りやすいといったメリット、2学期の評価・課題を3学期につなげようとしても、登校日数でわずか45日程度の短い3学期の中に、スキー教室や児童会などの行事もあり、2学期の課題に取り組む時間が短くなるといったデメリットも挙げられます。2学期制のメリットは3学期制のデメリット、その逆も同様ということができ、一概に2学期制が良いとも

言い切れないことから、教職員の間でも賛否が分かれているところでございます。町内の状況につきまして、3つの小学校のうち、最も早く2学期制を導入した小学校は、コロナ禍における学校のあり方を検討する中で、2学期制も視野に入れた協議が始まり、令和2年度から移行し、すでに6年目を迎えております。その後、この小学校の取り組みを町校長会で共有する中で、2校目は令和7年度に移行し、3校目は来年度この4月から移行する予定で準備が始まっております。この8年度から2学期制に移行する小学校では、校内の先生方で編成するプロジェクトチームにおいて、2学期制への是非を検討し、導入に踏み切ったと聞いております。検討の中では、2月期末に行っていた保護者との懇談会において、子ども自身が課題を自覚し取り組むのが3学期からとなっておりましたが、先ほどもお答えしましたとおり、3学期は45日程度と取り組み期間が短く、また子どもたちは年度が替わると課題意識が薄れてしまう、そんな課題を抱えていたようです。そこで、自分の課題にじっくりと向き合えるよう保護者との懇談会を9月に変更し、後半の半年で学校と家庭が同じ目線で子どもたちの育ちを見守っていけるようにすることで、先生たちにとっては、より子どもたちへの指導とその効果、児童の成長を確認することができるようになり、子どもにとっても課題への取り組み状況や自身の成長を実感できるようになります。また、夏休みなどの長期休業の前に「子どもと話そう週間」を新たに設け、子どもの悩みを聞いたり、休みの過ごし方など相談機会をつくることなど、2学期制へのデメリットに対する対策を検討しております。まずは、この4月から試行的に開始し、2学期制に対する効果が得られるのか精査し、3年後に最終判断を行うというふうに聞いております。以上です。

○津 谷（13番）

はい。これで、町内小学校校が2学期制がスタートするということで認識をいたしました。本日質問をしました4つの項目、これは一見バラバラのようではありますが、すべては辰野町の持続可能性という1本の線で結ばれた、有機的また総合的なビジョンであります。どうすれば実現できるかを町全体で知恵を出し合って、挑戦をし続けてほしいと思います。そのプロセスが私たちの新しいウェルビーイングに繋がっていくと思います。現状の限界を突破をして未来志向へ町政の舵を取る、大きく切る、勇気ある決断と迅速な実行を強く求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

ただいまより暫時休憩とします。再開時間は 11 時 15 分といたします。

休憩開始 10 時 58 分

再開時間 11 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位 10 番、議席 1 番、樋口博美議員。

【質問順位 10 番 議席 1 番 樋口 博美 議員】

○樋 口 (1 番)

2011 年 3 月 11 日東日本大震災が起こってしまいました。明日がその 3 月 11 日でございます。続いて 12 日の日は長野県の栄村で大きな地震がございました。災害のない日本を願うところでございますけれども、地震国、日本においてはですね、どうしても避けては通れないことかなあと危惧しております。昨年の 10 月以降、辰野町においてもですね、極端な水不足、それでこれは今年になってからもそうですけれども、非常に水道の水の確保というのも危惧されているところでございます。ある意味これも自然の災害の一つではないかなというくらい、全国でも水不足が深刻になっている昨今でございます。通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。最初にですね今回初めて質問をさせていただきます、中村代表監査委員にお聞きしたいと思います。昨年、町が事業展開をする空き家バンク事業、これで残念な事案が発生してしまいました。町としても軌道にのっていた事業で、内外から注目を集めていた事業だけにとても残念で仕方ありません。失墜した信頼を取り戻すには、厳しい町民の視線の中で、一丸となって取り組んでいかなければいけません。監査委員としてのお立場でですね、ご意見を賜りたいと思います。

○中村代表監査委員

空き家バンクの件について、代表監査委員の立場で意見を述べさせていただきます。この事件について町から報告を受けたときには、町職員として自覚が著しく欠如している、誠に遺憾だと思いました。公務員の立場・職務で得た情報を利用し、住民をだまし自分の利益とする、そんなことはあってはならない、住民の信頼を失墜する行為です。今回の事案では本人の責任が一番大きいとはいえ、町はこれからどうしたらいいか考えたときに、限られた人員で多くの業務を行わなくてはなりません、特定の職員に事務が集中しないよう、業務プロセスの見直しが必要ではな

いかと考えます。不正の機会を作らない、不正の予兆、違和感のある行為があったり、不自然な書類を各所属でモニタリング及び見逃さない、そういった全庁的な体制の構築、また、職員対象の倫理研修の定期的な実施によるコンプライアンス意識の強化など、町は再発防止と信頼回復に向け取り組むと思いますので、今後の監査では、会計諸帳簿のチェックだけでなく、事務を適正に行うかの内部統制の構築・運用の状況についても、重点を置き監査を強化していくという考えです。また、別な角度で思えば罪を憎んで人を憎まずと言われますが、今後の町職員全体の適切な再出発を望みます。以上です。

○樋 口（1 番）

中村監査委員におかれましては、貴重なご意見ありがとうございました。もう一つお聞きしたい事案がございます。現在、町が行っている指定管理事業について、監査委員のお立場でご意見をいただきたい。厳しい財政の中でですね、町は数々の指定管理事業を行っています。12 月の議会で湯にいくセンターの指定管理について議案を否決したことはですね、記憶に新しいところでございます。かやぶきの館、たつのパークホテル、湯にいくセンター、しだれ栗公園、アラパなど、利益を追求する施設からですね、福祉関連の施設管理など様々な分野にあたっております。昨今近隣でもですね宿泊事業からの撤退や、県内の日帰り温泉施設の民間への無償譲渡などですね、これは私 12 月の議会でもお聞きしましたがけれども、時代に合った取り組みがですね、なされているのではないかなと思っております。宿泊事業などはですね一時代を築いたそんなときもですね、もう過ぎて事業撤退をしたり事業を縮小したりというそういうような事例が見られます。人口減少や緊縮財政の中でですねその役割もですね、変わってきているのではないのでしょうか。例えば、施設の売却、それから施設の統合、そういったものも含めてですね、検討する時代になっているのではないか。またかやぶきの館はですね、その成り立ちから考えますとですね、地元との共生をやはり重点に置いた取り組みもこれから検討が必要ではないかなと考えております。全体で 1 億円以上ですね指定管理料を払っている辰野町でございます。監査委員のお立場でこの指定管理事業についてご意見を賜りたいと思います。

○中村代表監査委員

監査委員として意見を述べさせていただきます。指定管理者制度は、公の施設の

管理について多様化する町民ニーズに対し、効果的、効率的に対応するため、民間ノウハウ、発想、アイデアを活用することにより、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を図ることを目的としています。現在、指定管理を導入しているどの施設についても、住民の福利厚生のための施設ですので、監査委員としては必要だと考えています。公の施設の管理を担わせるわけですので、その施設を使って自由に利益を追求するというのではなく、あくまでも町が示した管理基準等に基づき管理運営を行います。低コスト高サービスを確保できるのであれば、指定管理者である民間の業者が、公の施設の管理運営を通じて適正な利潤を上げることは間違いないと考えます。本年度は指定管理期間が終了を迎える 3 業者、辰野町活性化センター、湯にいくセンター、しだれ栗森林公園及びたつのパークホテルについて地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、11 月指定管理監査を実施しました。指定管理者が自ら企画運営する自主事業の収支が、施設設置の目的に沿った範囲で適正に運営されているか、町の施設を利用して不当な利益を上げていないかという視点も含め、経営状況や指定管理業者全般の適正性、公平性、効率性、また、施設の管理状況、協定書の内容の遵守等点検確認を行いました。4 業者以外の指定管理施設については、11 月の定期監査の中でそれぞれの担当課へ協定書の内容の遵守徹底、事業報告書に基づく管理状況の確認精査、また、指定管理期間が終了したその先を考えているか、その先を見据えて早い段階でその検討を行うよう進言しました。数多くの指定管理料が支出しているわけで、町民ニーズの再検討の上で費用対効果の低い、または行政サービスの低下しているような施設については、安易に指定管理を継続するのではなく、再考、再検討する中で、廃止・民間への譲渡等の機会という判断も必要かと考えます。ここで樋口議員に私から提案ですが、町の指定管理制度の中で、現在最も課題点の多い施設はかやぶきの館であると考えています。そこで論点整理をして、早急に町民の総意が得られるような将来の方向性を地元町議として考え、ご提示いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いします。

○樋 口 (1 番)

貴重なご意見ありがとうございました。かやぶきの館はですね開設当時、私ども川島の区民が様々な機会を使ってまいりました。食事をするにも宴会をするにも会議をするにも使っていた事例がございます。ただ、残念なことにこの近年ですね、そういった利用もほとんど見られない、そのような現状ではないかなと思っており

ます。理由についてはですね様々な理由があろうかと思います。一つひとつここで今、申し上げることではないですけれども、今後ですね、かやぶきの館を運営するにあたっては、川島は様々な取り組みをしております。地域住民がですね一生懸命地域を守るために、今年度から RMO がスタートしたりとかですね。将来的にはかやぶきの館を起点とした、やはりそういった活動をですね、そういった方向性を見出ししていけば、地域住民がその経営にも直接参加をしていく、そのような方向性も一理あるんじゃないかなと思っております。いろいろな貴重なご意見ありがとうございます。さらにですね、厳しい目線で町政にご意見を賜りますようお願いをしてですね、次の質問にまいりたいと思います。次に有害鳥獣対策、クマ対策ですけれどもについて伺いたいと思います。令和 7 年度、まだ年度途中でございます。有害鳥獣クマ被害の現状について、辰野町はどのような状況であるのかお聞きしたいと思います。

○産業振興課長

はい。それでは令和 7 年度の有害鳥獣における被害状況につきまして、現在取りまとめを行っているところでありますので、参考までに令和 6 年度の農作物被害の状況を申し上げます。令和 6 年度につきましては被害面積で 560 アール、被害金額で 1,986 万 9,000 円となっております。令和 5 年度と比較をいたしますと、被害面積、被害金額、いずれにおいても概ね 30%程度の減少をしております。これは罠の設置による捕獲の推進や、電気柵の設置など、これまでの対策の効果が一定程度あらわれているものと考えております。一方で、全体としては減少傾向にあるものの、果樹農家からの鳥類による被害報告が多い状況にございます。鳥類対策は個体数管理が難しく、有効な手法も限定されることから容易ではありませんが、今後は近隣市町村とも情報共有を図りながら、広域的な視点で対策を研究してまいりたいと考えております。クマの被害につきましては、令和 7 年度は7月から8月にかけて、養蜂の巣箱被害が2件、スイートコーンの食害が6件報告されております。養蜂被害は川島渡戸地区及び宮木の霊園付近で発生しており、スイートコーンの被害は宮木湯舟地区から新町、北大出地区にかけて確認されております。特にスイートコーンにつきましては、収穫期直前に被害が集中しており、糖度の高い農作物が強い誘引物となり、クマが住居周辺に接近する要因の一つになっているのではないかと考えております。今後も引き続き捕獲の強化と合わせ電気柵の適正管理や誘引物の除去など、

町猟友会また地域と連携した総合的な対策を進めてまいりたいと考えております。
以上です。

○樋 口（1 番）

被害状況はですね令和5年から6年が減少傾向にあるということですが、やはりサルによる被害、これはですねなかなか防ぎようがないんですね。電気柵を設けてもですね上からそれを飛び越えてしまうとか、そういった状況が見られます。やはり一番鳥獣被害対策でですね、一番苦勞をかけているのは猟友会の皆さんかと思えます。この猟友会の皆さんの今現在在籍されている人数それから在籍の区、支部ですか、それからその高齢化対策について町はどのように考えているのかお聞きたいと思えます。

○産業振興課長

はい。それではお答えいたします。辰野町猟友会は、現在 80 名が在籍しております。その 80 名の内訳を申し上げますと、小野支部が 9 名、川島支部が 21 名、北部支部が 7 名、辰野支部も 7 名、宮木支部が 3 名、竜東支部が 25 名、南部支部が 8 名となっております。会員の年齢構成につきましては若い方も複数名在籍はしているものの、全体としては高齢化が進んでおり、猟友会におきましても後継者不足、担い手不足が課題となっております。その要因としては若い層の狩猟への関心や参加意欲の低下に加え、組織の加入に対する心理的なハードルですとか、狩猟免許取得や狩猟に必要とされる用具整備に伴う経済的な負担、さらに仕事や生活様式の変化により、活動時間を確保しにくいなどのことが考えられます。有害鳥獣対策は、地域の安全確保と農林業の維持に不可欠であり、猟友会の役割は極めて重要であると考えております。町としましては、新規会員の確保が何より重要であることを認識しており、今後はこれまで実施している狩猟免許取得補助制度の周知を図るとともに、若年層の参加促進や負担軽減について、猟友会と相談しながら課題解決を進め、次世代へ活動を繋げてまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口（1 番）

どうしてもですねくくりわなそれから檻に入った有害鳥獣、この処分につきましてはですね、猟友会の皆さんのお力が必要不可欠になってまいります。狩猟免許とかですねそういった免許を取るにもハードルが高い、費用もしっかりかかるという今現在ですね町全体でくくりわな、檻っていうのは何箇所ぐらい仕掛けてい

しょうか。またこれは以前にも質問をしているんですけれども、猟友会の皆さんが地域、地域でもって偏りがあつたりします。どうしてもいらっしゃらない区もあります。そういったときにですね町の中で、特別な班編成をしてですね、いろんな地区に出かけてって檻を仕掛けてくれる罠をかけてくれる、そういった体制が必要だと思うんですけれども、もう一度これも以前にも聞いております。町としてそういうような班編成をするなどの対策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○産業振興課長

はい。町としまして、どの地区に何箇所くくりわなや檻が、設置しているという状況までは把握はしておりません。檻やくくりわなの設置につきましては、町猟友会の皆様にお願ひし、維持管理を含め適切にご対応いただいているところであり、町としても大変ありがたく、心より感謝申し上げますところでございます。一方で、猟友会員様の高齢化や担い手不足が進む中で、地区によっては有害鳥獣駆除に従事できる会員が限られている状況も見受けられ、体制の維持が課題となっているものと認識をしております。議員ご提案の町全体をカバーする駆除班の編成につきましては、地区の枠を超えて機動的に対応できる体制を構築するという点で、有効な方法の一つであると考えております。現在、町猟友会においては、駆除従事者が少ない支部について他支部からの応援体制により、ご対応をさせていただいております。駆除活動は、狩猟免許の所持や関係法令の遵守はもとより安全管理の徹底、地域の地理的条件の把握、さらには地元住民との信頼関係の構築などが不可欠であり、慎重かつ継続的な体制整備が必要であります。今後につきましても、町猟友会と十分に協議を重ねながら、より実効性がありかつ持続可能な体制づくりを進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、地域の安全安心を確保するため、持続可能な有害鳥獣駆除体制の構築に向けまして、猟友会と町が連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口（1 番）

猟友会の皆さんのですね、日々の苦勞そういったものには本当に敬意を表するところでございます。なかなか罠にかかった動物をですね、殺処分するというのはなかなかつらい仕事でございます。そういったところでですね、やはり行政として補助をしっかりと手厚くしなければいけないというふうに私は考えております。県の方でも予算化されているのではないかなと思いますけれども、猟銃の免許取得、それか

らくくりわなの資格取得、それから弾を打てばその費用もかかります。様々な部分で補助が必要でございます。クマ対策の補助も含めてですね、この補助の仕組みそれから県・国の補助の上にですね町単独でかさ上げをして補助をしてくという、町の考え方はございますでしょうか。お聞きしたいと思います。

○産業振興課長

お答えいたします。まず免許取得の関係でございますが、町では辰野町新規狩猟免許取得者確保補助金要綱に基づきまして、有害鳥獣による林業等被害の対応策として、有害鳥獣の捕獲に従事する狩猟者を確保・育成するため、新規狩猟免許取得者に対し補助金を交付しております。具体的には、銃猟免許の取得者に対しましては、1名あたり3万円を上限として、また、わな猟免許の取得者に対しましては、1名あたり1万円を上限として補助をしております。いずれの補助につきましても、地域の有害鳥獣対策の担い手として、継続的に活動していただくことを目的としておりますので、町内に住所を有し辰野町猟友会に加入し、町が実施する有害鳥獣駆除に従事することができる方を対象としております。今後も本制度の周知を図りながら、新たな担い手確保に繋げてまいりたいと考えております。以上です。

○樋口（1番）

様々な補助制度があるようございます。その中の一つでですね資材支援というのがございます。これは県の補助金を利用してですね、様々な資材を支援するんですけれども、どうしてもですね申請に1年、それから採択されて事業実施に翌年ということで、最低でも2年はかかってしまいます。この部分ですね、県の補助金に頼らずにですね町単独でもですね、緊急を要する場合にはある程度の町単の補助が必要かと私は考えますけれども、町の考え方をお聞かせください。

○産業振興課長

お答えいたします。町ではクマ対策に限定した資材支援は現在のところ行っておりませんが、今年度は近年、全国的に増加傾向にありますサル、シカ、イノシシ等による農作物被害や生活環境被害の緊急的な対策として、動物駆逐用煙火花火の配布を実施いたしました。町内から要望のありました14区に対しまして、1セット5本入りの花火を70セット配布をしたところでございます。また、猟友会に対しましても、予算の範囲内ではありますが、くくりわなの配布を行い、有害鳥獣捕獲体制の維持強化を支援しております。さらに有害鳥獣駆除に要した檻の管理につきまし

ては、経費の2分の1以内を補助しており、令和7年度につきましては、申請のありました8区に対し補助を予定しております。議員おっしゃいました電気柵等の支援でございますが、今後、支援のあり方につきましては、被害状況や地域の実情などをふまえながら、必要な対策については、町有害鳥獣対策協議会に諮ってまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口（1番）

ぜひですね、これ有害鳥獣はもう待ったなしで起こることですので、町民の期待に沿えるような体制の整備をお願いしたいと思います。先ほどからですね。猟友会の高齢化の問題とかいろいろ話してまいりました。ガバメントハンターの設置、これについて町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。これはですねどうしても緊急を要する場合等ございます。これは新たに人を採用するのも一つですが、職員の中でそういった資格取得も含めてですね、この整備を進めるべきではないかなと思いますけれども、町の考え方はいかがでしょうか。

○産業振興課長

ガバメントハンターとは、自治体が主体となり、職員等が有害鳥獣の捕獲業務に従事する体制を指すものと認識しており、近年、猟友会員の減少、高齢化などを背景に、一部自治体で導入事例がみられることは承知しております。ガバメントハンターの導入にあたりましては、狩猟免許を所持した専従職員の確保ですとか、その職員の経験ですとか、安全管理体制の構築などに多くの課題がございます。町といたしましては、現時点では直ちに設置するといったことは考えておりませんが、猟友会と連携を基本としつつ、他市町村の動向などを参考に、将来的な捕獲体制のあり方について研究を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口（1番）

はい。やはりその体制整備ですけれども、猟友会の皆さんとも相談しながらになりますけれども、やはり町主体ですね、積極的にその体制づくりっていうのはやはり進めていくべきだと私は思っております。ぜひそこらの辺前向きに研究ですかね、研究を進めていっていただきたいと思います。次の質問にまいります。辰野町の森づくりということでございます。川島区内で残念ながら松くい虫被害木が確認をされてしまいました。これは松くい虫の被害っていうのは、これもう虫が入ればすぐ枯れるということではなくてですね、ある程度の期間の中で段々段々色が抜け

て、枝が 1 本枯れるのではなくてそっくり頭から枯れてしまいます。たまたま私が指摘したのはもう去年の秋だったと思うんですけども、今年になって陽性が確認をされて、伐採駆除ということまで進めていただきました。アカマツに限らずですね、スギやカラマツ、カシ類にとってもですね病虫害の確認をされているかと思いますが、辰野町の被害状況について松くい虫の被害状況は先ほど小林議員の質問の中で、被害木の報告がありましたけれども、ほかの木については辰野町の状況はどのようなになっておりますでしょうか。

○産業振興課長

はい。お答えいたします。辰野町における被害木の関係でございますが、松くい虫の関係は先ほど申し上げましたとおり、令和 6 年が 119 本、令和 8 年 1 月末時点で 229 本となっております。町では松くい虫被害対策実施計画を策定しましたので、計画に定める優先順位に基づき計画的に防除対策事業を実施してまいりたいと考えております。議員おっしゃるほかの樹種に関する病虫害としましては、カシ類と同じブナ科に属するナラ類を標的とするカシノナガキクイムシによるナラ枯れについて、森林関係の会議で情報を得ているところでございます。本町におきましては、現時点でナラ枯れの被害は確認されておりませんが、マツ枯れ・ナラ枯れを含め、今後上伊那郡内の病虫害被害状況に注視し、適切な対応をしてまいります。また、冒頭ありました被害木の早期発見、早期駆除に繋げるためにインターネットでの被害状況の収集や、被害状況の発信も追加して行っておりますので、ぜひ活用いただければと思います。以上です。

○樋 口（1 番）

よく聞きます早期発見、早期駆除、本当にそれがそれしかできない訳ですけども、早期駆除に関してですねやはりもう被害市町村になっておりますので、マツの移動、これは再三私言っております。素材としての移動だけではなくて、薪としての移動も含めてですね、本当に危険です。ある人が松本市内で薪を作って出しています。薪を製造して、使う時期 11 月、12 月ですので、10 月中には全部お客さんのところへ届けると、そんなような話を聞きました。アカマツの枯れた木を伐採をして割っていると、中から白い虫が出てくるというような具体的な例も、たまたまそれは辰野町には入っておりませんでしたけれども、他市町村には入ってきている状況を聞いております。マツの移動についてですね、先ほど答弁にもございましたけれど

も、やはり町民に周知徹底をするという意味ではですね、1回やればいいっていうことではなくて継続的に町民に広報をしていただきたいと思います。森林環境譲与税による森づくりの進捗状況についてお聞きします。令和4年から始まった意向調査、それから計画・実施ということで3年計画で進んでいくというセットで説明が以前あったかと思うんですけども、そうしますと令和4年から令和7年といいますと、唐木沢から始まって唐木沢、上下辰野、平出、沢底、赤羽、樋口というところの区が、意向調査が終わっているかなと、予定ではそういうふうになっております。このあと令和8年から令和16年にかけて、北の小野まで意向調査、それからさらに森林整備という形になってくるんかと思えますけれども、その進捗状況についてお聞かせください。

○産業振興課長

はい、意向調査の状況でございますが、令和3年から実施しておりまして、これまで5地区で実施をしてまいりました。調査地域につきましては、上下辰野、唐木沢、樋口、沢底、赤羽地区になります。調査対象人数につきましては406名、面積でございますと134.8ヘクタール分でございます。調査の回収率は71.9%ございました。調査の結果、町に相談したいとの回答をいただいた箇所が地図上で確認しておりますけれども、いずれも小規模で点在しており、森林整備を進める上で必要となる一定規模のまとまりが確保できず、整備まで至っていない状況でございます。以上です。

○樋口（1番）

山林の所有はですね、本当に小面積で多くの方が関わっております。そういった中でこれを団地化して施業していくっていうのは、なかなか困難ではないかなと思っております。里山整備も含めてですね、森林環境譲与税による森づくり、これのビジョンありますよね。大きな、森ビジョンを作ってその中にいろんな森林整備の方法があるかと思うんです。そこにですね近年、松くい虫対策が加わり、それから松くい虫対策の緩衝帯施業ですかね、それが加わりそれからクマ対策のゾーニングもこれから考えていかなければいけない。それから大きな考え方でいけば、防災というこれも全部やたら切ってしまうわけにはいきません。辰野町の地形を考えるとですね、イエローゾーン、レッドゾーンもある中で、どういう形で山の整備を進めていくか、これは私そういったいろんな計画がいっぱいあってですね、それをどう

重ねてもですねなかなか町がやりたい森林整備の姿が見えてこない。これについてですねどのような町は考えをもって、今後、里山整備も含めてクマ対策も含めていろんなものを含めて、どういう絵を描いていらっしゃるのか。できれば具体的にお話をいただければと思います。

○産業振興課長

はい。お答えします。里山整備でございますが、有害鳥獣対策としましては辰野町鳥獣被害防止計画に基づきまして、やっているところでございます。侵入防止策として電気柵等の侵入防止施設の設置を支援するために、環境整備としまして議員おっしゃいましたような緩衝帯整備ですとか行っております。緩衝帯の整備につきましては、農政の事業とも連携いたしまして、国・県の補助金を活用しながら、地元要望のあった箇所を中心に実施しており、本年度は川島区の渡戸地区、下飯沼沢地区、飯沼地区また宮木の霊園付近で行っております。さらに、来年度はツキノワグマ対策としてゾーニング管理実施計画の策定を予定しております。こちらは人間の生活圏とクマの生活圏を整理し、区域ごとに管理方針を明確化するものでありまして、4つの区域に整理しております。1番が「主要生息地域」という形でクマが主に秋から春にかけて生息する奥山の森林地域、「緩衝地域」としまして、人とクマの活動が重複し、クマが人を警戒しながら行動する里山地域、3番として「防除地域」農業等人の活動が盛んな農業地域、4番として「排除地域」人が日常的に生活する市街地や集落の地域、それぞれ区域において保全・管理・防除・排除といった対応を切り分け、必要な対策を講じてまいるものでございます。このゾーニングのメリットとしては、対応基準が明確になることにより出没時の判断が迅速になる点があります。また緩衝帯整備ですとか下草刈り、放任果樹の除去などを効果的に投入することが可能となってまいります。地域住民の皆様にも、ここは生活圏として守る区域であるという共通認識を持っていただくことで、餌となるものの管理や早期通報など、地域ぐるみの対策に繋がっていくのかなあというふうに考えております。一方で地形の条件ですとか、集落配置の状況によっては明確な線引きが難しい地域もあると認識しております。そのため、出没が多い地域を中心に、地形や土地利用の実態をふまえながら、段階的に検討を進め、実効性のある計画としていきたいなと考えております。具体的な森林整備の進め方でございますが、来年度につきましては森林経営管理制度実施方針の変更ですとか、今申し上げたクマのゾーニング管理

計画の策定、また、松くい虫被害対策実施計画による松くい虫対策などございました、現時点で具体的な進め方を申し上げることはちょっとできませんが、森ビジョンに沿いまして長期的な視点に立って、森林を維持活用、次世代に引き継ぐための取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○樋 口（1 番）

森林の難しさをですね。答えがすぐでないということです。長いスパンで 30 年、50 年、80 年というスパンで考えていかなければいけない。私が大学卒業して森林組合に入ったときにですね、長野県はカラマツ対策でもって追われておりました。非常にカラマツが困っておりました。なぜあのときに先人はカラマツを植えたんだろうっていう、散々そういったことを悩んだ時期もございました。でも、結果、合板メーターが外材から国産材へシフトしたおかげで、カラマツで良かったんですよ。スギを植えていたら大変なことになっていた。だからそれわからないんですよ。30 年後、50 年後どうなるかなんてのはわからないけれども、切ってしまえば全部切ってしまえばもうそっからは針葉樹は出てきませんので、そういったことで失敗を許されない森林整備でございます。ぜひですね、次世代へつなぐ森づくり、いろんな計画があつてですね、この間皆さんと話をしたというときも、大変だよねでも大きい森ビジョンがあつて、その下にいろんな計画があつて、その計画をどう実行してってどういう里山を作っていくかと、それは皆さんにかかっているかと思いますので、ぜひ町民の期待に沿えるような環境づくりを図っていただきたいと思います。最後の質問にまいります。辰野病院の経営状況についてお聞きしたいと思います。現在の令和 7 年度の経営状況について、入院患者数、それから外来患者数そこらの辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○辰野病院事務長

辰野病院の 1 月末現在の経営状況についてお答えいたします。はじめに入院についてです。入院患者数は 1 月末現在 2 万 2,413 人、前年度の 1 月までの累計比較では 197 人減となっております。入院収益は 1 月末現在 8 億 1 万 7,000 円、前年度の 1 月までの累計を比較しますと、1,716 万 3,000 円の増となっております。病床利用率は 1 月末で 72.6%、前年度の 73.2%より 0.6%減少しております。入院患者数は減少しておりますけれども、入院収益は増となっております。こちらは昨年 7 月から病床機能再編によりまして、地域包括ケア病床を 37 床から 70 床に増床し、入院単価が上

がったことが要因と思われます。次に、外来についてです。外来患者数は1月末現在4万9,284人、前年度の1月までの累計を比較しますと、3,553人減となっております。外来収益は1月末現在で5億1,589万4,000円、前年度の1月までの累計を比較しますと、4,029万6,000円の減となっております。外来については、患者数、収益ともに前年度より減少しております。こちらは透析患者の減少が大きな要因と思われます。決算額については、今のところ約1億5,000万円の赤字を見込んでおります。以上です。

○樋口（1番）

見込みで1億5,000万円の赤字ということでございます。ただこの病院の経営はですね、本当に大変なことだと思います。町民もこの存続に向けては期待をしているかと思います。ぜひ皆さんの日々の努力をですね、努力してないってということではないんですけれども敬意を表しております。ぜひ選ばれる病院であってほしいなというふうに考えております。医師確保に向けてですけれども、診療科の見通しと医師確保の見通しと一緒に質問をさせていただきたいと思います。診療科によってはですね先生方の高齢化の問題等がございます。そこら辺を加味してですね、令和8年度の診療科の開設状況、それから医師確保についての見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○辰野病院事務長

では医師の高齢化が今、問題となっておりますけれども、医師の高齢化によりまして診療日数を減少する先生も現在いらっしゃいますけれども、患者数に応じた診療日数は確保しまして、来年度も現在の9の診療科の方は維持してまいりたいと思っております。あと来年度の医師確保についてですけれども、常勤医の修学資金貸与医師については、令和8年度も引き続き信大から2名の派遣は確定しております。また非常勤医師でありますけれども、週2日勤務の整形外科医を1名確保できましたので、4月下旬より当院の整形外科外来については、基本平日は毎日外来診療が可能となります。また非常勤外科医師の診療日が1日増えましたので、胃の内視鏡検査も毎日できる体制となっております。はい。医師確保について、大学病院との連携強化でありますけれども、大学病院の連携という点では、現在も信州大学からは多大なるご支援をいただいております。修学資金貸与医師をはじめまして、日当直医師の派遣など、多大なるご支援をいただいているところです。今後も医師確保につ

きましてはいろいろと研究をしていきたいと思っておりますので、今後も信大だけではなくてほかの基幹病院にも、医師派遣については継続してお願いをしてまいりたいと思っております。以上です。

○樋 口（1 番）

昨年ですね、私ども常任委員会の中で県外のある町に視察をいたしました。その町もですね病院を抱えておりまして、医師派遣について大学病院から派遣をしていただいているという中でですね、一般会計から病院の方へ、これは病院会計とは別の視点でですね、2,000 万円のほどの補助を出しているということで、大学病院からは医師の派遣に融通を便宜を図っていただいているという回答をいただいております。このような取り組みをですね、いろんなところで考えてやっておりますけれども、こういった点において、町長はですねこういった取り組み、他市町村の取り組みについてどのようにお考えかということをお聞きしたいのと、もう一つ、町長には信大病院に医師派遣の依頼もされてるかと思っておりますけれども、この 8 年間、何回ほど行かれているのか、そこらの辺も含めてこの大学病院との Win-Win の関係であるそこらの辺の町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

はい。先ほど事務長の方からも大学病院との連携についてもご回答させていただきましたけれども、地域医療の要である辰野病院における医師の確保は、町にとりましても最重要かつ喫緊の課題でございます。議員よりご紹介いただきました議員視察先の事例につきましては、医師確保のための積極的な取り組みの一つとして、大変参考になるご提案であると受け止めております。またご提案にありました大学への研究費補助や、大学にお金を出して医師を配置してもらう仕組みは一般的に寄附講座と呼ばれています。寄附講座の開設等による医師の派遣要請については、全国的にもいくつかの自治体や病院で実施されている手法であると承知しております。しかしながらこの手法を導入するためには、いくつかのクリアすべき課題もございます。第 1 に財政面の課題です。研究費の補助や講座の設置には、継続的に多額の予算措置が必要となります。当町の財政状況や病院経営の健全性を考慮し、費用対効果を慎重に見極める必要がございます。第 2 に大学側の受け入れ体制と医師の絶対数の問題です。現在、信州大学医学部を始めとする関係機関とは密接に連携をとっておりますけれども、県内全体で医師不足は深刻化しておりまして、大学側におい

でも派遣できる医師の人員確保に苦慮されているのは実情であります。資金提供が直ちに医師の派遣に結びつく確約が得られるかどうかも含めて、大学側の方針や意向を確認する必要があります。引き続き信州大学医学部医局への派遣要請を行うとともに、医師確保についてはあらゆる可能性を模索して、辰野病院の診療体制の維持確保に全力を尽くしてまいり所存であります。最後に信大への医師派遣等に関私の行動についてもご質問ありました。昨年 9 月の一般質問でも答弁させていただきましたが、泌尿器科開設時の泌尿器科医師の派遣や、修学資金貸与医師の派遣を信大へ出向き、お願いしてまいりました。おかげさまで信大からご協力いただき、現在までご支援いただいております。また信大に限らず、近隣病院の院長先生方とは会議等で一緒にいる機会がありますので、その際に情報共有し当院に対する協力依頼をしております。信大からは可能な限り医師の派遣をしていただいておりますので、ここ数年は信大の方へ出向いてはおりませんが、新たに医師派遣等をお願いする際には、院長とともに信大へ訪問してまいり所存でございます。以上です。

○樋 口 (1 番)

時間がオーバーしてしまいました。ぜひ町長、トップ営業これは最大の力だと思いますので、町長のトップ営業をすべての場面をお願いをして、私の一般質問を終了したいと思います。

○議 長

ただいまより、昼食のため暫時休憩とします。再開時間は 13 時 15 分ですので、時間までにお集まりください。

休憩開始 12 時 06 分

再開時間 13 時 15 分

○議 長

再開いたします。質問順位 11 番、議席 3 番、牛丸圭也議員。

【質問順位 11 番 議席 3 番 牛丸 圭也 議員】

○牛 丸 (3 番)

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問を行ってまいります。令和 7 年、辰野町は町政施行 70 周年という大きな節目を迎えました。しかし、この記念すべき年は、単に過去を祝うだけの年であってはなりません。今、私たちの目の前にあるのは、加速する人口減少、激甚化する気候変動、そして避けては通れな

いデジタル社会への移行という極めて厳しい現実です。私は、この 70 周年を辰野町が未来への生存戦略を確定を開始する年と位置づけるべきだと考えます。本日私が取り上げる 4 項目は、いかにして辰野町の命と財産、そして誇りを次世代に繋ぐかという共通の話題にのっとして質問を立てました。10 年後、20 年後の辰野町を見据えた答弁を求め以下質問に移ります。令和 6 年 12 月定例会での私の一般質問から一般公募を経て、動画制作が実現完成いたしましたことをお喜び申し上げます。町政 70 周年記念事業 PR 動画制作についてお尋ねいたします。動画制作において、最も犯してはならない過ちは、綺麗な動画を作って満足してしまうことだと思います。現在、多くの自治体が多額の予算を投じて PR 動画を作っていますが、その大半がどこかで見たような内容で、結果として誰の記憶にも残っていません。そこで、まず内容とコンセプトについて、1 番と 2 番同時にお尋ねします。この動画で一番伝えたいことは何でしょうか。そして、どのような効果を狙っての演出だったのでしょうか。お答えください。

○町 長

はい。本事業は辰野町新町発足 70 周年という大きな節目にあたり、制作に取り組んできたものであります。新町発足 70 周年に合わせてやってみたいこと、あったらいいと思うアイデアを広く住民の方から募集し、提案いただいた内容を活かして、記念事業とするところから始めたものとなります。応募の中の一つとして町の紹介動画制作事業をご提案いただきました。この事業の趣旨は、制作した動画を町のホームページや観光活動に活用することで、町外から訪れる方々にも町の魅力を知っていただくことにあります。映像表現を活用し、辰野町の自然や人、暮らしの魅力を視覚的に伝えることは確かに有益であると捉え、新町発足 70 周年記念の公募事業として取り組むことを決定したところであります。この動画はこれまでの先人たちの歩みに感謝するとともに、次の時代に向けた辰野町の姿を内外に発信し、記録として残すことを目的としております。辰野町が 70 年の時を刻む中で、町の豊かな自然環境や歴史・文化、そして何よりここで暮らす人々に焦点をあて、今の町の姿を未来へつなぐ記念動画として制作しました。動画には地域で活動する方々、移住してきた方々、子どもたちの学校生活などそれぞれの暮らしの様子が彩られています。また長期間にわたって町内各地を撮影し、上空からの映像も交えることで辰野町の四季折々の風景を感じていただける内容となっております。約 1 年間かけて動画制

作に取り組んできたところではありますが、本動画を通じて、町民の皆様とともに歩んできた辰野町の歴史を改めて共有し、その歩みに誇りと愛着を深めていただくとともに、10年後、さらには30年後の新町発足100周年を見据えた新たな一步を踏み出す契機としてまいりたいと考えております。以上です。

○牛丸(3番)

私も小さいモニターではありますが、若干拝見させていただきました。今回の動画で伝えたかったことは、検索しても出てこないような辰野町で生きる覚悟や人々の熱意、町並みを残そうとする不器用なまでの実直さ、あるいは新しくこの町で挑戦を始めた若者の息遣いなど、泥臭く、しかし力強い辰野の人間力を主役にしたというような感じの演出だったのかなというふうに感じました。ほか演出につきましては、このターゲットを町民の地域への誇り醸成に絞り込んでいったのかなというふうに強く感じました。今後、今回の素材を活用して、移住促進や観光誘客、町のプロモーションを狙った再編集を要望いたします。長野県の移動人口統計を見ても、都市部からの移住希望者は整いすぎた都市よりも、関わりしろのある町を求めているようです。単なる再生回数だけではなく、後ほど触れますがふるさと納税サイトへの流入数や人口相談所への問い合わせの件数などが、今後の視聴後の成果指標になるかもしれません。予算を執行している以上、何らかの効果を測定する必要があると考えます。それでは次の質問に移ります。完成した動画をより多くの人に見ていただいてこそ価値が生まれると思います。そこで、完成後の周知について伺います。完成した動画について、出演された方を対象にした限定的な試写会をしたということ、たつの新聞で読みました。そこで、今後の周知方法について伺います。こちらも1番と2番を同時にお尋ねします。完成後の試写会の予定と町民への公開についてどのようにお考えでしょうか。お答えください。

○まちづくり政策課長

先月の18日にご協力いただきました方にお声がけをさせていただき、完成の報告会を実施させていただきました。完成した動画につきましては、軽微な修正を行い、修正後のデータを制作事業者より納品いただく予定となっております。納品後はYouTubeに掲載し、公開していきたいと考えております。また、YouTubeに掲載した動画へのリンクを辰野町のホームページに設置することで、より多くの方にご覧いただければと考えております。また、今月22日の日曜日には、辰野町新町発足70周

年記念の最後の事業として、役場前のロータリーでタイムカプセル埋設式を実施いたします。当日は皆様にもご覧いただけるよう準備を進めているところでございます。多くの方にご覧いただける良い機会ですので、ぜひ埋設式にもご参加いただければ幸いです。以上です。

○牛 丸 (3 番)

町民の皆様も間違いなく興味のある事業であることは間違いありません。積極的な公開を検討すべきだと思います。先ほどホームページへのリンクをするというふうにおっしゃってましたけれども、YouTube は埋め込み画面も生成できるので、サイト上でそのまま拝見できるような、埋め込み画面にすることをお勧めいたします。今の公式ホームページの公開はもちろんですが、LINE や YouTube だけでなく、テレビを持たない若年層には TikTok、インスタグラムのリール動画、ネット環境のない高齢者に対しての周知の検討を、全世代に向けて多角的な周知を要望いたします。次の質問に移ります。動画素材のあと利用について伺います。これも 1 番と 2 番を同時にお尋ねします。素材を用途別に再編集して運用してはどうかという提案と、ふるさと納税ポータルサイトでの運用について伺います。

○まちづくり政策課長

今回の動画データにつきましては、ドローンによる空中映像や蛇石、シダレグリの自生地など、単体素材を繋げて構成しております。単体素材そのものも活用可能であり、すべてのデータが納品され次第、内容確認の上、幅広い場面での活用を検討してまいります。貴重な素材でございますので、編集にも工夫を凝らし、様々な状況で活用できるよう考えております。また、ふるさと納税のポータルサイトなどは、辰野町を知っていただく一つの手段になると考えております。現時点では、4 つのサイトに情報を掲載しております。今後は掲載可否も含め担当の係と調整してまいります。以上です。

○牛 丸 (3 番)

撮影された高品質な素材というものは町の知的財産です。これを 1 回切りの動画で眠らせるのは非常にもったいない。素材を先ほどおっしゃったような使い方をして、素材のアーカイブとしての運用をお勧めいたします。ふるさと納税ポータルサイトにおいて、民間大手ポータルサイト調べでは、動画がある返礼品は静止画のみの場合と比べて成約率が 3 倍から 5 倍に跳ね上がるというデータがあります。もしか

したら納税してくれた方がその動画をきっかけに、来ていただけるそんな機会というふうに考えております。今回の町民の顔が見える動画を、返礼品紹介の冒頭に置くことをぜひご検討ください。二つ目の質問をお答えいただきました。次の質問に移ります。次の質問は、令和6年9月定例会でも一般質問でお聞きした地域レジデンスソーラーシステム事業についての質問です。役場庁舎と周辺環境を見ますと、ソーラーパネルの設置やソーラーカーポートの設置が進んでいるのが散見されます。そこで事業全体の現状と稼働状態について伺います。

○総務課長

地域レジリエンスとは、地域防災力と訳すことができまして、地域が自然災害などの外的ショックに直面した際に、その影響を緩和し迅速に対応・回復し、さらに元の状態よりも良い状態へと前進する能力を指すということであります。本事業は、辰野町の地域レジリエンスを向上するとともに、地域脱炭素化を推進する目的で、株式会社 IHI プラント及び株式会社 IHI ファイナンスサポートとの共同事業として本年度実施いたしました。工事は昨年12月10日に竣工いたしまして、現在稼働中であります。太陽光パネルを庁舎 1 階屋上、また役場正面の身体障がい者駐車場、また役場東側公用車駐車場にそれぞれ設置をしております、太陽光発電容量は約 111.5 キロワットアワーとなっております。これは、庁舎・町民会館及び図書館の総電気量の2から3割程度を賄うことができる計算でございます。そのほか、蓄電池として電気自動車を導入しております、電気自動車は普段は公用車として使用しておりますが、災害時等には蓄電池として役場または町内の各種避難所へ電力を供給することができるシステムとなっております。概略は以上でございます。

○牛 丸 (3 番)

昨年末12月から稼働しているとのこと、移動式蓄電池である自動車も配備済み、冬の期間であることからいささか電力量が少ないのかなという感じもしなくはないですが、今後が楽しい事業かと思えます。次の問題も2番と3番合わせて質問させていただきます。稼働実績と公費削減の具体的な成果について、電気料の高騰は今や財政を圧迫する最大の懸念事項の一つとなっております。本事業において導入されたソーラーシステムが、この3箇月でどれだけの電力購入費を浮かせたのか、近隣の自治体では、年間数百万円単位の経費削減を実現している事例もあります。辰野町において、このシステムが単なる環境対策ではなく、財政を守る盾として機能

しうるのか実数値を求めます。そして町内への波及効果は何が見込めるでしょうか。以上お答えください。

○総務課長

まず稼働実績と公費削減の具体的成果ということでございます。本事業は、本格稼働から2箇月程度経過をしておりますが、1日当たり200から300キロワットアワー程度発電をしております。月ごとにまとめますと1月に5,640キロワットアワー、2月は5,977キロワットアワー発電しております。設計当初の試算では月平均で9,163キロワットアワーの発電が見込めるとのことで、1月、2月の実績はこれに届いておりませんが、これは議員おっしゃるように冬場であり気温も低く、また日射量も少ないことから、1日当たりの発電量が少ないことが原因と考えられております。今後、春・夏になるにつれて気温、日射量ともに増加していくため、発電効率も上がって、さらに電気使用量も削減できると考えております。なお、稼働後2箇月程度しか経過していないため、具体的な成果はお示しすることが難しいところでございますが、システム構築段階の試算では、現在工事中の役場庁舎のLED化工事とあわせて、年24万73キロワットアワー、金額にしまして427万円の年間でございますけれども電気使用料が削減できる試算となっております。それから、町内への波及効果ということでご質問いただきました。今回の事業によります町内への波及効果としましては、最も大きく見込めるのは事業名にもあるとおり、地域レジリエンスの強化であると考えております。今回の事業では、役場庁舎、町民会館、図書館を相互に電線で繋ぐ、いわゆるマイクログリッドを構築しまして、災害時には電力を太陽光で賄うことで、それぞれの施設が停電により機能停止することを阻止しまして、災害時であっても引き続き住民対応及び災害対応が可能となることを目的としております。また、蓄電池として配備した電気自動車は自走できるため、町内で停電等によりまして電力供給ができなくなった避難所があった場合には、電気自動車をその避難所へ移動することによりまして、蓄電した電気を各避難所で使用できるような運用も可能となっております。昨年8月31日に実施いたしました町の防災訓練の際には、赤羽区で電気自動車を用いまして、お湯を沸かしたり給電の訓練も実施しております。今後も防災訓練や啓発活動等を導入してまいりたいと考えております。合わせて各地区の防災力の強化にも努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○牛 丸 (3 番)

再エネの波及効果は役場のものだけであってはありません。その利益を福祉や防災、経済循環を促進する地域へ還元することで、事業の成功といえるのではないのでしょうか。避難所への運用というのは非常によろしいかと思ってまして、小野区でもぜひ避難所体験などするときは出動をお願いするかもしれませんが、その際はまたよろしく願いいたします。それでは次の質問に移ります。先ほど課長がおっしゃったようにレジリエンスとは復元力のことです。停電時の動作検証は不可欠かと思います。4 番の質問、災害時の運用への検証はしたのでしょうか。お答えください。

○総務課長

今回の事業の中で各種試験を実施しております。その中で災害時の運用を想定した試験としまして、商用電源を一時的に落とすことで、実際の停電と同様の状態を作りまして、実際に太陽光発電システムが稼働するのか電気自動車から庁舎等への給電は問題なくできるのか、既存の非常用自家発電設備と連携できるのか等の試験を実施しております。これらの試験の結果、問題なく稼働できることを確認しております。以上であります。

○牛 丸 (3 番)

電力停止状態からの運用試験がなされ、不具合を修正し、今に至っているということ伺いました。ですが、通電していることの確認でしかなかったのではないかなというふうに感じました。停電しても役場だけは電気が付いているでは、いささか不十分ではないかなというふうに感じます。災害時は多様な問題が発生いたします。考えうる多くのケースについての検討が必要かと思います。地域レジリエンスソーラーシステム事業の一步先を検討してはいかがでしょうか。例えばですが辰野町のシステムにおいて停電時に、ここのコンセントからスマホが充電できるんですとか、温かい飲み物が提供できる、Wi-Fi が維持できるといった具体的かつ町民が直接恩恵を受けられる運用マニュアルの構築ができれば、目に見える町民への波及効果かと思います。ぜひご検討をお願いいたします。次の質問に移ります。この事業の効果が見える化できないかについて伺います。今この瞬間に CO2 がどれだけ減り、電気代がこれだけ浮いていますというリアルタイムモニターを役場 1 階に設置することを強く提案いたします。これが町民一人ひとりの節電意識や再エネの関心を高める最大の教育ツールになります。お答えください。

○総務課長

本事業におけます効果の見える化につきましては、既にシステムを構築しております。役場庁舎 1 階エントランスのインフォメーションマップの上にあるモニターにてリアルタイムで表示をしております。確認できる項目としましては、現在発電中の電気量また前日及び当日の発電量、そして年間総発電量及びそれによります CO2 排出削減量が数値で確認できるようになっております。以上であります。

○牛 丸 (3 番)

見落としておりました。小さく目立たないながらも節電・発電モニターは役場庁舎エントランスホールに設置済みであることを承知いたしました。確認してみます。さらに周知を要望しエネルギーの見える化を考慮した、見ても楽しい表示への充実化を要望いたします。さらに、町のオフィシャルウェブサイトでリアルタイムの発電モニターを設置することをご提案いたします。これこそが町の環境姿勢を示す最強の PR になるのではないかと考えます。この項目は以上です。次に、何度か質問している災害時の井戸利用について質問いたします。令和 6 年 3 月定例会の一般質問の答弁であった登録制度の県内事例や、補助制度への研究状況はいかがでしょうか。

○総務課長

それではお答えさせていただきます。これまでに県内市町村の事例を情報収集する中で、佐久市・松本市・須坂市・池田町・生坂村などで災害時の協力井戸の登録制度があることを掴んでおります。また、中川村では井戸水の水質検査に対する補助制度もあるということでもあります。情報収集を集める中で、1 月に災害時等の相互応援に関する協定を結びました池田町に状況を確認しますと、災害発生に伴い水道が断水状態になった場合に備えまして、飲用水を始め洗濯、風呂、トイレ、掃除等の生活用水を確保するため、今年度から「災害時協力井戸・湧水」の登録制度を開始し募集を始めたということでもあります。現在まで登録はないそうでございます。登録する際には、位置情報の公表が要件となっているので、セキュリティ的に住民の不安があるのではということでもございました。生坂村も今年度から制度を開始いたしまして、井戸所有者から 12 件のですね、合意を得たということでもあります。辰野町でも、井戸の数が調査いたしますと、井戸調査をですね独自に行いましたところ、329 件あるということがわかってまいりました。現時点で利用できるかどうかま

では不明でございますが、これにより辰野町は井戸水という水資源がですね、比較的豊富にあるのかなということがわかってまいりました。災害時、地下水利用ガイドラインによりますと、飲用を目的とする場合は水質基準の設定は必要であるが、生活用水を対象とする際は厳密な水質基準は求めないとあります。しかしながら、水質に鉄分が多い場合は、洗濯物の着色や洗濯機・風呂釜などの腐食や故障に繋がる可能性もあることから、生活用水として必要最低限の検査を実施することは望ましいかなと考えております。今後は井戸所有者に登録の可否についてですね確認をする中で、井戸水ですね井戸の位置や、それから周辺の環境また揚水設備の状況また衛生状態の確認など詳細な状況を確認調査をですね、令和 8 年度以降、行っていきたいというふうに考えております。以上であります。

○牛 丸 (3 番)

町内の調査もしていただいている。近隣の松本市での取り組みもある。辰野町、池田町、松川村、信濃町は広域災害に備えた総合応援体制を強化するために災害時相互応援協定を締結しているとのこと。その池田町は現在登録者こそないものの井戸の登録制度を実施しているそうです、とのことですね。令和 6 年 3 月の質問当初は県内でも事例がなかったようですが、複数の自治体で現在では施策が実施または検討が進んでいる状態だと思います。現在では県内の自治体での災害井戸への意識の高まりを強く感じます。次の質問に移ります。令和 7 年 6 月定例会時の答弁であった支え合いマップへの記載の研究状況はいかがでしょう。災害時にどこに井戸があるかを知らなければ宝の持ち腐れです。先ほど 300 以上あるとおっしゃった井戸はすごい財産かと思います。答弁から半年が経過いたしました。支え合いマップへの井戸情報の掲載研究は進めていられるでしょうか。進捗状況をお伺いします。

○総務課長

先ほどご説明させていただきました池田町の事例をですね参考にいたしますと、災害時に不特定多数の方が個人の敷地内に入って井戸水を利用するということになりまして、いわゆる防犯上ですねセキュリティなどの安全面に不安があるということでもあります。災害時に利用するためには、場所の公開というものが前提となってきたというところがありますので、個人の情報が搭載されている支え合いマップへの搭載につきましては、一定の合意または研究が必要かなというふうに思っております。支え合いマップの活用について、地域によってそれぞれ様々な取扱

いになっていますので、一律ということにもいけませんので、そこは深い研究が必要というふうに考えています。また、過去の災害事例において窃盗などの犯罪もあるので、マップへの掲載は慎重な判断と進めていきたいと思っております。また実際の活用をですね公表していくことを考えますと、公的でまた防犯上安全な箇所の、いわゆる井戸というものがですね、判断できるのかというふうに研究しているところであります。選択をしまして公表していくことが望ましいというふうに考えております。以上であります。

○牛 丸（3 番）

確かに支え合いマップは個人情報が多く含まれており、積極的な掲載というのはやはり難しいというようなお答えもなくはないですが、現状は進捗しているというふうに強く感じます。所有者からの同意取得が必要であったり個人情報保護という問題が大きいようです。ですが、実際には地元区との連携が鍵となってくると考えます。地域防災という大義でどう乗り越えるか。町から区長会などを通じて協力を呼びかけるべき局面なのかもしれません。公開はしなくても、もしかしたら役場が位置の把握をし、所有者からの同意を取得して災害時に使える準備をするのも良いのかもしれません。もしかしたらそれが「たつのモデル」という施策になる可能性もないとはないと思います。引き続き研究を要望いたします。次に全町的の実施の前段階として試行のモデル地区でのが実証実験をしてはどうかという質問です。役場が一番懸念するのは利用に際して、起こりうる問題の責任所在ということになるかと思います。しかし多くの先行事例では生活用水に限定という条件付きで登録を進めています。辰野町においてもまずは特定の地区、例えば小野地区などをモデル地区に指定し、水質検査の公費負担と手押しポンプの設置補助等を引き換えに、災害時供給の協定を結ぶ実証実験を行ってはいかがでしょうか。

○総務課長

井戸数の調査をしたところ、地域ごとにばらつきもありまして個人の所有物であるので、モデル地区の設定というのは今のところ難しいのかなというふうに考えています。今後、井戸の詳細な情報が収集できたところで、井戸を所有する企業だとかまた公的機関をモデルにしてはと考えているところでございます。個人所有の井戸は個人の財産でありまして、仮に使用の際には破損した場合また補償の問題も出てまいります。あくまで善意でご協力いただける方、また不特定多数が敷地内に出入

りをするものの可能性なども承諾していただける方が、実務の対象になるのかなというふうに考えております。また水の搬出を考えますと車で乗り入れる可能性もありまして、駐車場の問題も合わせて考える必要もあります。企業や公的機関であれば自家発電を所有している可能性もありまして、広い駐車場また定期的な水質検査、豊富な水量の確保が望めるのではないかと考えています。いずれしましても詳細な調査を実施しながら、結果をまとめてまいりたいと考えております。以上であります。

○牛 丸（3 番）

かなり進展しているなという手ごたえです。実は私、令和 7 年の 6 月定例会の直前に松本市で行われてる「松本モデル」について松本市の方にお話を伺いに行きました。松本市の場合は今、登録件数が 300 以上あるそうです。登録された井戸の所有者に対し 2 年に 1 回の水質検査の費用を市が全額負担し、さらに停電時でも水が汲めるよう手押しポンプの設置費用についても最大 10 万円の補助を出しているそうです。県内でも災害井戸の運用機運が高まっております。今後もぜひ研究を進めていただいて、何らかの「辰野モデル」を樹立できればいいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは最後の質問に移ります。文化財の保存についての質問です。小野宿ほか町内文化財のデジタルアーカイブについての質問です。宮田村での登録有形文化財旧旅籠を焼く火事があったのですが、文化財の消失をどう思いますでしょうか。今年の 2 月 19 日に宮田村の登録有形文化財旧駒ヶ原住宅が火事になりました。築およそ 250 年の建物は、当時宿などとして活用されていたようです。現在住宅として使われていて一昨年 3 月に国の登録有形文化財に指定されました。火はおよそ 2 時間後に消し止められましたが、江戸時代後期の旅籠の様子を伝えていた 2 階部分が焼けてしまいました。住人は居たものの、けが人はないということが幸いでした。あの映像を見て小野宿の街並みを有する本町の誰もが、他人事ではないという思いをしたはずでございます。一度燃えてしまった文化財はどれだけのお金を積んでも本物には戻りません。しかし精密なデータがあればその魂を再建をすることは可能です。万が一に備えた情報のバックアップが必要ではないでしょうか。小野宿をはじめとする町内の貴重な歴史的建造物を火災や地震から守るため、消失リスクに対する町の意識を伺います。

○学びの支援課長

宮田宿の登録有形文化財の火災は、江戸時代の貴重な建物が半焼してしまったという大変痛ましい事案でした。宮田村教育委員会によりますと、2 階の部屋から出火し屋根裏まで消失してしまったようです。ちょっと 1 週間ほど前ですけども、今のところ出火原因は宮田村教育委員会として把握はしていないということだそうです。宮田村の教育委員会としまして、火災のリスクを減らすために今年度、消火器を建造物の所有者に配布したということであったようですけれども、火災が起きたときにはあいにくの留守宅で、その消火器を十分活用するということができなかったというふうに伺っております。この建物につきましては、登録有形文化財にする際に詳細な測量をかけているということでありまして、所有者の方の意向があれば建物自体の復元は可能であるというふうなお話を伺っております。議員のおっしゃるとおり文化財っていうものは、一度失うと二度と元に戻せない貴重な文化財遺産でもあります。このようなことが起きないように、これまで以上に所有者に対しても防火意識について啓発していかなければいけないとふうに感じております。また辰野町としましてこれまで登録有形指定の国・県・町関係の指定の建造物等につきましては、詳細な測量記録等を残しておりますので、あつてはならないですけども万が一の際にはその現状復旧という意味で、江戸時代と同じものはできませんが、同じような建物の復元は可能な状態になっております。以上です。

○牛 丸 (3 番)

現状をお聞きしました。図面は残っているということ安心いたしました。首里城やノートルダム寺院が今、どのように再建されているかご存じでしょうか。両施設を消失から救っているのは金庫に眠っていた古い図面だけではありません。世界中の人々が共有していた写真データや平時に研究目的で残された精密な 3D スキャンデータだったようです。このことをからもデジタルデータのデジタルアーカイブ化の重要性が見受けられるのではないのでしょうか。次の質問に移ります。伊那市では市街地全体を 3D データ化するデジタルツインの構築を進めています。これは防災シュミレーションや都市計画に使われるものですが、文化財保護においても極めて有効です。私が提案するフォトグラメトリはドローンや一眼レフで撮影した数百枚の発言した数百枚の写真からミリ単位の精度で 3D モデルを生成する技術です。それでは議場モニタをご覧ください。私が制作した物なんですけれども、3 種類のソフトを使ってテストしてみたんですが、今回はフォトキャッチとフォトグラメトリとメタシ

ェープというソフトを使いました。制作したファイルを Web 上のファブスケッチというクラウドサービスに収納・公開しています。スケッチファブはブラウザ上で 3D モデルを無料・有料でアップロード・ダウンロード共有・回覧・販売できる世界最大のプラットフォームです。スケッチファブではサイトに共有・表示できるデータをせいそうでき、Web サイトに直接埋め込むことでサイト訪問者に自由に操作していただけるようになります。メタシェープという有料ソフトも使ってみたんですが、無料期間であったためか詳細なデータもありますが、ポリゴン数が多くデータ量が膨大になってしまいきれいな画像ではあるのですが、収納できずこの場でお見せできないのが残念です。ありがとうございます。それではこの項目 2 つ目の質問です。フォトグラメトリによる文化財及び周辺景観の 3D デジタルアーカイブ化について伺います。フォトグラメトリは物体を 3D データとして保存する手法です。これにより万が一建物が倒壊・焼失しても高精度で復元・記録が可能です。小野宿ほか町の文化財をデジタルアーカイブとして保存することを提案しますが見解をお伺いします。

○学びの支援課長

今、議員からご紹介いただきましたフォトグラメトリにつきましては、Web 上で公開するという前提でみますと、正確さ精度の面で若干落とせば手軽に Web 上で確認をすることができる非常に魅力的なものだというふうに思っております。現在、奈良文化財研究所の全国文化財総覧というサイトでも、日本のみならず海外の遺跡についても 3D で画像が見れるような公開をしておりますし、塩尻市の秘書広報課では、塩尻市にあります重要文化財 7 件のうち 3 件についてホームページ上で 3D 画像を公開をしております。3D 画像、今、見せていただいたとおり、好きな角度で建物を見ることができ、現地を訪れることが難しい遠方の方にも建物を見てもらえるという利点があります。一方で、文化財というものですけれども、これは地域の文化を語る財でありまして、いわゆる歴史や文化を学習するための材料として、実際に見て、触れて、考える、そういうところの機会を提供することを目的としておりまして、インターネットで公開している画面上で見るというだけでは、十分な活用が図られたとは言えないというふうに考えております。また文化財保護の観点で見ますと建物を 3D 化する際、外観のみではなく今の議員の映像のとおり、建物の内部まで 3D 化して残すということが必要でありまして、しかもその学術的に耐えられる画

像という、非常に細部まで確認できるようにしなければいけないということになりますので、多額な費用と大きなデジタル容量が必要となるということが考えられます。3D 画像につきましては城郭、お城の跡ですね、城跡や遺跡など規模の大きな文化財や消滅して二度と見るができなくなった建物や遺跡を記録・保存し、それを見ることができるようにする場合や、当時の状況を復元して表示する、城跡の上に天守閣を建てるですとか、遺跡の上に建物を復元するとかそういう状況ですけども、そういう際には非常に有効な手段であるというふうに考えておりますけれども、通常の建物の規模 1 棟に対して 3D 化をするという場合には、費用に対してあまり効果がないように感じております。建造物 1 棟ごとの 3D 化ではなくてですね、先ほど紹介していただいたとおり、町並みのような「群」を見るというための手段としては有効な方法ではないかというふうに考えておりますので、今後、町並みについて普及啓発活動を行う段階になった際には、3D 化も検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○牛 丸 (3 番)

検討していただけるということで、私もこれがすべてとは考えていなくて、これを入り口にして例えば当町に訪れる方が一人でも増えればな、というきっかけになってくれればいいのではないかなっていうように考えます。私も塩尻市の 3 棟分のウェブサイト、同じスケッチファブで見させていただきました。あれで中はまだやられているのが 1 棟しかなかったんですけども、それでも十分手ごたえはあって有効なツールになるのではないかと思います。私がやったのはまだ今のところ全部フリーのものなので、是非、今後検討していただければと思います。先ほど私がお見せした制作データについては両小野地区振興会のサイトの観光案内のページで共有・公開しております。これには数十万円、数千万円の費用は実は不要です。写真無料のアプリやプロ用だと 60 万円程度の解析ソフトがあれば、あとは役場のドローンですとかデジタルカメラがあれば、内製ができるのではないかというふうにも考えています。専門業者に 1 棟 100 万円払うのではなく、役場職員をデジタルアーカイブチームとして育成し、町中の石碑や古民家または土器ですかね、出土した土器のものを 3D 化していくということが、これ DX 化の一環なのではないかというふうに感じます。最後の質問に移ります。デジタル化後の積極的活用について伺います。3D 化されたデータは観光誘致の運用や教育現場での活用、さらには防災・減災など

の活用など無限の可能性があります。これは新しい文化財保護であるだけではなく、今後の自治体が住民に提供すべき情報のスタンダードにあると思います。文化財等の 3D デジタル化後の情報の積極的活用について、どのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねします。

○学びの支援課長

3D 画像につきましては、史跡や建造物だけでなく先ほど紹介していただきましたけど、遺跡から出土した縄文土器や、土偶などにも活用されておりまして、自治体によっては Web 公開をしているところもあります。辰野町で調査をした遺跡の中にも近年はデジタル技術を活用した測量等を行っておりますので、測量成果のデータを使って 3D 化ができるような遺構、建物の跡等もありますが、費用対効果の観点から現在実施する予定はありません。教育委員会としましては、今のところ 3D 画像を作成する予定はありませんけれども、これまで蓄積してきた文化財情報について公開できるよう、デジタル化を行って外部配信用地図情報システムを構築している段階です。先ほどの学校教育にも活用できるというお話をいただきましたけれども、昨年度、我々文化財保護の方の事務活用で使用している GIS のデータを学校の方へ提供しまして、活用してもらおうということをやってもらったんですけども、やはり我々のデータの蓄積の業務用の GIS だったものですから、なかなか教育現場で使いづらいというような状況がありました。この度、今年度中にこの外部配信用地図情報システムを構築すると、インターネット上で誰もが自分のそれぞれのパソコン等で閲覧できるようになりますので、これをぜひ活用して学校現場でも教育の教材として、使っていただきたいなというふうな思いもあつてつくっているということです。これにつきましては最新のデジタル技術を使って構築しているわけではありません。過去の紙ベースのものをデジタル化して、それを情報として搭載する等を行っているのみではありますけれども、まずは普及啓発のための情報公開という意味で、この外部配信用地図情報システムを構築して活用していくということをやりたいと考えております。以上です。

○牛 丸 (3 番)

教育現場への活用は GCR、そして積極的な公開も進んでいるというご意見いただきました。ありがとうございます。プロジェクトプラトーをご存知かと思います。そのプロジェクトは 2020 年 12 月に発足した実在の都市空間をコンピュータの中に 3D

で再現し、まちづくりの DX を推進する目的で設置された国土交通省のプロジェクトです。単なる 3D 化の形だけではなく建物の名称、用途、建物年数などの属性データを付与できます。それが最大の特徴となっています。現在、全国で 60 都市の都市空間を 3D モデル化して再現していますが、2027 年までに約 500 の都市を整備、その後も整備範囲を拡大を進めて将来的には全国整備を目指しています。災害対策や人流シミュレーションなどを様々な分野における課題解決に活かすことは可能です。デジタルアーカイブ化をスタートさせないことは、リスクが大きいというふうに感じています。プラトーはオープンソースとして公開され、自動運転やドローン物流の基盤になる情報になると思います。データが整備されていない場所はシミュレーションができない地域として、ビジネスや公共サービスに敬遠される可能性があります。ぜひ今後、プラトーを積極的に検討いただいて取り組むべき問題かと思います。PR 動画で外に向けて顔売り、ソーラーと井戸で足元の守りを固め、フォトグラメトリで歴史を永遠に刻み、将来の 3D デジタル化社会に備える。本日質問させていただいた 4 つの施策は、70 周年を迎えた辰野町が次の 80 周年、さらには 100 年に向け、私たちはこの地で生き続けるという意思表示そのものかと思います。これからも町の前向きかつ具体的な対応を強く求め、私の一般質問を終わります。

○議 長

進行いたします。質問順位 12 番、議席 4 番、吉澤光雄議員。

【質問順位 12 番 議席 4 番 吉澤 光雄 議員】

○吉 澤（4 番）

はじめに本議会は、歴史的な時期に行われるといえるかもしれません。アメリカとイスラエルがイランを先制攻撃してイランも報復し、子どもや民間人を含めて多くの犠牲者が出ています。在日米軍基地のイージス艦 2 隻が攻撃に加わり日本経済への影響も出ています。どんな国にも他国を先制攻撃して政府の転覆を企てる権利はないと思います。4 年になるロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザでの蛮行、胸が痛みます。時代が戦争に向かっているのではないかという不安を感じています。日本は戦争に加担するべきではないし日本が戦場になることなど絶対にあってはならない、平和は住民福祉と地方自治、町政の大前提だと思います。そのために何が必要か、何ができるのか、町政、議会として何ができるのか、皆さんとともに考えて取り組んでいきたいと思います。それでは通告に基づいて質問に入ります。大項

目 1 番目、町営の入浴・宿泊施設の運営改善とあり方検討についてです。湯にいくセンターの指定管理者選定の審議に関わって、多くの住民から声をいただきました。管理料を年間 2,000 万円も払っているとは知らなかったとか、町民が喜んで利用するように改善してほしいとか、日帰り入浴できる施設が町に 3 つもいるのかなどです。町の入浴・宿泊施設について、運営の改善と今後のあり方の検討を求める声です。湯にいくセンター、パークホテル、かやぶきの館の 3 施設は雇用や経済波及効果、地域の活性化などで貴重な役割を果たしていると思います。そのために、町や運営事業者はいろいろと努力していると感じています。しかし、利用者が大きく減ってきていること、指定管理料だけでも 3 施設で年間 7,000 万円町の負担が大きいこと、建築後 30 年前後経過していて老朽化が進んでいること、そして公共施設との必要度が低いのではないかとと思われることなどを考えると、このままにはできないと考えます。地方自治法は、公共施設についてこう定めています。住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設と規定しているものです。つまり、町民が利用するための住民福祉増進のための施設でなければならないと規定してるわけです。町民の税金を使ってやるのですから当然の話だと思います。私は 3 つの施設について、まずもっと町民に利用されて町の財政負担が減るような改善に取り組むこと、これを第 1、そしてその上で町が持ち続けるのか民間の売却するのかあるいは用途を変えるのか、考える間一時休業するのか、中長期的な方針を考えるこの 2 つのことが必要じゃないかと思って以下質問するわけです。この 3 つの施設には違いと特徴がありまして、対策も個別に行う必要があります。一方で、サービス業的な施設であり、日帰り入浴できるという共通性や関連がありますので、以下に 3 施設まとめて質問していく形になります。過去の町政から引き継いだ大変難しい課題ですけれどもよろしくお願いします。まず 1 番目、利用者数の町の財政負担額の推移についてお聞きしたいと思います。公共施設としての実情を確認するために、この 3 施設の利用者数と町の財政負担の推移について教えてください。

○まちづくり政策課長

それではまずはじめにまちづくり政策課で担当しております、たつのパークホテルと湯にいくセンターの利用状況及び町の財政負担の推移について申し上げます。利用者数等につきましては、10 年前の平成 27 年、それから直近の令和 5 年度、令和 6 年度について申し上げたいと思います。まず、たつのパークホテルにつきましては、

日帰り入浴者数は平成 27 年度は 3 万 9,650 人、令和 5 年度は 2 万 422 人、令和 6 年度は 2 万 3,264 人となっております。レストラン・宴会の利用者数は、平成 27 年度は 2 万 4,298 人、令和 5 年度は 1 万 650 人、令和 6 年度は 1 万 222 人となっております。宿泊者数は、平成 27 年度は 1 万 3,553 人、令和 5 年度は 1 万 12 人、令和 6 年度は 1 万 3,558 人となっております。町の財政支出と収入の推移ですが、平成 27 年度は指定管理料の支払いはなく、修繕等が約 390 万円です。令和 5 年度は支出は指定管理料が 3,000 万円、修繕等が約 2,444 万円です。収入は入湯税が約 423 万円、変動負担金が 66 万円です。令和 6 年度は支出は指定管理料が 2,000 万円、修繕等が約 805 万円です。収入は入湯税が約 497 万円と変動負担金が 77 万円です。続いて、湯にくセンターにつきましては、入浴者数は平成 27 年度は 6 万 9,056 人、令和 5 年度は 7 万 778 人、令和 6 年度は 7 万 2,425 人です。町の財政支出と収入の推移ですが、平成 27 年度は支出は指定管理料が 1,475 万円、修繕等が約 140 万円です。収入は入湯税が約 1,005 万円です。令和 5 年度は、支出は指定管理料が約 2,022 万円、修繕等が約 76 万円です。収入は入湯税が約 1,037 万円です。令和 6 年度は、支出は指定管理料が約 1,972 万円、修繕等が約 947 万円です。収入は入湯税が約 1,062 万円です。かやぶきの館につきましては、産業振興課長の方からご説明申し上げます。

○産業振興課長

それではかやぶきの館の利用状況と町の財政負担の推移について申し上げます。全 2 施設と同様、平成 27 年度、令和 5 年度、令和 6 年度につきましてお答えをさせていただきます。利用者数の推移でございますが、まず日帰り入浴者数は平成 27 年度は 3 万 4,757 人、令和 5 年度は 2 万 6,718 人、令和 6 年度は 2 万 2,773 人となっております。会食等の利用者数でございますが、平成 27 年度は 6,914 人、令和 5 年度は 8,929 人、令和 6 年度は 7,960 人となっております。宿泊者数でございますが、平成 27 年度は 4,663 人、令和 5 年度は 3,401 人、令和 6 年度には 3,563 人となっております。続きまして、町の財政支出等でございますが、かやぶきの館につきましては、変動負担金、入湯税等がありませんので収入はありません。ですので財政支出のみお答えをさせていただきます。平成 27 年度は指定管理料が 1,950 万円、修繕料等が約 472 万円です。令和 5 年度は指定管理料が 1,840 万円、修繕料等が約 217 万円です。令和 6 年度は指定管理料が 2,900 万円、修繕料等が 310 万円です。以上となります。よろしくお願いいたします。

○吉 澤（４番）

最初に 10 年分のデータをいただきましたので、私なりに集計してグラフ化したりして、傾向と対策の見解を作りました。これをこれから示させていただきたいと思います。なお、これから示す町の負担額というのは、今言った町が支払う管理料、修繕費等から温泉施設の場合は、当該施設の入湯者に対して入る入湯税この収入を差し引いた額ということになります。また 2020 年から 22 年はコロナ期でありまして数値が変動している点は考慮して見ていただきたいと思います。モニターを映してください。湯にいくセンターです。年間利用者 10 年前は 6 万 9,000 人から 7 万 2,500 人と 5%ほど増えています。町の負担は年間 610 万円程度から 1,850 万円と 3 倍程度に増えている増加傾向です。修繕費が年によって違いますから。その増加傾向は、全体として見ていく必要あるんですが、利用が微増傾向だけど町の負担もじわじわと増えていると、ただこの負担額は 3 施設の中では湯にいくセンター最も低い少ない額です。今後、利用者を増やして町の負担を減らす検討が必要ではないかと考えます。次に、パークホテルです。すいません青い棒線が町の財政負担、オレンジ色の折れ線が利用者数です。利用者は大きく減って 10 年前の 6 割水準、中でも日帰り入浴が 6 割、宿泊・宴会は 4 割に減っています。町の負担は 10 年前には支出よりも入湯税収入が多くて 400 万円町に収入があったわけですけども、これがだんだん増えまして、直近では 2,230 万円の負担、10 年前に比べて年間 2,600 万円負担増になっています。今も説明ありましたが 2019 年までは指定管理料 0 円でした。黒字経営でした。しかしコロナ禍から赤字になり、コロナ後も赤字経営が続いていると、利用者が減るのに反比例して町の負担が増えている傾向です。黒字経営に戻せないのか改善と見極めが必要じゃないかと考えます。次に、かやぶきの館です。利用者数は 4 万 6,000 人から 3 万 4,000 人に、約 4 分の 3 に減っています。食事・宴会利用者は 10 年前よりも 15%ほど増やしてまして、この点は健闘していると思いますが、入浴・宿泊が非常に減ってます。そして町の負担額は年間 2,700 万円から 3,200 万円と増加傾向です。そしてこの町の負担額は入湯税収入がないこともあり、3 施設の中では最も多い負担になってます。また内容的に 2018 年までは業者が負担している赤字が 1,000 万から 2,000 万毎年あったという報告聞いてますから、大体年間 4,000 万くらいの赤字経営がずっと続いている。一貫して大きな赤字が出ている施設と言えるんじゃないかと思います。この赤字と町の負担を大きく減らしていくことができる

のか、努力と見極めが必要だと考えます。以上 3 施設を合わせまして、利用者数の特徴を見たのが次の表になります。総利用者数の 8 割が日帰り入浴、食事・宴会と宿泊がそれぞれ 12、11%程度ということです。10 年前に比べて、日帰り入浴が 2 割減っています。食事・宴会は 4 割減っています。そういう状況です。次に 3 施設合わせた管理料あるいは町の支出する修繕費等の負担額です。町が支払う管理料は、10 年前は年間 3,500 万円弱だったんですが、今 6,800 万円というほぼ倍になってます。修繕その他の支出は年によって変動が大きいんですけども 10 年前の 1.6 倍にこれもなっています。合計町の支出は 10 年前の 1.9 倍、約 2 倍近くなっているということです。そして以上合わせまして 3 施設合計で利用者数と町の負担額の推移を見たのがこのグラフになります。この 10 年間で総利用者数は 2 割減る一方で、町の負担は 2 から 3 倍に増えてきているという傾向です。利用者の減少に反比例して、町の財政負担が増えていると言えるのではないかと思います。こうした傾向と状況を踏まえて以下質問します。モニターを戻してください。2 番目の質問になります。町民の利用実態と、町民の意見の集約が必要ではないかという問題です。自治法の規定のとおり町民がどれだけ利用しているかが大事だと思います。私、ながたに行って聞きましたし、この場合以外でも聞きましたけども、小野・川島地区の方も含めて、もっぱらながたの湯に行くっていう町民は少なくないようです。なぜ近い町内でなくて遠いながたまで行くのか、町内の入浴施設をあまり使わない理由は何か、これを把握することはとても大事で、そこに改善のヒントがあるのではないかと考えるわけです。そこで、町の日帰り入浴施設 3 施設とながたの湯を比べてみました。モニターを映してください。入浴者数と管理料は令和 6 年度の実績、施設と料金は直近の状況です。日帰り入浴の利用者数は町内 3 施設合計で 12 万人弱、ながたの湯は 20 万人です。町が払っている指定管理料は、辰野町が年 7,000 万円弱、箕輪町が 0 円です。この違いがどこから来るのかと、まず料金、表の真ん中から下の方ですけども、大人料金を表示していますが、基本料金は 500 円、パーク以外の水準と同じですね。ただ回数券等の割引料金が最も安い水準になっています。次に施設とサービス内容です。日帰り温泉には 4 つの要素があると私は思います。温泉かどうかということ、サウナや露天風呂があるかどうかということ、食事ができるかどうかだと思います。この 4 要素を 4 施設比べてみました。ながたの湯には全部あります。町の日帰り入浴できる施設にはすべてにこの 1 つか 2 つないんです。施設・サービス面

でながたに匹敵できる施設が残念ながらありません。料金がなくて、施設・サービス面で劣る状況をそのままにして、町民の利用を増やすのは難しいのではないかと私は考えて、これまでも提案してきましたが、このことについて町民の声を聞く必要があるんじゃないかということです。モニター戻してください。町内の日帰り入浴施設は空いているからいいという声をよく聞くんですけども、それでは町の財政が持ちません。もちろん町の入浴施設には良さがあって私も好きです。しかし、公共施設としてもっと使ってもらって、町の財政負担を減らすためには、料金・施設・サービス面での改善が必要ではないかと思います。私自身も町民からいろんな提案や意見を聞くんですけども、考えたんですよ。このことをやっぱり町が受け止めて、率先して検討してもらいたい必要あるんじゃないかと。そこで質問になります。日帰り入浴について、町民利用の人数を把握して、また施設やサービスに対する町民の意見・要望をお聞きする調査・取り組みが必要ではないでしょうか、考えをお聞かせください。

○町 長

はい。町が所有しております入浴施設につきましては、町民の皆様の福祉向上や健康増進、交流の場としての役割を担うとともに、観光振興や地域経済の活性化にも寄与する施設として運営しているところであります。ご指摘のとおり町民の皆様がどのようなご意見やご要望をお持ちなのかを把握することは、今後の施設のあり方や維持管理、さらには将来的な方向性を検討していく上で、重要な基礎資料になるものと認識しております。日帰り入浴の利用者につきましては、現時点では町内・町外の区分を行っていないことから、正確な利用状況を把握できていない状況であります。実態としては町民の利用が多いものと考えている一方で、町外からの利用も確認しております。今後、施設の役割や持続可能な運営のあり方を検討していく中で、利用状況の実態把握や、町民・町外者に関わらず、利用者の声を丁寧にお聞きすることが不可欠であると考えております。指定管理者と連携しながら、具体的な手法を検討してまいります。

○産業振興課長

先ほどのかやぶきの館の利用状況、財政支出の関係で 1 点訂正があるのでよろしくお願ひいたします。町の財政支出でございますが、平成 27 年度修繕料等を 427 万円とお答えしましたが、正確には 742 万円でございます。訂正をお願ひいたします

大変失礼いたしました。以上です。

○吉 澤（４番）

例えば 1 箇月間だけでも入浴者の町内・町外を調べてみるというようなことをぜひ行っていただきたい、検討いただきたいと思います。3 番目に移ります。町民の入浴利用を増やす必要があるんじゃない思うわけです。私は日帰り入浴施設はホテルやレストラン、宴会場に比べて、住民福祉の要素が強く公共施設になじみやすい施設だと考えます。3 施設とも固定経費が大きいので、利用者が増えれば収支が改善することは容易に想像できます。先ほど見ましたように、利用者が減るのに反比例して、赤字補填である町の管理料が増えている状況がこれを証明しています。また 12 月議会で湯にいくセンターについて言えば、利用者は年間 3 万人増やせば黒字になるということもお示しいただいてます。利用者を増やすことは町の財政負担を減らすためには必要です。と同時にですね住民福祉向上のためにも、つまり町民が利用する住民福祉増進のためが公共施設ですから、そのためにも必要ではないかと考えるわけです。そこで質問です。日帰り入浴の町民利用を増やす必要があると私は考えますけれども、この点の認識はいかがでしょうか。

○町 長

はい。町民の皆様にとって身近に安心して利用できる入浴環境を確保することは、健康づくりや介護予防さらには交流の促進といった観点からも重要であると認識しております。各施設の直近の取り組みですが、たつのパークホテルでは、昨年 12 月 24、25 日に町民を対象にした日帰り入浴の無料サービス、年末年始には町内小中学生の日帰り入浴を無料とするサービスを実施しております。湯にいくセンターでは継続的な取り組みとして、町内送迎バスの運行、季節湯として 5 月の菖蒲の湯、11 月のりんごの湯、12 月のゆず湯の取り組みを実施しております。かやぶきの館では薬草風呂の PR 強化、イベント連動企画などを実施しております。以上のとおりそれぞれの施設で独自の取り組みをしているところですが、町民の利用を一層促進していくことは、施設設置の目的に照らしても大切であると考えております。一方で、2 つの施設は宿泊機能も備えており、観光振興や交流人口の拡大という側面も併せ持っております。町外からの利用者は施設使用料等の収入を通じて安定的な運営を支えるとともに、町内での消費を生み出し地域経済の活性化にも寄与する存在であります。入浴施設の運営にあたっては一定の維持管理経費を要することから、町民利

用の充実とあわせて、町外利用者の確保を図ることは、施設の持続可能な運営という観点からも重要であります。町外利用者の増加が結果として施設経営の安定に繋がり、それが町民サービスの維持向上へと還元されるという好循環を生み出すものと考えております。町民の福祉の向上を基本に、町民にとって利用しやすい環境づくりを進めるとともに、観光・交流施設とも連携しながら町外からの利用も取り組み、施設全体の価値と持続性を高めてまいります。以上です。

○吉 澤（４番）

何度か町民割引制度を提案してるわけですが、これは町民の利用を増やすための有効な方法だと思っております。これらを含めてまだいろいろ今取り組んでいるということもお話も聞いてますけれども、さらに住民の意見を取り入れて、町民の利用を増やす工夫と努力を求めたいと思います。次４番目、管理契約の期間、施設の改修課題と改修予定についての質問です。今後のあり方についての検討についての質問であります。辰野町公共施設管理計画があります。これは財政上の理由から、公共施設を25.7%、約４分の１減らさなければいけない、そういう方針を出しております。３施設も当然対象です。計画の中では、目標使用年数の半分で大規模改修するというパターンを示して、これによる試算で今、言った４分の１の改修が必要と出してるわけです。これでいきますと、パターンですから一般的な話ですが、木造のかやぶきの本館と宿泊施設はこれから２年後に、入浴等は１２年後に、パークホテルは７年後に、湯にいくセンターは９年後を目途に大規模改修が必要ということになります。もちろん、個別の施設の状況あるでしょうしまた水回りの故障や修繕が増えてるって話も聞いてますので、これより先にできるかもしれんし、もっと早くなるかもしれませんが、大規模改修をやるとする場合には、その２、３年前には方針を決めなきゃいけません。ですから近い将来には大規模改修をしていくのかどうかっていう判断が必要になってくるんじゃないかということです。そこで、その前に現在の指定管理の契約期間と施設の状況についてお聞きするわけです。具体的には２施設ですね。パークとかやぶきについて、指定管理期間、今後の指定管理料それから施設設備の改修の課題と改修の予定についてお答えください。

○町 長

はい。たつのパークホテルですが指定管理契約期間は令和５年度から令和９年度までの５年間であります。指定管理料については年度ごとに段階的に減額し、今年度

が1,500万円、令和8年度と令和9年度の2箇年がそれぞれ500万円となっております。5年間合計で7,500万円であります。施設は平成5年に竣工し、建築から30年以上が経過し、老朽化が顕在化しております。これまで限られた予算の中で、優先度が高いものを選択し、修繕、改修を実施してまいりました。来年度は劣化が激しい館内カーペットの張替えに取りかかる予定であります。指定管理者と打ち合わせを行う中で施設の維持に必要なものから、計画的に実施してまいりたいと思います。続いてかやぶきの館でございます。指定管理契約期間は令和7年度から令和11年度までの5年間であります。指定管理料につきましては今年度を3,600万円とし、その後段階的に減額し、最終の令和11年度は3,300万円となっております。5年間、合計1億7,250万円でございます。施設は平成10年から平成12年にかけて竣工し、建設から26から28年が経過しております。法定耐用年数を超過した設備が多く、揚水ポンプ、給排水設備、空調設備、また厨房機器、かやぶき屋根の維持管理など老朽化が顕在化しております。令和7年度は緊急性の高い修繕を優先的に実施いたしました。今後は安全確保に直結する設備、営業停止リスクの高い設備、収益改善に資する設備の順で優先順位を整理し、計画的修繕に取り組みたいと考えております。以上です。

○吉 澤（4番）

かやぶきの館は大事な町内企業が運営していただけてます。その企業にとってはかやぶきの営業の比重は大きいわけですから、私が提案している今後のあり方の中で、例えば民間に売却する、あるいは用途を変更する、あるいは一時休止するというふうの方針を変える場合には、その数年前には方針を示す必要があると思うんです。それから今、言われた契約期間等考えますと、私はここ2、3年の間に、3施設のあり方について基本方針をつくっていく取り組みが必要じゃないかを感じるわけです。またその中で、川島での温泉掘削をするかどうか、その判断も出てくるんじゃないかと考えます。次、5番目に移ります。町営ホテル、レストラン、宴会場の必要度の認識についてです。かやぶきの館の令和4年度の宿泊者数は年間2,791人、このうち町民の利用は0人です。パークホテル、かやぶきの館の宿泊部門、町民の利用は今後もほとんど見込めないのではないのでしょうか。町営ホテルっていうのは、町民利用のための公共施設ということに対しては、元々無理があると私は考えます。またレストラン、宴会場です。これは本来民間がやる分野だと思います。公共施設

でやることによって、民間よりも安くて美味しい食事が提供できるということなら、公共でやる必要があるんですけども、好みは様々ですしそれは難しい話です。税金を使って民業をある意味圧迫してまでやる意味があるかどうか疑問に思うわけです。そして先ほどお示したように、レストラン、宴会場の利用者は、3施設の利用者の中では比重としては少ないわけです。そこで質問です。住民福祉や自治法に照らして、町営ホテル、レストラン、宴会場の必要度は私は低いのではないかと考えますけどもこの点の認識はどうでしょうか。

○町 長

はい。これまで長年にわたり町民の皆様の交流の場として、また観光振興や地域経済の活性化に資する拠点として、一定の役割を果たしてまいりました。現在は指定管理制度を活用し、民間のノウハウを取り入れながら効率的な運営に努めているところであります。一方で建設から相当の年数が経過し、施設の老朽化が進んでいることに加え、物価やエネルギー価格の高騰など運営を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。今後、改修や設備更新には相応の財政負担が見込まれることから、施設のあり方について慎重に検討していく必要があると認識しております。しかしながらこれらの施設は単なる宿泊・飲食機能にとどまらず、町民の福祉向上、企業や地区の新年会等、地域コミュニティを支える重要な役割も担っています。また観光客の受け入れ体制を整えることで、地域の魅力発信や経済波及効果にも繋がっております。また現在これらの施設で働いている方々の雇用のあることから、そのあり方の検討にあたっては、地域経済や雇用への影響も十分に考慮する必要があると認識しております。いずれにいたしましても、基本は町民の福祉向上に資する施設であることであり、観光振興との両立も図りながら、町民の皆様にとって真に必要とされる施設としての役割を果たし続けられるよう、指定管理者と連携しながら、経費の削減や利用促進策の強化に努めてまいります。以上です。

○吉 澤（4番）

かやぶきの館につきましては、建設当時、町内に相当の反対の声があったんですよね。これ町がやるべき事業なのか必要があるのか、赤字になれば町民の負担になるんじゃないかというのがいわゆる慎重・反対の根拠です。残念ながらこの不安が現実になってきていると思います。町長さん言うように、観光、雇用、地域経済の波及効果があることは認めますけれども、それは民間企業も同じことだと思うんで

す。民間施設であっても同じことです。町が公共施設として手を出す場合、黒字で町の負担が少ない場合にはプラスの効果としていいかもしれませんが、赤字で町の負担が大きくなれば、その今、言われた雇用や地域経済や波及効果、観光効果を負担が消してしまってマイナスになる、そういうことではないかと思うわけです。全国で行政が観光開発に手を出して失敗して、にっちもさっちもいなくなっただけという例がいくつもあります。この教訓に学ぶべきではないかと思います。この際、ホテル、レストラン、宴会場が公共施設にふさわしいか元から考える必要あると思います。もう一つは時代もおっしゃるように変わってきています。昔はまだそうはいっても財政力があつたかもしれませんが、30 年間も給料・所得が上がり成長しない国で、本当に苦しい地方財政になってきている中での今の状況ですから、そういう点でも検討いただきたいと思います。この項目の最後、改善とあり方検討をどう進めるかです。町の公共施設は町民みんなの施設です。町には管理責任があり指定管理業者があつて、軽々しくできないことも多々あるとは思いますが、すぐにできる改善や試してみる改善策もあるのではないかと思うわけです。町政の主人公であり、何よりも喜んで使ってもらいたい町民から、3 つの施設に対する要望や意見を大いに聞く必要があるんじゃないかと思うわけです。今後のあり方検討は難しい課題、難しい判断だと私も思います。しかし、厳しい財政の中で町の負担が増えている、改修時期も近づいている、本当に改善等本格的な研究が今こそ必要ではないかと思うわけです。この改善とあり方検討は、各施設別に当然やるわけですが、3 施設全体としてこれをどうするんだっちゅう検討もなくして、それぞれの施設をどうするかっちゅう踏ん切り、決着もできないんじゃないかと思うんです。ですから、個別施設の改善とあり方を検討すると同時に、3 施設としてどうしていくかという検討も、町がコーディネートして総合的に検討していく、こういうことが必要じゃないかと思うわけです。そこで質問です。町が主導して、住民参加も得て当面の改善策と今後のあり方についての研究検討を進めるプロジェクトを立ち上げる考えはないでしょうか。

○町 長

はい。施設の老朽化が進んでいることに加えて、近年の物価高騰や光熱費の上昇、人件費の増加など取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。町の財政状況を考えますと、改修や設備更新にかかる多額の費用負担も大きな課題であり

ます。そのような中で住民参加による改善策や施設のあり方を検討するプロジェクトを立ち上げてはどうかとのご提案は、大変重要な視点であると受け止めております。これらの施設は単なる観光・宿泊機能にとどまらず、地域経済や雇用、さらには住民の憩いの場としての役割も担っており、その将来像を考えるにあたっては、行政だけでなく住民の皆様のご意見を伺いながら進めていくことが望ましいと考えております。一方で、施設の今後の方向性につきましては、経営状況の分析、改修費用の試算、民間活力の更なる活用可能性の検討など、基礎的なデータの整理と専門的な視点からの検討も不可欠であります。まずは、現状の経営状況や今後の改修費用等について整理分析を行い、その後、段階的に住民参加の機会を設けるのはいいののではないかと考えております。必要に応じて外部有識者の活用も視野に入れ、最終的には町にとって最も持続可能で、地域にとって価値のある施設のあり方を見定めてまいります。以上です。

○吉 澤（4 番）

ぜひ検討を進めていただきたいと思います。私は主に数字の面から今日、意見言いましたけども、視通の面で言えば町民の声が宝です。私もまた提案があれば出していきたくと思います。次、大項目の 2 番、除雪、融雪剤散布路線の拡大についてです。時間がなくなってきましたので、1 と 2 を合わせて質問しますので回答をお願いします。現在の対象路線とその選定基準はどういうもののでしょうか。そして高齢化が進んで空き家が増えている中で、対象路線を増やしていただけないでしょうか。お答えください。

○建設水道課長

町の除雪作業につきましては、道路管理者として降雪時や路面凍結時に道路利用者が防滑装置、いわゆるスタッドレスタイヤですけどを装置して、路面状態に応じた運転を行っている場合の交通確保、特に通勤通学時における幹線道路の交通確保を目的としております。町道の対象路線としましては、道路網として特に交通を確保しなければならない路線でございまして、58 路線、約 57 キロとなっております。また、融雪剤散布路線につきましては 19 路線、約 15 キロでございます。なお、除雪路線以外のいわゆる生活道路につきましては、各区を通じまして、地域の皆さんの協力により除雪をお願いしているところでございます。対象路線を増やせないかということでございますけど、除雪路線の延長を延ばすことは、除雪業者あるいは除雪

機械の減少などから現状困難というふうに判断しております。除雪融雪剤散布は、平日休日関係なく、真夜中のうちから作業に入っていており、作業車におきましてもオペレーターの確保に苦慮しているということでお伺いしております。本年度も令和6年度から1業者が減少しており、現在12業者となっており、体制の維持が年々厳しい状況となっております。まずは、引き続き幹線道路の交通確保を優先しておりますので、生活道路につきましては、引き続き地域の皆様の協力によりお願いしたいと考えております。以上です。

○吉 澤（4番）

生活道路は地域住民でと、増やせない理由は業者確保が難しいんじゃないかという話ですけども、今、土木工事予算もなかなか伸びない中で、工事単価が増えてるもんで工事量が減ってるもんですから、仕事がないちゅう話を結構聞きます。除雪や融雪剤散布でも仕事だから仕事になりゃありがたいよという声も、私は一部ですけども聞いております。これをぜひ追求していただきたいと思ういます。本当に高齢化と空き家の増加で、これまでのように雪かきや融雪剤の散布ができなくなってるちゅう声をあちこちで聞くわけです。今年頑張って融雪剤まこうとして転んで怪我して病院に通ってるっていう奥さんの話も聞きました。まずは予算を増やしてですね、区から要望を挙げてその中から行政で全部というわけにいかないって話はわかりますけども、選んで拡大するというルールを作って、増やしていただきたい、また業者が拡大できないかということについても検討していただきたいと思います。次3番目の質問に移ります。マッサージ助成券の普及改善についてです。それこそ時間がなくなってきましたので、1番は事前に私、数字も聞いてますので2と3を合わせて質問してお答えいただきたいと思います。この昭和50年に要綱が作られた50年前くらいからやってる制度のようですけども、過去5年間の利用者数は3人、2人、5人、4人、今年はまだゼロということですから5年間で14人、利用している事業所は3事業所、このうち一つは私が開拓してやったところですから、事実上2事業所でしょうか。私、前も一般質問で取り上げたら「や、いい制度じゃないの、知らなかったよ、やりたいよ」っていう方もいた割には使われてないし普及も進んでいません。いわば数人の町民しか使ってないし、数、ごく限られた事業所しか使っていない状況です。しかしこれはもったいない残念な、私は温かい町らしいいい制度だと思うわけです。そこで質問の2では、収支の改善、質問の3では制度の

改善を質問するわけです。2 ではこの間、数箇所の町内の施術所に私聞いてみたんですけども、みんなこの制度を知らないんですよ。そんな制度あるんですか。そうですよね使ってるところが 3 箇所しかないわけですから。そういうもしお知らせするチラシがあれば、事業所に置いてそのお客様にお知らせするよという話をあちこちで聞きました。ですから項目の 2 番目で、町内の施術事業者とタイアップして、制度周知普及することをやってはどうでしょうか。3 番目がですね、これは高齢者の健康維持増進に役立つとともに、やり方によっては町内でお金が回る、そういうふうにできるんじゃないかと私考えたわけです。そこで提案なんです、利用者を町内事業者に限定して、その代わり対象年齢は 65 歳まで、できれば引き下げてもらって、また交付枚数も年間 3 枚からできれば 5 枚ぐらいに増やしてもらったりして、そして町内で健康増進で事業所も活用して町民も喜ぶというふうな改善ができないだろうかと、この 2 点、質問と提案になります。まとめてご回答いただければありがたいです。

○住民税務課長

あん摩、マッサージ、指圧師等の施術費の助成につきましては、70 歳以上の高齢者を対象に 1 回 800 円、年 3 回まで助成する制度として実施しております。しかしながら、令和 7 年度は利用実績がなく、直近におきましても利用者数は限定的な状況であります。このことから、まずは本制度が現在の高齢者ニーズに合致しているか、費用対効果を含め検証することが必要であると考えております。ご提案の町内施術事業者との連携につきましては、一つの方策と考えますが、まずは制度のあり方そのものについて検証を行った上で、必要な見直しを研究してまいります。また 3 番目の質問でありますけれども、いずれにいたしましても、利用実績や費用対効果、他の高齢者福祉施策との優先度を総合的に勘案し、本制度のあり方については見直しも含め研究してまいります。

○吉 澤（4 番）

実際 1 回 800 円の割引券、年間 3 枚ではですね町外の施術所では言いにくい、使いにくいんですよ。町内だったらまだね使いやすい面がありますし、そして町内にもいろいろな施術所ありますから、気になってもなかなか敷居が高くて行きにくいという面があるんですが、割引券があれば、それを使って 1 回行ってみるかということにもなって「案外俺に合ってるなと、近くにこんないいところがあったのか」っ

ということになればお互いにいいわけです。お試しで行きやすいし、もうお金も町内でも回るということになりますので、そういう改善が必要じゃないか。大前提として言えばこのまま続けていいかどうか検討するちゅうような話ですが、それは止めるっていう選択肢じゃなくてですね、本当に思いやりがあって町らしい制度だと思いますから、まずは知らせると、どうやって知らせるかということと、さらに予算もありますけど改善ができないかという改善方向での検討をぜひ強く求めたいと思います。時間になりましたので 4 番目の質問は今回は省略させていただきます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

ただいまより暫時休憩いたします。再開時間は 15 時 10 分とします。

休憩開始 14 時 53 分

再開時間 15 時 10 分

○議 長

再開いたします。質問順位 13 番、議席 6 番、松澤千代子議員。

【質問順位 13 番 議席 6 番 松澤 千代子 議員】

○松 澤 (6 番)

ラストランナーです。よろしくお願いいたします。早速始めさせていただきたいと思います。2 月 4 日に男女共同参画と地域活動の担い手不足に関する議員と女性団体連絡協議会との意見交換会を実施いたしました。女団連からは地域での女性リーダーの育成が必要との意見が大半を占めて、たくさんの案や意見が出されました。また、この件につきましては 1999 年、平成 11 年度から始まった男女共同参画プランですので、言葉自体が古いのではないかというご意見もありました。25 年、四半世紀になりますので、確かに否むことはできません。しかしながら、世間の風潮はわずかずつでも変化しつつありますので、25 年前に生まれた子どもたちが家庭を持ち、子育てをする時代に入り、当然のことその代の人たちには男尊女卑なんていう言葉は存在しません。男性が当たり前に家事をこなし、当たり前に育児をしている光景があります。こうして男女共同参画社会が徐々に息づき、各家庭にともにのとも、共が存在してきているのです。共同参画について若い世代の家庭は変化してきておりますが、これだけ問題になる現代社会まだ全体は道半ばということ、それは何が原因なのでしょう。組織の中で男性が育児休暇を取得しにくいということでは

うか。男性と女性との間に給与の差があるということでしょうか。あるいは体験してきた慣習に区切りをつけられないことに気づいていない、アンコンシャスバイアスと言われる無意識の思い込みが社会に残存しているからでしょうか。PTA 役員等の女性の参画や様々な役員への女性登用に障壁はまったくありません。あるとしたら、女性の心の中に今まで男性がやっていたものを、ただでさえ子育てで家事で忙しい私たち女性が、なぜやらなければならないのかという思いがあるのでしょうか。別の会で出されたご意見ですが、そもそもリーダーになりたいとか、活躍したいと意識している女性が少ないのだということです。そのような意識の中では私が手を挙げなければならない、私が出ていかなければならないという意欲は湧いてこない。ですから、女性がリーダーになるのは当たり前を意識を根差す教育が必要だと言うのです。よそ事ですが私の長女が小学校 5 年生のときに臨んだ児童会長選挙のことを話しますと、隣のクラスの先生が「女になんか負けるな」と、その隣のクラスの候補者に言ってるのを聞いたと言い、「女だっていいじゃんね」って家でさんざん不満を言いました。長女は松本市の小学校でした。7 年後、次女は辰野の西小学校でしたけれども、「私は会長だったらやるけれど副会長はやらない」と言いました。長女と次女との間に 7 年の差があり、このような考え方に大きな差が出ていますが、そんな 2 人の娘たちは今、50 代と 40 代という年齢になりました。あの頃が男女共同参画社会の岐路で、入口真っ只中だったのではないかと思っております。そして、今は女の子の児童会長が普通に誕生する時代になっております。女性がリーダーになるのは普通のことで当たり前、女性の意見は様々な場面で求められているのだという認識、それが社会にとって必要だということ、それらを解いて意識改革を進めていくのが女性リーダーの養成です。まず、この男女共同参画プラン問題に取り組んできた課題、ともに参画できる環境づくりの中で、行政における政策や方針決定の場への女性の登用と人材育成の促進という項目の中で、地域女性リーダーの養成について町としてどのように進めてきたのかを具体的にお伺いしたいと思います。

○町 長

はい。辰野町では県に先駆けて平成 11 年度に「ほたるの里男女共同参画プラン」を策定しまして、5 年ごとにその時々の方情に合わせた改定を行い、今年度までは第 5 次改定版に基づいて施策を展開してまいりました。平成 18 年度に制定された「辰野町男女共同参画社会づくり条例」では、このプランを基本的な計画に位置づけ、

これまで男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進してきました。町職員での女性管理職の割合は 32.3%と県の 14.3%を大きく上回ってはいるものの、地方自治法に基づく審議会等の委員に女性が占める割合は、辰野町では 26.1%、県平均は 42.1%となっています。また自治会長の女性比率は 0%であり、これからも男女共同参画社会の実現に向けて一層取り組んでいかななくてはならないと考えております。具体的な取り組みにつきましては担当課長よりご説明申し上げます。

○学びの支援課長

男女共同参画プランを策定している担当課としてお答えいたします。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、町では「ほたるの里男女共同参画プラン」を策定し、ともに参画できる環境づくりを目標の一つに掲げて取り組んでまいりました。この目標で示した課題の一つに、議員のおっしゃるとおり政策決定への女性の参画意識を促進する、が挙げられ地域・行政機関・企業など、あらゆる場に女性も男性もともに参画し、政策方針等を決定する場で女性の意見を反映させることが重要というふうにされております。その施策としまして、行政における政策・方針決定の場への女性の登用と人材育成の促進があり、地域女性リーダーの養成というものが挙げられております。政策決定の場への女性の登用で見ますと、役場での課長の女性登用率、これも町長が申しましたとおり 32.3%となっておりまして、少しずつですが男女共同参画の取り組みの成果が出始めているというふうに考えております。しかしながら審議会や委員会等への女性の登用率上昇させるということが、なかなか難しい状況が続いているということになっております。令和 7 年度の男女共同参画プランの進捗状況におきましても、地域女性リーダーの養成につきましては、なかなか取り組めないという状況が見られておりますけれども、今後の計画として、人材を育成するための研修に取り組む予定ということになっております。また、女性活躍推進法とも連携した課題である、働く女性の就労・労働環境を整備する、のうち女性向けセミナー等、スキルや知識の習得の場の提供の施策に基づきまして、令和 4 年度には、仕事と子育てを両立するためのチームづくり、人間関係づくりのコミュニケーションのコツ、怒りを上手にコントロール（アンガーマネジメント）研修、令和 5 年度では、自己 PR、面接対策コミュニケーションなどの、女性リーダー育成にも関係する研修会を実施してきました。これらの研修では、まずは女性が就業し活躍するための能力の開発や支援を行い、ひいては地域女性リーダーへと繋がってい

くということも期待をして行ってきた研修になります。そのほかにも区長会において、地区での女性役員の登用を依頼したり、課長会などでも審議会や各種委員会への登用についての話もしてきている状況です。

以上です。

○松 澤（6 番）

なかなか進んでいかない、でもどこかで進んでいるって気はいたします。難しい問題と考えておりますが、地域の女性を育てる会っていうのが少なかったかなっていうふうに思っております。時間が解決していくっていうことはわかっておりますけれども、テコ入れも必要かなっていうふうに思います。女性リーダーを養成するのに、私としては女性がどのような場面で必要とされているのか、それはどのようなときなのか、そのようなことを考えました。女性の視点が一番必要で、地域研修会開催を早期に求められているのが、防災リーダーなのではないでしょうか。あつてはならないことですが、避難所開設などという非常時に真っ先にやらなければならないことは、簡易トイレの設置です。この設置場所の決定は、女性の視点からでなくてはなりません。着替えのこと、食べること、このあたりはどうしても男性・女性という分け隔てた言葉が出てきてしまいます。男女共同ですがここは女性が先頭に立たなくてはなりません。防災に関する地域での女性リーダーを早急に養成していただきたい。そのあたりはいかがでしょうか。

○総務課長

災害はすべての人の生活を脅かしますが、女性や子ども、また脆弱な状況にある人々がより多く影響を受けるとされています。災害から受ける影響や性差を、年齢からくるニーズの違いに配慮された災害対応が求められてくるものと考えられます。能登半島地震でも被害者支援体制において、男女共同参画の視点が十分ではなく、女性のニーズに配慮した対応が不十分であったという情報もありました。災害が発生した場合に備え、現状では地区の役員に男女差がある現状をふまえて、男女の違いに配慮した目線を持ちつつ訓練を行うことや、防災に関する知識の普及において女性の参画やリーダーシップが重要であると認識をしております。まずは、各地域には既に様々な団体で要職を経験された女性の方々、また幹部を担う女性消防団員の方がいらっしゃいます。それぞれお持ちのスキルや経験を活かし、地域において防災意識の向上や普及啓発に参画いただきたいと考えているところであります。

皆様の防災分野においてのスキルが活かされるよう、意識醸成、また登用について
の話を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○松 澤（6 番）

ぜひね、そのように進めていっていただければありがたいと思います。消防団におきましては辰野町は本当に県でも先頭をきって走っておりますので、それに基づいてぜひそのリーダーを作っていただきたいと思います。早急に進めていただきたいと思います。次の質問ですけれども、先ほどもありましたが行政における政策や方針決定の場への女性の登用です。女性の登用がなかなか増えていかない、この理由に挙げられた充て職が多い、人数が増えてしまうってことですが、とにかくまずは目標値を定めることではないでしょうか。長野県が公表している市町村別のジェンダーギャップ見える化シートの町村審議会等委員に占める女性の割合は、辰野町では総勢 345 人に対して女性は 90 人、割合を申し上げますと県の組織は 42.6%達成に対して、辰野町では 26.1%と約半分です。この数字を何とかして上げていただきたい。あと 56 人増やさないと県並みにならないわけです。国や県のレベルでも目標値があるわけですからそれに沿うように、例えば女性枠を取り年齢にこだわることなくお願いすること、最初の一步としては必要なんではないでしょうか。また、充て職にこだわらず、その分野に詳しい人をお願いすればいいのではないのでしょうか。例えば、職業、前職や現職その知識をお借りするとか、趣味の分野を広げていただくとか、また、事務局任せではなく町の審議会や委員会あげて、その会の熱意でお願いしてみたい。このあたりはいかがでしょうか。

○総務課長

令和 8 年 3 月改定の第 6 次男女共同参画プランにおきましては、審議会へや各委員会等への女性の登用率を、令和 12 年度を目標にしまして 50%として定めているところでございます。23 の各委員会につきましては、令和元年度、総数 291 人に対して 105 人の登用、登用率 36%に対しまして、令和 7 年度では 307 人に対して 105 人の 34%とわずかに減少しているところでございます。委員会の中で総数がですね増えた委員会もあったり、また女性の登用がですね大幅に増えたという委員会もありましたけれども、ほかの委員会において微減をしているというようなことが、低下の原因かなというふうに分析をしているところでございます。目標値をですね設定をふまえて登用が進んでいくように、各課へ共有をしてまいりたいと思います。また各区長会

等々へですね意識啓発についても心がけていきたい、そんなふうに考えているところでもあります。以上であります。

○松 澤（6 番）

はい。その目標に向かっていっていただきたいと思います。できるだけ早くその目標を達成していただくように努力をお願いしたいと思います。充て職が悪いとかいうわけじゃなくて、充て職をお願いするのには理由があることです。当然のことです。それぞれの立場でご意見をいただきたいていうふうに思うのは、もう当然のことで価値のあることです。しかしながら、徐々にということでは待っていたのでは到達点が遠すぎます。切り口を変えてみるのも初めの一步ではないでしょうか。次です。自治会活動においては、女性の参加状況は私の手元の資料は少し古いかもしれませんが、1 割強にとどまっておりかなり低い状況です。先ほど町長のおっしゃってくださった長野県発表の見える化シートでは、辰野町が唯一ゼロというのは、自治会活動の分野いわゆる区長です。もちろん平均値をクリアしていないものはほかにもありますが、ゼロというのは何とかしなくてはと思います。女性側にも区の方にも担い手不足の問題を大きく抱えていて、女性の更なる参画を望む意見はあるものの、実際には男女間の意識改革が進んでいないというのが本音なのではないでしょうか。区長会との意見交換会は前年度行われました。そして、多くの意見が出されました。草刈りや山仕事、側溝の泥上げ作業などが身体的に大変だから、女性にとっては区長は無理という優しい思いやりの気遣いが主な理由でした。でも本当にそれで良いのでしょうか。このようにあちこちの地域から、地域の担い手不足の声が挙がっているわけです。不足している担い手に女性が手を上げるべきです。私が宮木の役員だったときの、横川川土手の草刈り作業は、私の足首の怪我のため傾斜地での作業ができなかったのも、そのときは夫が代理で出てくれました。代理で良いのではないのでしょうか。代理がいなければ役員同士や区民同士でカバーし合えばいいのです。また昨今は軽い女性用のビーバーもあります。畑などお持ちのご家庭では、ビーバーでの草刈り作業は女性も通常に行っておいででしょうし、逆に男性であっても、一度も使ったことがないからということで使えない方もいらっしゃるはずです。役場に勤務している女性たちも使える方はおりますし、私も実家の畑を手伝っておりましたからビーバーでの草刈りはやっておりました。ただ、私は肝心のエンジンが上手にかけられないので、エンジンだけは SOS を出して手伝ってもら

い、草刈りはやっておりました。さらに女性でも男性でも扱ったことのない重機、例えば雪かき機などできない人はできない、それはできる人にお願いします。男性でも女性でも同じです。男性の仕事、女性の仕事と決め付けないのが男女共同参画の進め方なのです。すべて協力体制でやればいい、無理なことはSOS、それぞれができることをやる、得意なことをやる、男性と女性を区切る必要はないのです。区長は男性でも女性でも受け入れは大丈夫だと区長会でも言ってくださっております。機会は均等だということです。女性にも間違いなく区の仕事をこなす能力はあります。十分にあります。ただし、区の仕事は多岐にわたるため区の情勢を知らなくてはできません。問題はそこなんです。その部分なのです。男性は若い頃から様々な区政に携わってきたからこそ、区の仕組みがわかっているのですぐできますが、今現在の女性にとってはほとんどの家庭で区の仕事は男性のものと考えていたため、知らないことが多いんです。これは女性の責任ではなく、女性は知らなくて良いこととされてしまってきたからです。例えば、区内を流れる農業用水路一つとっても、その水路の頭首工はどこにあって、頭首工っていうのは入口なんですけれどね、どこにあってどのように取水し暗渠がどのように通り、どこへ流れ落ちていくか、誰が管理しているか、誰が使っているのか、知らないことばかりなんです。樋管と呼ばれるフラップゲートのことなど、災害時における所作が重要になってくるものを人ごとで過ごしてきてしまっているのです。さらに、衛生関係は、土木の関係は、神社の仕組みは、会計はなど区長の仕事は事務処理だけではありませんので、たとえ1年の任期でも多岐にわたる区の情勢を知らなければ区を運営できません。ですから区の中へ入って区の会議に出て学ぶ必要があるわけです。そのためにはまずは、小さい町内から常会などの役に女性を加えていただくこと、例えば、公民館役員の半数を女性にさせていただくとか、常会長を半数女性にお願いするとか、そのあたりから男女共同参画を組み込んでいくべきです。それらの役などを経験していただいたら、区議会議員などを経験してもらい、それから区長をお願いしていくのです。そのあたりはどの区も同じではないでしょうか。私は宮木地区以外を知らなくていけません、区の内容は区によってそれぞれ違うわけですから、一律、役場主催の研修会というわけにはいかないと思います。区の中へ入って区の会議に出て学ぶ、男女共同参画プランの施策の中には、地域において女性が活躍する場の創出や地域活動への参画の気運の醸成と記されております。これは時間のかかることなんです。

行政側には早々に本当に早々に様々な分野で女性が活躍できる地域活動への参画機運の醸成をお願いしたいと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○学びの支援課長

議員のご指摘のとおり男女問わず地域においてリーダー的な役割を担うためには、その地域を知ることから始まると思います。先ほどのお話のとおり男女共同参画の女性が参画する機運の醸成をするということをするためには、慣習やしきたりの見直しやアンコンシャスバイアス（無意識の偏見、思い込み）といった解消、女性がその能力を発揮し地域リーダーとして活躍できる環境を整える、一つ重要な要素ではないかというふうに考えております。令和8年度から取り組む第6次改定版男女共同参画プランの第6次改定版の策定に際しまして、実施したアンケートにおきましても、団体の代表者を男性が担うことがしきたりや慣習になっていることが、女性の参画が進まない理由として最も多く挙げられております。このため、男女共同参画プランでは地域の役員だけではなく、固定的な性別により役割分担や性差による偏見などを解消し、一人ひとりがその個性と能力を発揮し、活躍できる社会を目指しています。これまでもLGBTQ（性的少数者）やダイバーシティ、これは多様性という意味だそうですが、それなどに関する人権啓発講演会を開催して啓発活動を行ってきました。令和8年度も今年度同様に人権啓発講演会を開催する予定でおります。また、女性リーダーの養成のところでもご説明したとおり、区長会などを通して正副会長にこだわらず、地域の役員に女性を登用していただくように依頼もしてきているところであります。さらに昨年度、議員からのお話もあったとおり区長会と女性団体連絡協議会の懇談会、さらに今年度は町議会と女性団体連絡協議会との懇談会が開催されるなど、それぞれの立場での男女共同参画に対する思いを確認する機会もできました。これは特に区長会等の懇談会につきましては、長野県内の市町村における男女共同参画の好事例、これは良い事例という意味の好事例ですけども、この良い事例として長野県のホームページでも多く紹介をされているというところになります。非常に県内でも先進的な事例ということで評価を受けているということになります。男女共同参画プランを策定して25年経過しております。議員のご指摘のとおり、今では学校現場で女子の児童会長や生徒会長あたり前の光景となっておりますし、女性のPTA会長も選出されています。また、地域によっては女性の分館長が選出されたこともあります。若い世代を中心として現在ではやはり男性が家

事を行い、育児休暇を取得するという場面も多く見られるようになりました。これにつきましては世代間におけるギャップはあるものの、男女共同参画の意識は着実に広がっているというふうに感じております。第5次改定版が策定されて以降、社会情勢は急激に変化してきました。そのため、第6次のプランにおいては、性の多様性に配慮し内容を大きく見直して策定をしています。社会が熟成し、女性の総理大臣が誕生したように、様々な場面で女性が活躍する時代となりました。今や女性のリーダーを養成する時代ではなくて、ジェンダーフリー（性別による社会的・文化的差別を受けることなく）一人ひとりが自分らしく生き、リーダーとして活躍できる人材も含めて、それぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現を目指していく段階ではないかというふうに考えております。そのためにも、来年度から始まる第6次改定版で掲げた施策を、今回新しく定めました指標を評価基準としながら、着実に進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○松 澤（6番）

学びの支援課長のおっしゃることはごもっともですが、でもそれでもまだアンコンシャスバイアスが残ってるんです。その残っているのを払拭するためには、女性の気持ちも、やはりどこかで払拭させていかなければならない。自分はリーダーになりたいわけではないけれども、でもやっぱりこの世の中に必要とされているんだという思いを植え付けるための、そのリーダー研修は大事なんじゃないかと思います。正直な話、第1期の男女共同参画の委員をやりました。あちらの方も同じです。本当にその当時は今のような感じではなくって、本当に大変な参画に対する改革でした。こんなにしてもいいのかっていうくらいの改革を、机上のあれですけども本当に考えました。本当にそんなことができるのかっていうことまで考えましたけれども、でもそれでも25年かかっているんです。25年かけたものが、そんなにすぐって言うかもしれませんけれど、25年かけてきたからこそ、もうこの後は、後がないんだっていうふうに思っていたいただいて、すぐ変えていただきたい、そのぐらいの思いでおります。ぜひ本当に女性リーダーになるのは普通のこと、当たり前のこと女性の意見はいろんな場面で求められているんだということ、そしてそれが社会にとって重要なことなんだということを、女性の気持ちの中に植え付けていただくリーダー研修、ぜひやっていただきたいそんなふうに思います。そして先ほど申し上げました、いろいろな最悪の場面のときのリーダーですけども、それもぜひ早めに

やっていただく、いろんなところでいいと思うんです、そんなにどうしてもそのリーダー研修とかっていうふうに考えるのではなくて、例えば女団連の中で話し合っていたとか、そこへ来て話をさせていただくとか、それからいろんな場面もあると思うんですね。集まっていたこと、例えば赤十字奉仕団の集まりとか、そういうときにも、ぜひそういう話をさせていただきたい。そういうことを意識して話をしてくださる方をそこに呼んでおいていただければ、ちょっとだけでも話ができるんじゃないかなっていうふうに思います。少しでもテコ入れのつもりで1個入る、そこにもう一つテコが入るだけで徐々に変わっていくと思いますので、ぜひそんなことを考えていただきたいと思います。この質問は以上で終わりにいたします。次に、多文化共生社会の教育についてお伺いいたします。外国にルーツを持つ子どもたちと過ごした夏休み期間中のことです。宿題を一緒に見ていました。中学生の理科の宿題でした。問題の意味がわからずに解けないでいるんです。問題を説明するのにとても苦労しました。とても時間がかかりました。問題の意味がわかると即わかるんですが、その中学生にとっては日本語の理解のみが大きな問題でした。障壁でした。今、現在辰野町の小中学校に在籍している外国にルーツを持つ子どもたちは何人くらいいるのでしょうか。日本語の対応、日本語教室はどのように行っているのでしょうか。子どもたちの日本語の語学力は授業をできるまでになっているのか、授業についていかれているのかをお伺いしたいと思います。

○教育長

はい。議員の質問にお答えをしたいと思います。外国にルーツを持つ子どもということですが、ルーツを持つ子どもについては正確な数はわかりません。ですが外国籍の児童生徒ということであれば、この辰野町内、両小野小学校も含めまして、小学校では27名、辰野中学校には12名とブラジル国籍が最も多く、以下、パラグアイ、フィリピン、インドネシア、中国、韓国、カナダ、ロシアとこうあります。そしてこの中で日本語が十分に理解できてなくて、言語に対して配慮が必要な子どもということになりますと、これ昨年12月の向山議員の質問にも答弁いたしましたけど、小学生では6名、中学生では7名在籍をしているということになります。このような児童生徒への支援ですけれど、まず1つ目は県の教育委員会から、これも向山議員の質問にお答えしましたけれど、外国籍児童生徒支援の1.0の職員加配をいただいております。この職員が日本語への対応、日本語教室への指導を行ってお

ります。辰野東小学校を基本として西小それから南小にも出かけて、日本語の習得の支援だとか、家庭通知を母国語で翻訳をして渡すというようなことをしております。でも、これだけでは不十分ですから、小学校にも中学校にもさらに町費の日本語指導の先生方をそれぞれ 2 人ずつ配置をし、できるだけ対応をとっております。しかし日本語が不十分で言語に配慮が必要な子どもと言いましてもね、ものすごく程度が幅があるんですね、日本語がまったく理解できない子どももいれば、日常会話はある程度理解できる子、ゆっくり個別に話をすれば学習内容もある程度理解できる子、文章は書く方の文章ですねこれはうまく理解できない子など、一人ひとりみんな状況が異なっておりますので、一斉指導というわけにはまいりません。個々の対応が必要になってくるという困難さがあります。小学校では日本語教室にて、日常会話、読み書きなどを中心に特別な教育課程で指導を受けている子や、あるいは所属学級にて町費の支援の先生がそばについてね、翻訳をするなどの指導を受けている子、あるいはその所属学級の国語、算数、道徳などの授業のときには、日本語教室に来て指導を受けている子など様々でございます。教科書やテキストなどではルビを振って対応していますけれど、問題文が理解できない場合、隣に通訳したりしてあるいはやさしい日本語で、今、議員言われるようにね優しいかみ砕いた日本語で説明したりしております。それで対応しております。中学校でも大変個人差がございます。小学校と同じように所属学級の国語とか社会などの時間に、別室で日本語指導の先生から、日常会話だとか読み書きの指導を受ける生徒もいたり、所属学級内にて、やはり町費の支援の先生方から先生の説明をさらにかみ砕いて説明を受ける、教えてもらう、そんな生徒もおります。ただ、この町費の日本語指導の先生方も、できる言語は英語とポルトガル語だけなんですね。ですから、他の国の言葉に言語にはなかなか対応できないということで苦しい部分があります。そのような児童生徒に対しては、現在も使っているタブレットの翻訳機能を使ってやり取りをしている、意思の疎通をしているということになります。今、議員が言われたその授業内容が理解できているかどうかということ、これは正直大変厳しい子も中にはいます。これは外国籍の子だけじゃなくて通常の子どもたちの中にもねなかなか厳しい子もいるわけです。この外国籍の子どもたちですけれど、まったく日本語がわからない子どもたちが突然来日して、町内の小学校、中学校に入るという場合ですね。小学校 1、2 年生程度の年齢できますと、比較的短時間で友だち同士の

会話はできたりする、日常会話理解できるんですね。ところが 6、7 年たって中学生くらいの年齢で初めて日本へ来て日本語習得するってのは、これものすごくハードルが高いという現実がございます。かなり個々の児童生徒によって違うなという感じがしております。以上です。

○松 澤 (6 番)

確かに難しい問題だと思います。でも対応してくださる先生がそれだけ大勢いらっしゃるということ、本当にありがたいことだと思います。小学校の授業でも高学年になってくるとちょっと高度になってきますし、さらに中学の授業になってきますと、いきなり聞かれても大人でもわからないっていうところが出てきますので、本当に難しいんだと思います。例えば日本語は同じ意味でも言葉が変化していきます。歩く人が歩行者、水の温度が水温というような感じで、やさしい日本語の逆バージョンです。本当にこの言葉を使って理解していかれるのだろうか、というそのあたりが難しいところなんだと思います。そしてその中学生がその一定の水準に達していなくて、授業が理解できるっていうのは難しいことだと思います。そのあたりはどうでしょうか。そして、入試のことを中学生自身本人も親も理解しているのでしょうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○教育長

はい。先ほども述べましたが、日本語の理解度も一人ひとりまったく異なっております。辰野中学校では、生徒の状況によって工夫をしながら理解を深めるようにしております。例えば話すことが苦手な生徒に対しては、日本語学習テキストで基礎的な内容の定着から始め、少しずつ自信を持つことができるようにしていると、書くことが苦手な生徒に対しては穴埋めのワークシートを使用して自分の言語で表現することを促したり、フリートークの時間を設けたりして、日本語を使うことに慣れるそんな活動もしているようでございます。学習内容の定着という面例えば中学生でもね、例えば九九だとか四則演算、漢字など、この小学校で習得すべき内容が定着してない生徒っていうのが正直なところおるわけです。可能な範囲で過去に戻って定着を図りながら、現在の学習に少しでも繋げるようにサポートしております。中でもその外国にルーツのある生徒については、やさしい言葉で説明したり、図などを使って説明をしたりしてますけれど、やはり学習言語の習得ですね、今言われたようにね水の温度、水温というようなね、こういうような学習言語の習

得に難しさを感じております。日本語やそれから英語も通じない生徒もおります。そういう生徒には先ほど言いましたけど、やっぱりタブレットの翻訳機能を使っていくとしかないんですね。高校入試もこの外国籍の日本語の理解が十分でない生徒への対応つつつても、まだまだハードルが高い部分があります。文字、テスト用紙を拡大をするとかね、ふりがなを振る程度の対応しか長野県でもできておりません。このあたりはまた大きな課題であるなという気がしておりますけれども、この進学に向けては辰野中学校の場合、日本語指導を必要としている生徒に対しては、本人、保護者ともに高校制度だとか中学校との違い、受験までの流れを担当と先ほどの日本語指導の先生が連携して丁寧に説明をして、理解した上で進めているっていうふうに聞いております。以上です。

○松 澤（6 番）

ありがとうございます。本当にね、近隣にたまたま三部制の高校がありまして、親は子どもが夜、学校へ行く意味がわからないで、この騒動になったっていうこともありました。高校そのものの意味が理解できていなかったこと、親も子どもも理解できていなかった、そのあたりで問題が起きたようでしたが、辰中ではちゃんと説明をしていらっしゃるっていうふうに、今、先生がおっしゃってくださいましたので、本当に良かったと思います。そのようなことをちょっと心配しておりましたが、辰中では丁寧な指導がされているということでした。ありがとうございます。ただ、しっかりとした通訳ができる人を中に入れて、誤解のないようなご説明をすることも大事なかっていうふうに思います。正しく理解できているか確認していただくっていうことも大事なかっていうふうに思います。進路・進学については、その子どもの人生を左右することですので、個々の指導として保護者への理解も深めていただいて、対応していただければありがたいと思います。次の質問です。ごめんなさい時間ですので、次の質問です。昨今、林野火災の発生がかなり多くなりまして、昨日の古村議員の質問にもありましたが、1 月 27 日の諏訪の山林火災は国道から目視できるところであった。また伊豆の林野火災も廃業した旅館の建物に延焼して燃え続けた。そんなようなことで山の中に残された空き家は誰の目にも留まらず朽ちていくのですが、その前段階は危険物に相当する負の遺産であります。町ではそのような山林の中にある横川ダムの、町所有の使われていない施設の状況をどのように把握されているのでしょうか。またどのような防火対策をされているのか

お伺いしたいと思います。

○まちづくり政策課長

町が普通財産として把握している施設のうち、横川ダム付近の山林内で該当する施設は、現在のところ 1 施設ございます。当該施設につきましては、町と関係団体で覚書を締結し、当該団体により管理・運営が行われているところであります。定期的な施設確認も実施されており、現時点において特段の支障は生じていないものと認識しております。一方で近年は林野火災等の発生も全国的な課題となっていることから、町といたしましても防火の観点を含め、適切な管理がなされるよう状況を把握し、必要に応じて状況の確認を行い、引き続き注視しながら対応してまいりたいと考えております。ほかに同様の施設があるかということもご心配になるかと思いますが、現時点で普通財産として把握している範囲におきましては、該当する施設はないものと認識をしているところであります。ただし、山林内の施設の実態把握につきましては、必ずしも十分とは言い切れない面もあることから、改めて関係部署等も情報を共有したいと考えております。いずれにいたしましても、町有財産の適正な管理に努めてまいります。以上です。

○松 澤（6 番）

ありがとうございます。管理されていないと伺っていたのですが、管理されていたらしゃるとわかり、正直なところ安心いたしました。日常では人の目に届かない山林の中という場所ですので史跡ですので、この後の管理も町の責任においてなさっていただければお願いしたいと思います。次にほたる童謡公園の平出側の公衆トイレについてですが、清掃はとてもよく行き届いているのですが、天井が高く上の方までは手が回らないのだと思います。暖かくなりましたのでちびっ子たちが公園に出かけて、一言言うのがクモの巣と鳥の羽が怖いということだそうです。軒下の網にかかっている白い羽が風に吹かれて揺れると怖いんだそうです。クモの巣がいっぱいあると怖いんだそうです。その高いところのお掃除をお願いできないでしょうか。

○商工観光担当課長

現在、ほたる童謡公園平出側のトイレについては、1 年を通して上平出童謡公園清掃部の皆さんに、ほぼ毎日清掃や周辺のごみ拾いなどを行っていただいています。ですが、近年、鳥や虫が増え、手の届く範囲や目立つところはその都度対応してい

るのですが、高い場所や目立たない場所については、その対応に苦慮しているところですが、これから暖かくなり、童謡公園を訪れてくれる方も増えてきますので、トイレについても清掃部の皆さんと一緒に、クモの巣や鳥の羽などでお子さんたちが怖がらないよう、高い場所も十分注意を加えながら、皆さんに気持ち良く使っていただけるように清掃していきたいと思います。なお、上平出童謡公園清掃部では、トイレ施設の清掃していただける仲間を上平出地区ばかりでなく、町内各地から募集しています。男女共同参画社会のこともありますので、女性の方も大歓迎です。よろしければ一緒に活動をお願いします。以上です。

○松 澤（6 番）

ひとつ残ってしまいましたが時間ですので、また次回にさせていただきたいと思います。お許してください。以上で私の質問終了いたします。ありがとうございました。

○議 長

以上で、一般質問はすべて終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

9. 散会の時期

3 月 10 日

午後 4 時 01 分 散会